

## 社会的責任に関するガイダンス

注記:これは、ウィーン作業グループ会議で設立された総合原案タスクフォース(IDTF)内でのさらなる起草および議論のために開発された作業文書である。この文書は、ウィーンでのTG議論を受けてタスクグループ(TG)4, 5及び6の起草チームによって開発された。編集委員会はこの文書を編集していない。

### 警告

この文書はISO国際規格ではない。この文書は、見直し及びコメントのために回付されるものである。この文書は予告なく変更されることがあり、国際規格として引用してはならない。

この原案の受領者が認知している関連特許権があれば、コメントを付けて提出されるとともに関係書類を提供されるよう求める。

文書の種類:国際規格

文書のサブ種類:

文書の段階:(20) 予備

文書の言語:英語



### 著作権表示

このISO文書は、作業原案又は委員会原案であり、ISOにより著作権保護されている。ISO規格開発プロセスの参加者による作業原案又は委員会原案の何らかの形での複製は、ISOからの事前の許可なしに許可されているが、この文書およびこの文書のいかなる抜粋も、いかなる形式でも、またいかなる目的でも、ISOの事前の書面による許可なしに複製、保存、又は伝達することは禁止されている。

この文書を販売目的のための複製許可の申請は、以下又は申請人の国のISOメンバー団体宛に出すことが望ましい。

[該当する場合には、作業文書が作成された枠組み内のTC又はSCの事務局に対して責任があるISOメンバー団体の著作権管理者の完全な住所、電話番号、ファックス番号、テレックス番号、及び電子メールアドレスを表示すること。]

販売目的の複製は、著作権使用料の支払い又は許諾契約の対象となることがある。

違反者は告訴されることがある。

## 目次

まえがき.....	iii
序文.....	iii
<b>1 適用範囲.....</b>	<b>1</b>
<b>2 引用規格.....</b>	<b>1</b>
<b>3 用語及び定義 .....</b>	<b>1</b>
<b>4 社会的責任の背景及び概念.....</b>	<b>4</b>
<b>4.1 社会的責任の背景.....</b>	<b>4</b>
4.1.1 歴史的背景 .....	4
4.1.2 社会的責任の範囲の変化 .....	4
4.1.3 社会的責任の現在の傾向 .....	5
<b>4.2 社会的責任の概念.....</b>	<b>5</b>
4.2.1 社会的責任の特性 .....	5
4.2.2 政府及び社会的責任.....	6
<b>5 社会的責任原則 .....</b>	<b>6</b>
<b>5.1 倫理的な行動の原則.....</b>	<b>7</b>
<b>5.2 法の支配の尊重の原則.....</b>	<b>7</b>
<b>5.3 行動に関する国際的な[基準][期待]の尊重の原則.....</b>	<b>7</b>
<b>5.4 ステークホルダーの利害の尊重及び考慮の原則.....</b>	<b>7</b>
<b>5.5 説明責任の原則 .....</b>	<b>7</b>
<b>5.6 透明性の原則.....</b>	<b>7</b>
<b>5.7 予防的アプローチの原則 .....</b>	<b>7</b>
<b>5.8 人権尊重の原則 .....</b>	<b>8</b>
<b>6 社会的責任の主要課題に関するガイダンス .....</b>	<b>8</b>
<b>6.1 一般 .....</b>	<b>8</b>
<b>6.2 組織統治.....</b>	<b>9</b>
6.2.1 論拠.....	9
6.2.2 原則及び考慮点 .....	10
6.2.3 組織統治課題1: 法令順守 .....	10
6.2.4 組織統治課題2: 説明責任の強化 .....	10
6.2.5 組織統治課題3: 透明性.....	11
6.2.6 組織統治課題4: 倫理的な行動の促進.....	11
6.2.7 組織統治課題5: ステークホルダーへの対応 .....	12
<b>6.3 人権 .....</b>	<b>12</b>
6.3.1 論拠 .....	12
6.3.2 原則及び考慮点 .....	14

6.3.3 人権課題1: 市民権及び政治的権利.....	16
6.3.4 人権課題2: 社会的, 経済的, 及び文化的権利.....	17
6.3.5 人権課題3: 社会的弱者 .....	18
6.3.6 人権課題4: 労働における基本的権利 .....	19
<b>6.4 労働慣行.....</b>	<b>20</b>
6.4.1 論拠 .....	20
6.4.2 原則及び考慮点 .....	20
6.4.3 労働慣行課題1: 雇用及び雇用関係 .....	21
6.4.4 労働慣行課題2: 労働条件及び社会的保護 .....	22
6.4.5 労働慣行課題3: 社会的対話.....	23
6.4.6 労働慣行課題4: 労働における安全衛生.....	25
6.4.7 労働慣行課題5: 人間開発 .....	26
<b>6.5 環境.....</b>	<b>27</b>
6.5.1 論拠 .....	27
6.5.2 原則及び考慮点 .....	27
6.5.3 環境課題1: 汚染防止 .....	29
6.5.4 環境課題2: 持続可能な資源の使用 .....	30
6.5.5 環境課題3: 気候変動の緩和及び適応 (63, 76).....	31
6.5.6 環境課題4: 自然環境の保護及び回復.....	33
<b>6.6 公正な事業慣行 .....</b>	<b>34</b>
6.6.1 論拠 .....	34
6.6.2 原則及び考慮点 .....	35
6.6.3 公正な事業慣行課題1: 汚職防止 .....	35
6.6.4 公正な事業慣行課題2: 責任ある政治的関与.....	35
6.6.5 公正な事業慣行課題3: 公正な競争.....	36
6.6.6 公正な事業慣行課題4: 社会的責任の推進 .....	36
6.6.7 公正な事業慣行課題5: 財産権の尊重 .....	37
<b>6.7 消費者課題.....</b>	<b>37</b>
6.7.1 論拠 .....	37
6.7.2 原則及び考慮点 .....	38
6.7.3 消費者課題1: 公正なマーケティング, 情報及び契約慣行 .....	38
6.7.4 消費者課題2: 消費者の安全衛生の保護.....	39
6.7.5 消費者課題3: 持続可能な消費 .....	41
6.7.6 消費者課題4: 消費者サービス, 支援及び紛争解決.....	42
6.7.7 消費者課題5: 消費者データ保護及びプライバシー.....	43
6.7.8 消費者課題6: 必要不可欠な製品及びサービスへのアクセス.....	44
6.7.9 消費者課題7: 教育及び認識.....	44
<b>6.8 地域社会の開発.....</b>	<b>45</b>
6.8.1 論拠 .....	45
6.8.2 原則及び考慮点 .....	46

6.8.3 地域社会の開発課題1: コミュニティ参画.....	46
6.8.4 地域社会の開発課題2: 経済発展への貢献.....	49
6.8.5 地域社会の開発課題3: 社会発展への貢献.....	51
<b>7 組織が社会的責任を実施するためのガイダンス.....</b>	<b>52</b>
<b>7.1 一般 .....</b>	<b>52</b>
<b>7.2 組織にとっての社会的責任の範囲の定義.....</b>	<b>53</b>
7.2.1 主要な考慮点 .....	53
7.2.2 組織の特性及び社会的責任の背景の説明 .....	53
7.2.3 一般的範囲及び適用される範囲の定義.....	54
<b>7.3 ステークホルダーとの協働 .....</b>	<b>57</b>
7.3.1 主要な考慮点.....	57
7.3.2 特定プロセス .....	58
7.3.3 優先順位付け.....	58
7.3.4 エンゲージメントプロセス .....	58
<b>7.4 社会的責任の組織への統合.....</b>	<b>61</b>
7.4.1 主要な考慮点 .....	61
7.4.2 社会的責任原則の採用と組織の声明書への結び付け.....	61
7.4.3 社会的責任のための目標及び戦略の開発 .....	62
<b>7.5 日常慣行における社会的責任の実施.....</b>	<b>66</b>
7.5.1 主要な考慮点 .....	67
7.5.2 構造の確立及び戦略に照らし合わせた運営の見直し.....	67
7.5.3 認識向上及び能力構築 .....	68
7.5.4 社会的責任の目標設定.....	69
7.5.5 社会的責任指標の利用 .....	69
7.5.6 行動計画及び文書.....	71
<b>7.6 社会的責任に関するコミュニケーション .....</b>	<b>72</b>
7.6.1 主要な考慮点 .....	72
7.6.2 コミュニケーション及びメディア形態の計画及び選択.....	72
7.6.3 社会的責任に関するコミュニケーションの種類 .....	73
7.6.4 社会的責任のコミュニケーションに関するステークホルダーとの対話.....	75
<b>7.7 社会的責任の活動及び慣行の検査.....</b>	<b>76</b>
7.7.1 主要な考慮点 .....	76
7.7.2 パフォーマンスの追跡.....	76
7.7.3 改善の選択肢 .....	77
<b>7.8 信頼性の向上 .....</b>	<b>78</b>
7.8.1 主要な考慮点 .....	78
7.8.2 信頼に基づく関係の有益性.....	79
7.8.3 保証のレベル及び形態.....	79
7.8.4 ISO26000と既存の社会的責任規格のつながり.....	80

7.8.5 社会的責任パフォーマンスに関するコミュニケーション.....	81
<b>7.9 中小組織が実施するためのガイダンス.....</b>	<b>82</b>
7.9.1 主要な考慮点 .....	82
7.9.2 中小組織における実施のための一般的ガイドライン.....	82
<b>附属書A(参考).....</b>	<b>83</b>
<b>参考文献.....</b>	<b>84</b>
<b>索引.....</b>	<b>88</b>

## まえがき

ISO(国際標準化機構)は、各国の標準化団体(ISOメンバー団体)の国際的な連合体である。通常、国際規格の作成準備作業はISO専門委員会を通じて行われる。専門委員会の設立目的となったテーマに関心のある各メンバー団体は、その委員会に参加する権利を有する。政府機関及び非政府機関いずれの国際組織も、ISOと連携し、作業に参加可能である。ISOは、電子技術の標準化に関するあらゆる事柄について、国際電気標準会議(IEC)と緊密な協力を行っている。

国際規格案は、ISO/IEC 指令専門業務用指針第2部に規定された規則に従って作成される。

ISO 26000は、ISO技術管理評議会、社会的責任作業グループによって準備された。同作業グループで承認された国際規格案は、投票のためメンバー団体に回付される。国際規格として発行されるためには、投票するメンバー団体の75 %以上の賛成票が必要である。

この文書の一部の要素は、特許権の対象となる可能性があることに注意が必要である。ISOは、このような特許権の一部又は全てを特定する責任を負わないものとする。

専門委員会の主な作業は、国際規格を作成することである。



## 序文

IDTFへの注記: IDTFは、すべてのTG4本文を、TG4 N0070と併せて検討することが望ましい。TG4 N0070では、この本文の旧バージョンに関するTG4エキスパートの最新コメント一式が提供されているとともに、意見の相違が残る数多くの分野が特定されている。

IDTFへの注記: 序文の本文は、WD3に関するすべての文書によるコメントの注意深い再検討に基づいてTG4エキスパートが修正及び承認したものである。文書の他の部分に対して後に加えられる何らかの変更との関連で、特に以下の表1に関してこの項の正確さを再検討する場合を除き、この項に対するさらなる変更は要求しないほうがよい。IDTFに対し、表1をこの規格の使用法に関するダイアグラム‘ロードマップ’に置換する可能性の検討を依頼する。

世界中の組織及びそのステークホルダーは、社会的に責任ある行動の必要性をますます強く認識するようになっている。社会的責任についてはさまざまな解釈が存在するが、社会的責任の原則及び慣行に関して共通の見解及び理解を達成する上で、国際的に承認されている規格は有益となるはずである。社会的責任の目的は、社会の繁栄を含む持続可能な発展に貢献することである。

社会的責任は、組織のパフォーマンスに影響を与える重要な要素の1つになりつつある。組織が活動する社会的環境との関係における組織のパフォーマンス、及び組織が自然環境に与える影響は、組織の全体的なパフォーマンス及び有効な活動を続ける能力を測定する上で、これまで以上に重要な要素となっている。これは、一つには、健全な生態系、社会的平等及び組織統治を確実にすることの必要性に対する認識の高まりを反映するものである。

組織は、顧客、労働者及び労働組合、構成員、地域、非政府組織、学生、資本家、資金寄与者、投資家、会社及び他の営利団体など、さまざまなステークホルダーによるより厳しい監視下におかれている。組織の社会的責任パフォーマンスへの認識は、次に影響を及ぼすことがある。

- 組織の一般的評判
- 労働者及び/又は構成員を引き付け留めておく能力
- 被雇用者のモラル及び生産性の維持
- 投資家、資金寄与者、スポンサー及び金融界の見解
- 顧客、取引先、メンバー又は使用者を引き付け、留めておく力
- 政府、メディア、供給業者、同業者、顧客及び組織が活動する地域社会との関係

この国際規格は、社会的責任の基本となる原則、社会的責任に内在する課題及び組織内で社会的責任を実施する方法に関するガイダンスを提供する。この規格は、規模又は所在地を問わず、政府及び非政府組織並びに企業を含めて、あらゆる種類の組織に適用できる。なぜなら、どのような組織でも社会及び環境に影響を与えるからである。組織が社会的責任に関するパフォーマンスを改善することによってステークホルダーとの相互的な信頼を獲得する手助けとなることを目的としている。しかしながら、この規格は、政府組織が行政権、立法権及び司法権を行使する際には適用されない。

この規格は、その使用が任意であり、認証を目的としたものではなく、規制又は契約を目的にして使用されるものではない。貿易の非関税障壁を作り出すためのものでも、組織の法的義務を変更するものでもない。(IDTFへの注記:これは、適用範囲の本文の繰り返しである – 言及は1回に留めることが望ましいか?)

どのような組織も、この規格を活用し、ステークホルダーに関与し、適用されるべき国内法令を順守し、国際的に承認されている協定及びその他の権威ある政府間文書を尊重することによって、さらに社会的に責任をもつようになることが推奨される。

この規格は、社会的に責任ある行動を既存の組織の戦略、システム、慣行及びプロセスに統合することを追求するものであり、成果及びパフォーマンスの改善を重視する。

この規格は全体として読み、活用するようになっているが、社会的責任に関する特定の種類の情報を探している読者には、次の概要が役立つかもしれない。

表1 — ISO 26000の内容の概要

項のタイトル	項番号	項の内容の説明
適用範囲	1	規格で取り上げる主題を定義し、制限又は除外項目がある場合はそれらを特定する。
引用規格	2	この規格と併読すべき文書の一覧を表示する。
用語及び定義	3	この規格で使用する重要な用語を特定し、その意味を示す。これらの用語は、社会的責任の概念を理解し、この規格を利用する上で基本的に重要なものである。
組織が活動する社会的責任の背景	4	これまで社会的責任の進展に影響を与え、その性質及び実践に今なお影響し続ける要素、条件及び重要課題について記述する。社会的責任の概念そのものについても—それが何を意味し、どのように組織に適用されるかについても記述する。
社会的責任原則	5	社会的に責任ある行動の基本原則を紹介する。
社会的責任の主要課題に関するガイダンス	6	社会的責任、組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題及び地域社会の開発について説明し、主要課題ごとに、その論拠、原則及び考慮事項、課題の記述、並びに関連行動及び/又は期待を示す。
社会的責任の実施に関する組織のためのガイダンス	7	組織における社会的責任の統合及び、箇条6で特定された具体的な課題を含めて社会的責任全般の実施に関するガイダンスを提供する。
参考文献		組織における社会的責任の理解及び実施に役立つかもしれない参考文献を含む。

この規格で、何らかの規格、規範又はその他のイニシアチブに言及していても、ISOがその規格、規範又はイニシアチブを承認若しくはそれらに特別の地位を与えることを意味するものではない。

この規格は、80ヶ国から、消費者、政府、産業界、労働者、非政府組織(NGO)、並びにサービス、サポート、研究及びその他という6つの異なるステークホルダーグループのエキスパートが参加したマルチステークホルダープロセスで開発された。透明性及びさまざまなステークホルダーグループからの幅広い参加を達成するために、努力が尽くされた。さらに、発展途上国の参加を促進し、起草グループの中のジェンダーのバランスが取れるように特別な配慮がなされた。

本文中のカッコ内の数字は、参考文献にある引用文献の番号を指している。

*IDTFへの注記:上の表は、規格の完成を待って更新すること。IDTFはダイアグラムを考慮すること。*

# 社会的責任に関するガイダンス 社会的責任に関するガイダンス —

## 1 適用範囲

IDTFへの注記: 適用範囲の以下の本文は、TG4エキスパートが、WD3に関して記載された全てのコメントについて注意深く再検討をし修正及び承認したものである。この文書の他の部分に後から加えられる何らかの変更との関連で、この項の正確さを再検討する場合の除き、この項に対するさらなる変更は要求しないほうがよい。

この国際規格は、その規模又は所在地にかかわらずあらゆる種類の組織に対して、次のガイダンスを提供するものである。

- 社会的責任に関する概念、条件及び定義
- 組織が活動する社会的責任の背景
- 社会的責任に関する原則及び課題
- 組織全体及びその影響範囲における社会的に責任ある行動の統合、実施及び推進 (IDTFへの注記: 規格全般における“影響範囲”という言葉への言及について異なる意見が残る。)
- ステークホルダーの特定及びステークホルダーとの関わり
- 社会的責任に関する誓約及びパフォーマンスに関するコミュニケーション、
- 社会の繁栄を含む持続可能な発展への貢献。

法令順守はすべての組織の社会的責任の重要な一部であることを認識した上で、この規格は、組織に対し、法令順守の範囲を超えた活動に着手することを奨励する。

この規格は、社会的責任の分野における共通の理解を推進することを目的としている。

この規格は、社会的責任に関する他の文書及びイニシアチブを補完する。

この規格の適用にあたり、国際行動基準を順守した上で、社会、環境、法及び組織の多様性、並びに経済状態の相違を考慮に入れてもよい。(IDTFへの注記: “国際行動基準”への言及の性質(該当する場合は、この問題に関するさらなる明確化の対象となる)

この規格はマネジメントシステム規格ではない。この規格は、認証を目的としたものではなく、規制又は契約を目的にして使用するものでもない。

## 2 引用規格

IDTFへの注記: このセクションには、規格と併読しなければならない文書がある場合にはそれらの一覧を記載する。現時点ではタスクグループに割り当てられていない。追って開発する。

## 3 用語及び定義

この規格には、次の用語及び定義が適用される。

### 3.1

#### 説明責任

管理団体、法定当局、及び、より広く、その他のステークホルダーに対する、組織の決定及び行動に関する責任の割り当て又は受け入れ

### 3.2

#### 消費者

物品、財産又はサービスを個人的な目的のために購入又は使用する一般社会の個々のメンバー

### 3.3

#### 汚職

受託権力を違法な利益のために悪用すること

### 3.4

#### 環境

大気、水、土地、天然資源、植物、動物、人間、及びそれらの相互関係を含む組織の活動をとりまくもの

注記：ここでいうとりまくものとは、組織内から地球規模のシステムにまで及ぶ[ISO 14001: 2004]

### 3.5

#### 環境影響

有害か有益かを問わず、全体的に又は部分的に組織の環境側面から生じる、環境に対するあらゆる変化

[ISO 14001: 2004から採用]

### 3.6

#### 倫理的な行動

特定の状況において正しい又は良いと一般に認められた行動の原則に一致し、行動に関する国際的な[基準][期待]と調和している行動

*IDTFへの注記：この定義は、IDTF内での国際基準の課題に関するさらなる作業の結果を待って、再び取り上げる。TG4 N0070のコメントに留意すること。*

### 3.7

#### 行動に関する国際的な[期待][基準]

全世界的に、又はほぼ全世界的に認められ、かつ国際基準及び正当性を与えるべく幅広い代表が参加した対話プロセスを通して開発された政府間文書に基づく[期待][基準]

*IDTFへの注記：この定義は、IDTF内での国際基準の課題に関するさらなる作業の結果を待って、再び取り上げる。*

### 3.8

#### 社会的責任課題

組織及び／又はそのステークホルダーにとって有益な結果を追求するために行動を起こすことができる特定の事項

### 3.9

#### 重要な

組織の決定及び／又は組織のステークホルダーの評価に影響を及ぼすのに十分な関連性及び重要性を有する

### 3.10

#### 重要な課題

組織の決定及び／又は組織のステークホルダーの評価に影響を及ぼすに足る関連性及び重要性を有する問題

### 3.11

#### 組織統治

組織がその目的を追求するために決定を下し、決定事項を実施するためのシステム

### 3.12

#### 原則

意志決定又は行動を導く若しくはそれらに影響を及ぼす基本的信念

### 3.13

#### 製品

品物又は販売に供される若しくは組織が提供するサービスの一部である内容

### 3.14

#### サービス

要求又はニーズを満たすための組織の行動

### 3.15

#### 社会的責任

組織の決定及び活動が社会及び環境に与える影響に関する責任で、透明かつ倫理的な次のような行動を通じたもの

- 持続可能な発展および社会の繁栄と調和し、
- ステークホルダーの期待を考慮し、
- 適用されるべき法令を順守し、行動に関する国際的な行動[基準][期待]と一致し、
- 組織全体に統合され、組織の関係の中で実践される行為。

注記 活動は、製品、サービス及びプロセスを含む。

注記 関係とは、組織の影響範囲内における活動を意味する。

*IDTFへの注記: この定義は、さらなる具体的な検討を要するであろう。例えばTG4 N0070のコメントに留意すること。*

### 3.16

#### 社会的に責任ある

社会的責任と一致する

### 3.17

#### 影響範囲

組織が決定又は活動に影響力を有する空間的又は機能的な範囲

### 3.18

#### ステークホルダー

組織の何らかの活動又は決定に利害を有する個人又はグループ

### 3.19

#### ステークホルダーエンゲージメント

組織がその組織の決定根拠をよく説明することを目的とし、組織と組織の1つかそれ以上のステークホルダーとの間で対話をする機会をつくる任意の取り組み又は活動

### 3.20

#### サプライチェーン

製品及び／又はサービスを提供するプロセスや活動の上流部門に含まれる関係者

### 3.21

#### 持続可能な発展

将来の世代の人々が彼ら独自のニーズを満たすことができなくなるようなこと無く、現状のニーズを満たす開発

注記：これは、組織の意志決定及び活動において、経済的、社会的及び環境的要素並びにそれらの相互依存関係を取り上げることを含む。

### 3.22

#### 透明性

活動及び影響に関する公開性、並びに活動及び影響を明確に、正確及び完全な方法で伝えようとする意思

### 3.23

#### バリューチェーン

組織の下流部門及び上流部門の両方において、プロセス及び/又は活動の中で、製品又はサービスの形で価値を提供又は受領する関係者

### 3.24

#### 社会の繁栄

社会の福利、健全さ、及び繁盛。

## 4 社会的責任の背景及び概念

この項は、社会的責任の発展について並びに社会的責任の性質及び発展に影響を及ぼす要因についてガイダンスを提供する。また、社会的責任におけるステークホルダーの役割及びこの規格の政府への適用に関するいくつかの重要な考慮点も特定する。

### 4.1 社会的責任の背景

このセクションは、社会的責任がこれまで発展し、今なお発展し続ける背景について説明する。

#### 4.1.1 歴史的背景

社会的責任という言葉が広く用いられるようになったのは1970年代初頭であるが、社会的責任のさまざまな側面は、19世紀末期、場合によってはそれ以前から、組織及び政府による行動の対象となっていた。

社会的責任への注目は、過去には主としてビジネスにその焦点が合わせられていた。‘企業の社会的責任’という言葉は、多くの人々にとっていまだに‘社会的責任’よりもなじみが深く、‘社会的責任’または‘社会的に責任ある’が使われる場合でさえ、例えば‘社会的に責任ある投資’などに見られるように、大抵はビジネス活動に関係している。

ビジネス界の組織だけでなく、さまざまな種類の組織が、自分たちも環境及び社会の繁栄、並びに持続可能な発展への貢献に責任を負うのだということを認識するにつれ、社会的責任はすべての組織に適用されるという考えが現れてきた。

#### 4.1.2 社会的責任の範囲の変化

社会的責任は、社会という背景の中で存在する。社会的責任を構成する課題は、特定の時期の社会の期待を反映するものであり、それゆえに、社会の関心事及び組織に対する社会の期待がそれらの関心事を反映して変化するにつれ、絶え間なく変化している。

労働慣行及び公正な事業慣行といった課題は、1世紀以上前に現れた。20世紀初めに、いくつかの組織の社会貢献活動が個人的な慈善行為を超えたものとなり、より広く社会に利益をもたらすことを目標とするようになった。人権、環境及び消費者保護といったその他の課題は、やがてこれらの課題が地域においてより大きな注目を浴びるようになるとともに加えられた。

この規格で規定されている主要課題は、この規格が作成された時の最良慣行の見解を反映している。こうした主要課題が将来変更することは疑いのないことであり、さらなる課題が社会的責任の重要な要素としてみなされるようになるかもしれない。

#### 4.1.3 社会的責任の現在の動向

組織の社会的責任に存する広範な利害には、多くの要因が貢献している。

グローバリゼーション、ますます容易になる旅行、及び瞬間のコミュニケーションの可用性は、世界中の個人及び組織が、近隣及び遠隔地の両方の組織の活動について簡単に知ることができると感じていることを意味している。これは、新しい方法を学ぶこと及び問題解決をすることから組織が利益を得る機会を提供している。また、それは、組織の活動が、幅広い種類のグループ及び個人によるより厳しい監視の対象となることも意味している。さまざまな場所で組織によって適用される方針又は慣行を容易に比較することが可能となる。

いくつかの環境及び健康に関する課題のグローバルな性質、及び貧困との闘いへの世界的な責任の認識は、組織に関連する課題は組織が所在している場所の周辺域内にはとどまらないかもしれないということの意味している。環境と開発に関するリオ宣言、持続可能な発展に関するヨハネスブルグ宣言及びミレニアム開発目標などの文書は、こうした世界的な相互依存性を強調している。

ここ数十年間、グローバリゼーションは、先進国において、民間部門の権力及び影響の増大並びに公共部門の役割の相対的な弱体化をもたらした。また、政府の役割の変化は、民間部門及びNGOが、これまで政府によって提供されていた多くのサービスの提供者となっているということからも見ることができる。これによる1つの結果は、消費者が購買決定を通して社会及び環境への影響を高めることが可能となるということである。こうした変化は、組織の活動及び方針に関するより厳しい監視につながっている。多くの発展途上国における状況は若干異なる。こうした多くの国の政府は、歴史的に弱く、しばしば民間部門組織が保険衛生、教育及び福祉といった分野のサービスを提供してきた。いくつかの発展途上国の政府の能力が拡大するにつれ、政府及び民間部門組織の役割は変化しつつある。

組織のパフォーマンスに対する地域の期待は高まり続けている。組織が地域及びその他のステークホルダーに対する説明責任を果たすことに対する要求がますます高まっている。多くの場所で‘地域の知る権利’に関する法律が制定されたことにより、人々はいくつかの組織の運営に関する詳細な情報へのアクセスが可能となった。今では、組織のパフォーマンスに関する情報に対するステークホルダーの要求事項を満たすために、ますます多くの組織が持続可能性報告書を年に1回発行している。

これらの要因及びその他の要因が、今日の社会的責任の背景の一部を形成し、社会的責任を実証するようという組織に対する呼び掛けに貢献している。

#### 4.2 社会的責任の概念

このセクションでは、組織の活動に対する社会的責任の関連性を考慮する上で組織が留意すべきいくつかの重要な考慮点を特定する。

##### 4.2.1 社会的責任の特性

社会的責任の要素は、社会の期待を反映する。責任ある行動としてどのようなことが期待されているかについては、国及び文化によって異なるだろうが、組織は、全世界に適用可能な価値を認識し、それを受け入れることが望ましい。これらの期待は、世界人権宣言のような権威ある政府間文書を通して確立された国際文書及び行動基準に反映されている。それらの期待は、国内及び地方の法律に反映されていてもよい。法の支配の尊重及び法的拘束力を持つ義務の遂行は、社会的責任の根本的な部分である。

社会的責任の重要な特徴は次のとおりである。



- 社会における組織の影響への説明責任
- ステークホルダーとの関与
- 持続可能な発展への貢献

#### 4.2.1.1 社会における組織の影響への説明責任

社会的責任の絶対不可欠な特性は、組織の活動が社会及び環境にもたらす影響の責任を取り、説明責任を果たそうとする組織の意欲である。6.及び7.には、さまざまな種類の影響、並びに組織が社会的責任の一環としてそうした影響に対処することが望ましい方法を示す。

#### 4.2.1.2 社会的責任におけるステークホルダーの役割

ステークホルダーとの関与は、社会的責任の中心的側面である。組織は、ステークホルダーと係り合うことによって、ステークホルダーの期待を特定し、ステークホルダーのニーズに応える方法の開発を支援することが望ましい。組織のステークホルダーの特定並びにそれらのステークホルダーとのコミュニケーション及びエンゲージメントに関するガイダンスは、7.で提供される。

ステークホルダーは、組織が課題と組織の活動の関連性連性を特定する手助けをすることができる。しかし、ステークホルダーは、行動基準を決める中で、広い幅広い社会の代わりとなることはない。したがって、ある特定の課題が、組織とステークホルダーの協議によって具体的に特定されない場合でも、組織の社会的責任に関連性を有することがあるかもしれない。社会的責任の主要課題に関するガイダンスは6.で提供する。

#### 4.2.1.3 持続可能な発展への貢献

社会的責任のもう一つの中心的特性は、持続可能な発展に対する組織の貢献である。6.では、組織が、持続可能な発展に貢献するさまざまな課題を取り扱う際の望ましい方法を記載する。

持続可能な発展は、個々の組織の持続可能性又は持続的な実行可能性とは根本的に異なる概念であることに留意することが重要である。持続可能な発展は、将来の世代が彼らのニーズを満たすことを可能にするような方法で、社会のニーズを満たすことを言及する。個々の組織の持続可能性は、組織が運営され、管理される方法によって、持続可能な発展と両立し得るかもしれないし、両立し得ないかもしれない。

### 4.2.2 政府と社会的責任

ISO 26000はすべての組織に適用できるが、この規格の適用を受けない政府の役割がいくつかある。国民によって指導されたとき、政治機関及び立法者としての国(国家)の政府の役割は、この規格では扱われない。国家は、権利が尊重されることを確実にする役割を担う。政治判断のみが、どんな活動が政府によって行われることが望ましいか又はどんな活動が法的拘束力を有する規制の対象とされることが望ましいかを決定することができる。

しかしながら、国家の代理として行動するために作られた政府組織の活動の多くが、この規格を適用することができる。6.に記載されている労働慣行、環境保護などの課題及びその他の中核課題は、そのような政府組織に適用できる。

## 5 社会的責任原則

社会的責任へのアプローチ及びその実施において、組織にとっての包括的目標は、持続可能な発展への貢献を最大化することである。その際には以下の原則を認識し、順守することが望ましい。こうした原則は、その本質において一般的なものであり、組織の方針決定及び意志決定並びにその活動を通じて、一貫して適用されることが望ましい。組織は、こうした原則を適用するために最善の努力を尽くすことが望ましい。

組織が以下の原則のいずれかを順守し国際的な[期待][基準]と矛盾することになる場合、組織は、法規制がこうした国際的な[期待][基準]と一致するものとなるよう法規制に影響を及ぼすべく、合法的措置を講じることを選んでもよい。そのような状況を不正に活用しようとする組織は、社会的に責任のない組織と見なされる。

*IDTFへの注記: TG4において、この項は各原則に関連する主要な要素を特定することに焦点を合わせることが望ましいこと、及び原則の実施に関連する側面はこの規格の7. で取り上げられるべきだということが合意された。7. で提供されているガイダンスを見直す際には、各原則の実施に関連する、以前の原則の本文 (WD3) を考慮することが望ましい。加えて、この項に関するTG4の作業は、この項の価値についてはプロセスのもっと後の段階で再び取り上げるという了解の下で着手されたものである。*

### **5.1 倫理的な行動の原則**

組織の行動は、誠実、公平、管理責任及び統合性の倫理に基づいていることが望ましい。これらの倫理から、他人及び環境への思いやり、並びにステークホルダーの利害に取り組むという誓約が生まれる。

### **5.2 法の支配の尊重の原則**

組織は法の支配を尊重し、すべての関連法規制に従うことが望ましい。

これは、適用されるべき法規制を認識するための措置を講じ、組織内でこうした適用されるべき法規制が伝達及び順守されることを確実にすることを意味する。

### **5.3 行動に関する国際的な[基準][期待]の尊重の原則**

組織は行動に関する国際的な[基準][期待]を尊重することが望ましい。

*IDTFへの注記: この原則の最終的な特性及び言い回しは、さらなる議論の結果によって判明する。*

### **5.4 ステークホルダーの利害の尊重及び考慮の原則**

組織は、さまざまなステークホルダーがその活動に利害を有しているかもしれないことを認識及び承認することが望ましい。組織は、こうした利害を尊重及び考慮することが望ましい。

### **5.5 説明責任の原則**

組織は、適切な精査に応じ、この精査に対応する義務を認識することが望ましい。組織は、ステークホルダーに対し、明確でバランスの取れた誠実な方法で、合理的かつ十分な程度まで、社会に及ぼした影響と及ぼす可能性のある影響を含め、責任ある方針、決定及び活動を開示し、正当性を証明することが望ましい。

### **5.6 透明性の原則**

組織は、ステークホルダーに対し、社会の繁栄を含む持続可能な発展に関連する情報を、必要に応じて開示することが望ましい。

### **5.7 予防的アプローチの原則**

*IDTFへの注記: この原則は、依然として多少の意見の不一致の対象であり、IDTF内でのさらなる具体的な検討を要する(例えばTG4N0071のコメント参照)。加えて、この原則の最終的な特性及び言い回しは、WTO TBT課題の再検討の結果を受けて再検討する必要があるかもしれない。*

組織は、環境面の課題に対して予防的アプローチを支持することが望ましい。深刻又は不可逆的な損害の脅威がある場合では、完全な科学的確実性の欠如を、環境の悪化を防ぐために費用対効果の良い手段を取る延期理由として使わないほうがよい。

## 5.8 人権尊重の原則

組織は世界人権宣言に規定されている権利を尊重することが望ましい。

## 6 社会的責任の主要課題に関するガイダンス

*IDTFへの注記: 6.2から6.8までは、関連のTG5起草チームの最終報告書と併読されることが望ましい。*

### 6.1 一般

社会的責任を評価するためには、組織は次の主要課題を考慮することが望ましい。

- 組織統治
- 人権
- 労働慣行
- 環境
- 公正な事業慣行
- 消費者課題
- 地域社会の開発

これらの各主要課題は、対応する原則及び考慮点、期待及び／又は関連行動を含み、この項に記載されているさまざまな課題を含む。この文書では、課題が、組織及び／又はそのステークホルダーにとって望ましい結果を追求するために行動することができる特定の項目として定義されている。

注記 社会的責任は動的であり、社会的及び環境的関心事の進化を反映するため、将来において他の課題も出現するかもしれない。

経済的側面、安全衛生及びサプライチェーンは、場合に応じて7つの主要課題すべてにわたって取り扱われている。

これらの主要課題の取り扱いには、社会的責任原則に基づくことが望ましい(5.参照)。

組織は、その活動にとって重要かつ適切な課題をすべて特定及び対処することが望ましい。

主要課題の多くは、相互に関係し補完的なものであるが、組織統治の性質は異なるということが認識されている。組織統治は意志決定プロセスを表し、管理はその他の主要課題に対する行動を容易にする。

組織がこれらの主要課題に取り組むにあたって、あらかじめ決められた順序はない。順序は組織及びその戦略によって異なる。

組織は、課題を全体的視点から見ることを望ましい。すなわち、個々の構成要素に傾倒するのではなく、システム全体を考慮し、これらの課題がどのように相互に関連し、影響するのかを理解することが望ましいのである。組織は、サプライチェーン及び／又は製品／サービスのライフサイクルに対して不利な影響を生み出さない方法で上記を行うことが望ましい。

図 1 — 7つの主要課題の一覧



## 6.2 組織統治

### 6.2.1 論拠

組織統治は、組織がその目的を追求するために決定を下し、その決定を実施するシステムである。組織の種類に応じて、これらの目的は、組織のメンバー、所有者、構成員又はその他によって定義されてもよい。

統治システムは、組織の規模及び種類、並びに組織が活動する経済的、政治的、文化的及び社会的背景によってさまざまであるかもしれない。統治プロセス及び構成は、公式及び非公式両方の多くの異なる形態をとるが、すべての組織は、統治システムの範囲内で決定を下し、決定事項を実施する。組織内の統治システムは、組織の目的を追求する権限及び責任を有する人物又はグループによって指揮される。

このセクションは、組織統治の効率を改善することができる原則及び考慮点を規定する。これは次となる。

- 組織が、社会及び持続可能な発展に与える影響を考慮に入れることを可能にする
- より簡単に実施されるより良い決定を可能にする
- 組織の目的と関連した組織のパフォーマンスを改善する
- リスク及び機会に対するより良い識別及びマネジメントを可能にする
- 組織とそのステークホルダーとの関係を改善する、さらに
- 正当性を助長することにより、決定事項を実施する人々及び決定により影響を受けるかもしれない人々の支持及び信頼をさらに集めることへつなげる

## 6.2.2 原則及び考慮点

効果的な統治は、5.の原則を意志決定及び実施に組み入れることに基づいている。組織は、組織全体に適用する一連の価値観の創造を含め、5.の原則を適用するための具体的な統治プロセス及び構成を開発することが望ましい。

## 6.2.3 組織統治課題1: 法令順守

### 6.2.3.1 課題の説明

法規制の順守は、すべての組織の最低限の責任であり、したがって、組織統治の最も重要な目的は、組織がすべての適用されるべき法規制を順守していることを確実にすることである。管轄域によっては、特定の種類の組織に対して特別な管理義務を課している場合もある。

### 6.2.3.2 関連行動及び／又は期待

組織は順守の文化を確立し、次の措置を講じることが望ましい。

- 活動するすべての管轄域において、法規制の要求事項を順守する。
- 自らの定款、方針、規則及び手順を順守し、それらを公正かつ公平に適用する。
- ステークホルダーの法的権利及び正当な利害を認識する。
- すべての法的義務に関する情報を把握しておく、さらに
- その順守を定期的に見直す。

## 6.2.4 組織統治課題2: 説明責任の強化

### 6.2.4.1 課題の説明

説明責任とは、組織の支配的利権、法的権威更さらにはより広く一般社会に対して応答可能な状態である。例えば、選挙で選ばれた代表者は、有権者に対して説明責任がある。民間組織は、所有者に対して説明責任がある。組合及び代表組織は、構成員に対して説明責任がある。公的機関は国民に対して説明責任があり、株式公開した会社は、株主に対して説明責任がある。すべての組織は、組織の種類によって、特定の他のステークホルダーに対し、社会的責任の原則をどのように守っているかに関する説明責任がある。

また、組織は、組織の決定及び活動によって影響を受けるステークホルダーに対して説明責任をもつことが望ましい。統治責任をもつ人々が、組織が直接的に説明責任のあるステークホルダーを代表して行動する場合、これらの行動はさまざまな方法で他のステークホルダーにも影響を与えるかもしれない。

説明責任は、意図された方法で与えられた責任が実施されそうな可能性を高める。また、説明責任は、決定及び活動の公平性を高める。なぜならば、最終的な説明責任を持つ人々が、自分たちの決定及び監督の質について、より細心の注意を払う可能性があるからである。

また、説明責任には、不正行為が発生した場合に責任を受け入れ、それが繰り返されることを防止するための措置を講じることも含まれる。

#### 6.2.4.2 関連する行動及び／又は期待

組織は、次に関する説明責任を負う。

- 適切かつ効果的な人的資源、財源及び天然資源の利用
- 組織のパフォーマンス
- 組織の権限と組織の目的と一致した範囲内の決定及び行動
- 重要な結果を含めた組織の決定と行動の結果(たとえそれらが予想外又は不測だとしても)
- 決定がどのように下され、実施され、見直されるかに関する組織内のさまざまな職務にわたる役割、責任、説明責任及び権限の定義、— 組織の決定及び行動がステークホルダーに対して及ぼす重大な影響

#### 6.2.5 組織統治課題3: 透明性

##### 6.2.5.1 課題の説明

組織は、次を条件として、統治及びパフォーマンスに関して透明性を保つことが望ましい。

- 確実に機密情報が保護される。
- 組織が法的義務に違反しない。

##### 6.2.5.2 関連する行動及び／又は期待

透明性があるとは次のような意味である。

- 組織が自身のパフォーマンスを評価する規格及び基準が明確に伝達される。
- 組織の決定によって重要な影響を受ける人々、又はその可能性のある人々が、情報を自由に入手することができ、それらに直接アクセスすることができる。
- 提供される情報が時宜に適しており、事実であり、重要な情報が省略されていない、
- 情報が明確かつ客観的な方法で提示され、有権者、所有者、構成員及びその他のステークホルダーが、組織の決定又は行動が自分たちの利害に及ぼす影響を正確に評価することを可能にする。

#### 6.2.6 組織統治課題4: 倫理的な行動の促進

##### 6.2.6.1 課題の説明

組織のステークホルダー – その構成員、所有者、有権者及びその他 – は、組織が倫理的方法で活動を行うことを期待する。

組織は、組織内部及びその他の相互作用において、倫理的な行動を促進するのに役立つ統治構造を創造することが望ましい。

### 6.2.6.2 関連する行動及び／又は期待

組織は、倫理的な行動を次のように積極的に促進することが望ましい。

—すべてのスタッフ、とりわけ、組織の誠実性、戦略、運営に非常に影響する機会をもつ人々に対して、必要となる倫理的な行動の基準を定義し伝達する。

—倫理的な行動に関する基準の順守を奨励・促進する。

—組織全体の利益相反を最小限におさえる。

—倫理的な行動の監視及び実施のため、監視メカニズム及び管理方法を確立する。

—報復を恐れることなく倫理的基準違反を報告できるメカニズムを確立する。

—地方の法規制が存在しない又は地方の法規制が組織に倫理的方法で行動することを要求しない状況を認識し、対処する。

### 6.2.7 組織統治課題5:ステークホルダーへの対応

#### 6.2.7.1 課題の説明

組織の目的は、個別の所有者、構成員又は有権者の利害によって限定される場合があるが、その他のステークホルダーも、考慮されるべき権利又は利害を有している場合がある。

#### 6.2.7.2 関連する行動及び／又は期待

組織統治プロセスでは、ステークホルダーの権利及び利害を次のように特定し、対処できるようにすることが望ましい。

— 組織のステークホルダーの利害及びニーズ、並びにステークホルダーの組織への接触及び関与にかかわる能力を認識し、尊重する。

— 組織の目的と、組織のすべてのステークホルダーへの影響及びリスクとのバランスを取る。

— 組織の決定によって影響を受ける可能性のある又は影響を受けてきたステークホルダーと係り合う。

—彼らが組織統治において公式な役割を持たないとしても、決定の影響を受ける可能性のあるステークホルダーの見解を考慮する。

## 6.3 人権

### 6.3.1 論拠

人権は、人種、性、国籍又は民族的出自、肌の色、宗教、言語、政治的意見、社会的地位、又はその他のいかなる状態にもかかわらず、各人間のすべてに固有の、貧困及び恐怖からの自由並びに尊厳を持って生きるための基本的権利である。世界人権宣言(UDHR) – 差別のイデオロギー及び個人の自由の弾圧に原因する荒廃及び大量殺りくの灰の中から生まれた– 並びに UDHRに含まれる権利の内容がより詳細に説明されている後続の国際協定は、すべての人類は生まれながらに固有の尊厳を有するという基本原則に基づいている。

UDHR、国際協定及び国際慣習法に概説されているとおり、人権は国際法の一部を形成する。権利は不可侵であると見なされる。つまり、いかなる状況下においても、個人の同意がある場合でさえ、人権を否定することはできないということである。人権は普遍的である。つまり、人権はどこでも適応され、すべての国家及び文明において普遍的な保護を享受する。人権の普遍的性質、並びに人権の実現には世界的な主体のみならず地方の主体の参加も必要だということを認識することにより、社会のすべての組織が、世界人権宣言に規定されている権利の保護に貢献することができる。

人権にはさまざまな分野があるが、いずれか特定の権利または一連の権利の享受には、その他の権利又は一連の権利の尊重が必要となる。人権は相互に関係があり、相互に依存し合い、不可分なものである。これはつまり、これらの人権のうちの一つを享受しているが、その他の人権を奪われている人は、国際人権法で保証されている尊厳を持った生活をしていないということである。同様に、特定の人権の侵害は、他の一連の人権に対して否定的な影響を及ぼし、それらの侵害を引き起こす。例えば、教育を受ける権利を享受しなかった人物は、情報に基づく方法で政治プロセスに参加する権利を享受しないかもしれない。同じく、到達し得る最高水準の健康に関する権利を否定された人物は、事実上、生命に対する権利を否定されるかもしれない。

人権は、権利及び義務の両方を伴う。国家は、国際法に基づいて管轄内で人権を尊重し、保護し、充足する義務及び任務を担っている。尊重義務は、国家が、人権の享受の妨害や抑制を控えなければならないことを意味する。保護義務は、国家が、人権侵害から個人及びグループを保護することを要求している。遂行義務は、基本的人権の享受を促進するために国家は積極的な措置を講じなければならないということの意味する。国家は、人権の状態及び国家が義務を果たすために講じている措置について定期的に報告しなければならない。国家は、人権尊重を確保する責任を負う。UDHRでは、あらゆる個人及び社会のあらゆる機関が、人々の間での人権の普遍的承認及び順守を確保するための進歩的な措置によって、これらの権利及び自由の尊重を促進するため努力することを求めている。ゆえに、組織は、その活動の中で、またその影響範囲において、人権の順守を保護する責任がある。加えて、すべての組織は、直接的又は間接的に人権の享受に影響を及ぼす可能性がある。したがって、国家が国際法に基づいて自己の義務を果たしているかということとは独立して、そしてそれとは関係なく、組織は人権を支持、承認及び尊重することが望ましいということには、道徳上及び倫理上の大きな理由がある。

国際法は国家を拘束する。しかしながら、国際法の基本的原則の中には、すべての個人に対して拘束力を有し、法的責任を伴うものもある。国際刑事裁判所は、個人の刑事責任という概念をうまく確立しており、国際刑事裁判所の法律の法体系はこの問題に関する重要な指針となりつつある。実際、拷問、人道に対する罪、奴隷制度及び大量虐殺の禁止など、国際的な義務の中には普遍的なものもある(万民法又は国際法の絶対的基準と呼ばれる場合もある)。特定の国際犯罪に関して、法人組織を国の裁判所で起訴するために国家法令を採択している国もある。国によっては、国家主体による国際法違反に結びつく行動によって引き起こされた損害に関して、個人及び組織が補償を支払う義務があるかもしれない。

厳密な論理はさまざまな組織によって異なる可能性があるが、組織はその影響範囲内で人権尊重を確保するために努力することを通して大きな利益を得ることになる。人権尊重を通して、組織は、ステークホルダーとの関係、社会に対する透明性、より確実な事業許可、政府、ビジネスパートナー、及び労働組合を含むその他の組織とのよりよい持続可能な関係を改善することに貢献することになる。

このセクションでは、人権に対する考慮が組織の背景にどのように関係するかを記載し、組織の運営及び活動に関連する可能性のあるいくつかの課題に組織が取り組む方法を提供する。このセクションは、人権の特定の概念について紹介するものであり、人権の網羅的又は最終的なリストを提供するものではなく、法的ガイダンスの提供を意図するものでもない。このセクションは、既存のいかなる人権に関する文書の立場を損なうものと解釈されてはならない。



## 6.3.2 原則及び考慮点

### 6.3.2.1 非差別

非差別は、国際的な人権法の最も基本的な原則の1つである。誰でも、人種、肌の色、性、言語、宗教、政治的又は他の意見、国民性、民族的又は社会的出自、財産、出生、障害、性的嗜好、HIV/AIDSの状態又は他のいかなる状態など、何らの区別に関係なく人権を享受する権利を有する。組織は、この原則を尊重し、非差別及びすべての人々の平等な処遇に実際的な効果を与えることが望ましい。

### 6.3.2.2 (人権)の権利に基づいたアプローチ

人権は、普遍的なものであり、すべての個人及びすべてのステークホルダーグループに適用される。‘(人間の)権利に基づいたアプローチ’とは、組織が、すべてのステークホルダーが普遍的権利を有することを受け入れ、組織の行動が人権の享受に対して及ぼし得る環境を考慮に入れることを意味する。組織が下すような決定でも、こうした普遍的権利を尊重することを目指すことが望ましい。

組織は、時には難関やジレンマに直面するであろう。(人間の)権利に基づいたアプローチの採用は、組織が意志決定プロセスにおいてリスクを特定し、適切に管理することを助ける。権利分析を採用することにより、行動を起こす前から意思決定を容易にするために、リスクを強調表示することが可能になる。それはまた、組織がステークホルダーの観点から難関及びジレンマを理解することを可能にする。また、組織は、時として、あるステークホルダーグループの利害が他のグループの利害と対立する‘権利の競争’に直面するかもしれない。(人間の)権利に基づいたアプローチは、組織がよりの確な情報に基づいて決定を下すことを可能にする。組織の活動、方針及び運営の分析は、考慮を容易にするために、あらゆるプロセスにおいて早期に、最良の場合にはプロジェクトが開始される前に実施されることが望ましい。

(人間の)権利に基づいたアプローチは、個人又はグループの権利を出発点とする。このアプローチは、組織が第一に危険にさらされている権利を特定し、第二に国際的な人権基準の点からみた組織の責任を特定し、第三に適切な行動を取るということを意味する。このアプローチの実施には、アプローチの影響正しく理解することができる十分に訓練を積んだマネジメント及びスタッフが必要となる。この実施には、全般的な方針及び具体的なマネジメント慣行の両方の進展が含まれるかもしれない。公約及び方針で、組織のこの慣行を通知してもよい。加えて、組織は、サプライチェーンを含む影響範囲の中でこのアプローチを推進することを試みてもよい。

### 6.3.2.3 慎重な行動

人権が侵害されていた又は侵害されている状況は、しばしば組織にとって非常に複雑なものである。組織は、人権を侵害する可能性のある活動又は人権侵害に寄与する活動には決して関与してはならない。侵害が実際に起こった場合には、その対応について、非常に慎重に考慮することが望ましい。特に、侵害を悪化させたり、その他の侵害を引き起こしたりしないことが重要である。

### 6.3.2.4 人権(リスク)分析

組織の道徳上又は法律上の特性とは別に、組織による人権尊重は、被雇用者、請負業者、労働組合、地元地域、非政府組織、地方自治体及び国家政府、並びにその他を含むステークホルダーとの関係に肯定的な影響を及ぼし関係を改善するものである。組織による人権の支持は、組織運営の崩壊を最小限に抑え、社会、出版業界及びその他のメディアへの肯定的な広報のためにより良い機会をもたらすこともできる。それはまた、良好で安全なパフォーマンスによって、投資家の信頼及び株価にプラスの影響を及ぼし、被雇用者の士気を高めることができる。人権課題を取り上げないことは労働者等のステークホルダーとの関係が損なわれ、法的制裁につながるかもしれない。したがって、人権の順守は、組織のリスクマネジメントの重要な一部である。各組織

には、規模、活動の地域、状態などそれ自身のリスク特性がある。したがって、組織は、自己が直面する人権侵害又は人権侵害への加担のリスクに関して、常に人権関連リスク評価を行うことが望ましい。このプロセスには、ステークホルダーを関与させることが適切である。高度な人権関連のリスクを呈するため慎重な管理が必要な状況として、次のようなものがある。

- 紛争地域又は極端な政治的不安地域、あるいは貧困、旱魃又は自然災害地域での活動
- 採取活動若しくは水、森林又は大気などの天然資源に大きな影響を与える活動への参加
- 先住民族の近傍での活動
- 子供に影響を及ぼす活動又は子供を関与させる活動
- 汚職がよくある地域での活動
- 土地の治安、
- サプライチェーン

#### 6.3.2.5 共謀の回避

組織自身の活動における人権の順守は、常に促進されることが望ましい。とはいえ、組織はまた、管理及び影響の範囲を考慮することが望ましい。組織は、その影響範囲内で人権を支持し、人権の侵害に自らが共謀していないことを確実にする責任がある。したがって、組織は、子会社、合併パートナー及び供給業者の活動に対する責任がある。組織は、そのような組織の活動に責任がある又は共謀していると見なされることがあるかもしれない。

組織は、基本的要求事項及び適用される国際法の原則の完全な尊重を確実にし、国際法違反に共謀していない若しくは補佐又は幫助していないことを確実にするための措置を講じることが望ましい。一例を挙げると、国家権力によって人権侵害を犯すために利用される可能性を知りながら、又は国家権力によって人権侵害を犯すために利用される可能性を見て見ぬふりをして、ヘリコプター又は土木機械といった設備を貸与することである。

人権侵害における共謀を回避することは、組織にとって重要な課題である。国連グローバル・コンパクトは、会社は、その影響範囲において人権を容認、支持及び立法化し、人権侵害に加担していないことを確実にすることが望ましいと明記している。UNGICは、すべての種類の組織がその原則を順守するように奨励している。容認、支持及び制定という言葉は定義されていない。人権の容認は、直接又は間接を問わず、人権の享受を妨げないことを意味し得る。人権の支持は、他人に対して人権を積極的に推進することを意味し得る。人権の立法化は、意思決定においてこれらの権利が考慮に入れられることを意味し得る。

組織は、関連組織が犯す侵害を何らかの方法で正当化し、これを寛大に扱ったり又は故意に無視する場合、若しくは人権侵害の犯行に大きな影響を及ぼす実質的な幫助又は奨励を故意に提供する場合、人権侵害において共謀しているとみなされることがある。組織の関与は、必ずしも実際に侵害を引き起こしているという必要はなく、それがなければ恐らく侵害は同じ形では起こらなかったであろう組織の奨励又は幫助の中に存在し得る。このような事例は、人権を尊重しない国家機関との協力によって生じ得る。場合によっては、共謀が犯罪又はその他の法的責任を引き起こすかもしれない。

したがって、人権リスク及び責任を評価する際、考慮中の課題に対してあまり厳重な線引きをせず、人権に対してより幅広い状況及び長期的な含意を考慮することが重要である。国際犯罪における共謀に関する民間団体の法的責任を明確にするための判例法が開発されつつある。

共謀が生じるかもしれない場合のいくつかの例：

1. 組織が、直接的又は間接的に、他人が犯す人権侵害を積極的に幫助する場合。例えば、組織が、人権侵害のために利用されると分かっている情報を政府に提供する場合。
2. 組織が政府と協同し、政府が契約を遂行するにあたって人権侵害をする可能性が高いということを知っている又は知るはずだった場合。例えば、強制的に人々を移動させることなど。
3. 組織が、人権侵害を積極的に幫助又は引き起こすわけではないとしても、その人権侵害から組織が利益を享受する場合。例えば、保安部隊が犯す侵害。組織の活動に対する平和的な抗議を鎮静すること又は組織の施設を警備している間に抑圧的な施策をとることなど。
4. 組織が、体系的又は継続的な人権侵害を前にしても沈黙を守っている又は反応しない場合。例えば、雇用法における、特定の集団に対する体系的な差別について組織が何もしない又は組織がそれを受け入れることなど。

国営組織は国家の一部であり、したがって、国際人権法に基づく直接的な責任を負うかもしれない。

### 6.3.3 人権課題1: 市民権及び政治的権利

#### 6.3.3.1 課題の説明

市民権及び政治的権利は、意見及び表現の自由、平和的集会及び結社の自由、宗教選択及び信仰の自由、信条の自由、家族、家庭又は通信への恣意的干渉からの自由並びにプライバシーの権利などがある。さらに、市民権及び政治的権利には、生命に対する権利、拷問からの自由権、個人の自由、安全及び誠実性の権利などがある。市民権及び政治的権利は、国家の権力を制限し、個人の自由を保護するために役立つ。

国家には、市民権及び政治的権利を尊重し、保護し、充足する責任がある。個人及び組織は、市民権及び政治的権利を尊重し、市民権及び政治的権利の実現を妨げたり遅延する行動を控えることが望ましい。次の行動及び期待リストは、実例を提供するものであり、網羅的なリストではない。

#### 6.3.3.2 関連行動及び／又は期待

組織は、“すべての人は、生命に対する固有の権利を有する。何人も、恣意的にその生命を奪われることはない”という個人の生命に対する権利を常に尊重することが望ましい。

組織は、慎重な分析の後に、人権侵害に共謀しない方法で活動に着手することができるということを確認できない限り、政府が人々の生命に対する権利を尊重しない地域及び国家が恣意的に人命を奪う地域における活動に着手することを控えることが望ましい。

組織は、法律の順守を確実にするためのあらゆる措置を講じ、人命を尊重し、適切に訓練及び監督された保安部隊のみと係り合うことが望ましい。組織は、人々のプライバシー、家族、家庭又は通信への恣意的又は不法な干渉を控えることが望ましく、人々の名誉及び評判に対する不法な攻撃に係り合わないことが望ましい。組織が保持している被雇用者の個人記録(例えば、医療記録)はすべて、極秘に、かつ関係している個人の知識及び同意に基づいてのみ取り扱われることが望ましい。

組織は意見及び表現の自由を尊重することが望ましい。これには、干渉されることなく意見を保持する権利、国境を問わずあらゆるメディアを通じて情報及びアイデアを求め、受け取り、与える権利が含まれる。組織は、地元地域のメンバーが組織の活動について意見を表明する状況に直面することがある。組織の被雇用者の権利が尊重されることが好ましいのと同じく、地元地域のメンバーの表現の自由も尊重されることが望ましい。組織は、たとえ組織の決定と相反する場合でも、ステークホルダーに意見を自

由に表現する経路を提供するためにあらゆる努力をすることが望ましい。組織がステークホルダーの見解又は意見を抑圧しようとすることは望ましくない。

組織は、国際法で絶対的と定められている拷問の禁止を尊重することが望ましい。懲戒手続きは、バランスの取れたものであることが望ましく、身体的刑罰若しくは非人道的又は侮辱的処遇を含まないほうがよい。紛争地域において事業活動を行っている組織は、自身の保安部隊がそのような虐待を犯さないことを確実にすることが望ましい。

#### **ボックス 1 安全保障体制及び人権**

すべての組織は、保安体制が人権を尊重しており、法の執行に関する国際的なUN基準及び規範と致していることを確実にすることが望ましい。保安体制には、過大な武力、拷問、残虐で非人間的又は屈辱的な処遇を防止するための措置を含めることが望ましい。組織は、人権侵害を支持、勧誘、又は推奨する何らの活動も控えることが望ましい。すべての保安要員（雇用されている要員又は契約している要員）は、適切に訓練されていることが望ましい。組織は、国家の保安部隊との契約のため及び人権侵害の経歴がある保安要員を雇用しないために明確な規則を構築することが望ましい。保安体制又は保安要員に関する潜在的な苦情は、迅速かつ独立した形で対処及び調査されることが望ましい。治安部隊又は警察に供給している組織は、あらゆる形態の人権侵害を防止するための措置を取ることが望ましい。

組織はすべての人の束縛からの解放と移動の自由に関する権利を尊重することが望ましい。例えば、組織は、被雇用者のパスポート又は渡航文書を没収したり、移動の自由又は束縛からの解放を制限したりしないことが好ましい。

組織は、サプライチェーンを含むその活動及び影響範囲において、“何人も、奴隷にはならない”、“何人も、隷属状態に置かれぬ”、また、“あらゆる形態の奴隷制度及び奴隷取引は、禁止されている”ことを確実にすることが望ましい。奴隷制度は人権及び基本的権利の多角的侵害であり、奴隷制度並びにその他の形態の強制労働及び拘束労働の禁止は絶対的なものである。組織は、奴隷労働によって生産された可能性のある供給物を追跡する努力をし、これらの供給物の使用を控えることが望ましい。

### **6.3.4 人権課題2: 社会的、経済的、及び文化的権利**

#### **6.3.4.1 課題の説明**

社会的、経済的、文化的権利は、食物、教育、健康、医療、文化及び社会福祉事業に対する個人の権利を包含する。社会的、経済的及び文化的権利においては、このような権利を履行するための国家による率先的かつ進歩的なアプローチが必要であり、組織は自身の影響範囲内で積極的に貢献することができる。国家は、社会的、経済的及び文化的権利の充足の責任がある。それでもなお、すべての組織はこのような権利を尊重し、それらの実現に貢献し、そのような権利の実現を妨害又は抑制する行動を控えることが望ましい。次の行動及び期待リストは、実例を提供するものであり、網羅的なリストではない。

#### **6.3.4.2 関連行動及び／又は期待**

組織は、すべての人の、食物、衣類、住宅、医療及び必要な社会的保護（失業、病気、障害、寡婦状態、老年又はその他制御できない状況による生計の欠乏時に対する保証権など）などを含む、本人及び家族の健康及び幸福を満すのに十分な生活水準に関する権利を尊重することが望ましい。例えば、組織は、たとえ国内法でより低い水準を許可していたとしても、賃金によってまともな生活水準が保証されることを確実にすることが望ましい。

組織は、水などの必要不可欠な製品又は資源へのアクセスを制限又は拒否しないことが望ましい。そのような物品又はサービスを民営化する場合、それらに対するアクセス可能性を制限しないよう、特別な配慮が行われることが望ましい。また、組織は、所得によってこれらの権利にアクセスできるかに注意を払うことが望ましい。

組織は、すべての人の到達し得る最高水準の肉体的及び精神的な健康を享受する権利を尊重することが望ましい。活動、物品及びサービス、並びに新しいプロジェクトは、地元住民及びエンドユーザーなどの人権を含む、人権及び安全衛生に対する潜在

的影響の評価を必要とする場合がある。

組織は、すべての人の、教育を受ける権利及び親が子に与える教育の種類を選択する権利を尊重することが望ましい。教育は、人間の個性及び尊厳が十分に発揮されるように方向付けされることが望ましい。また、教育は、人権と基本的自由への尊重を強めるものであることが望ましい。組織は、発生する可能性がある直接的な被害は別として、児童の雇用は教育の機会を奪ってしまう可能性があることに留意することが望ましい。最低年齢及び若年労働者に関する国際基準が尊重されることが望ましい。

組織は、成人男女が、人種、国籍又は宗教の制限なく、婚姻し、家庭をつくる権利を尊重することが望ましい。組織は、被雇用者が家族生活と両立する労働条件を整備することが望ましい。病気の子供の世話、出産又はその他家の責任を果たすための休暇を取得できるように必要な労働時間を設定することが望ましい。家族生活の権利の尊重とは、被雇用者が、婚姻し、家庭をつくる権利を妨げない、入籍に基づく差別をしない、新生児のいる家族に育児休暇を提供し、労働と生活のバランスを推進する必要性を伴う。

組織は、すべての人の、思想、良心、宗教及び文化の自由に対する権利を尊重することが望ましい。これには、自身の宗教又は信条を変更する自由、単独又は他者とのコミュニティにおいて、並びに公的又は私的に、布教、習慣、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由が含まれる。

組織は、すべての人の、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を尊重することが望ましい。組織は、所有権者に知的及び物質的権利に対する相応の補償をすることが望ましい。先住民の経験豊かな知識は、彼らの知的財産である。組織は、そのメンバーによって開発された作品の知的所有権に関する方針を公表することが望ましい。

### **6.3.5 人権課題3: 社会的弱者**

#### **6.3.5.1 課題の説明**

特定のグループ又は特定のカテゴリの人々は、人権侵害に対してより脆弱である。社会的弱者の人権には、特別な注意が払われることが望ましい。組織は、影響範囲に対して自身が及ぼす影響を分析する際、脆弱性等のさまざまな側面を考慮に入れることが望ましく、そうすることによって利益を得る。すべての集団にとっての完全かつ効果的な社会への参加及び包含は、関係する人々と同様、すべての組織に機会を提供する。組織は、すべての個人に対する平等な機会及び尊重を確実にするために積極的なアプローチを取ることによって、多くを得る。講じるべき最も重要な措置は、個々の組織及びその背景によって異なる。次の行動及び期待リストは、実例を提供するものであり、網羅的なリストではない。

#### **6.3.5.2 関連行動及び／又は期待**

組織は、先住民及びマイノリティの権利を尊重することが望ましい。組織が馴染みのない環境で業務を行う場合、伝統に従って生活するステークホルダーの自由を保護することは特に重要である。組織は、すべての業務、方針、活動において、人々が自身の文化を享受し、自身の宗教又は伝統を実践し、自身の言語の使用を可能にすることを確実にすることが望ましい。

組織は、女性の権利を尊重し、女性及び男性の平等な取扱い促進のための機会創出に留意することが望ましい。これは、妊婦の差別及び家庭に優しい方針の展開に関して特にあてはまり、これによって例えば女性が妊娠と雇用のいずれかを選択しなくてもよくなる。家庭に優しい方針は、女性のみならず男性による、親としての責任及びその他の個人的な責任の履行を可能にすることを目標にすることが望ましい。

組織は、児童にかかわるすべての行動において、児童にとって最大の利益となることを一番に考慮することが望ましい。非差別、児童の生命に対する権利、生存、成長及び自由な表現を含む子供の権利条約の原則は、尊重されることが望ましい。

組織は、障害をもつ人々を尊重し、自身の選択をする自由、及び独立の自由を含め、彼らの生まれながらの尊厳、個人の自立性を尊重することが望ましい。障害をもつ人々とは、病気に起因する特別の介護を必要とする人々を含む。

組織は、移民及び移民労働者を差別しないことが望ましい。

### 6.3.6 人権課題4: 労働における基本的権利

#### 6.3.6.1 課題の説明

このセクションでは、国際労働機関(ILO)で労働における基本的権利として指定された人権を取り扱う。ILOの180の加盟国及び、各国の雇用者ならびに労働者組織が、ILOへの参加に基づいて、労働における基本的原則・権利に関するILO宣言を1998年に承認し、誠意をもってこれらの権利を推進及び実現する義務を受け入れた。

ILO及びその他の労働に関する人権についてのより詳しい情報、とりわけ、結社の自由及び団体交渉の自由がどのように社会的対話に関連するかについては、6.4の労働慣行で見ることができる。

#### 6.3.6.2 関連行動及び／又は期待

組織は、すべての労働者が事前の認可なしに自身の組織を結成又は自身の組織に参加し、団体交渉する権利を尊重することが望ましい。労働者は、労働組合の結成又は労働組合への参加によって、利益を増進及び保護してもよい。組織は、関係する労働者に対して、いかなる形であれ、この権利の行使を妨げないことが望ましい。

労働者によって選ばれた代表組織は、団体交渉の目的のために認められることが望ましい。雇用条件は、自発的な団体交渉によって決定されてもよく、労働者の代表は、彼らの活動を可能にする施設を供与されることが望ましい。団体協定には、紛争解決のための規定を含めることが望ましい。労働者の代表は、有意義な交渉のために必要とされる情報の提供を受けることが望ましい。

組織は、強制労働又は拘束労働に係ったり、強制労働又は拘束労働から恩恵を受けたりすることは望ましくない。何人も、刑罰の脅迫の下又は志願しない場合に、いかなる労働又はサービスも強制されることは望ましくない。組織は、囚人が裁判所で无罪判決を受けない限り、また、その労働が国家機関の監督及び管理の下にない限り、囚人労働に係ったり、囚人労働から恩恵を受けたりすることは望ましくない。囚人労働は、それが自発的に行われているということが、とりわけ公正かつ適切な雇用条件から明らかでない限り、民間組織によって利用されることは望ましくない。政治的弾圧の手段又は政治的見解を保持することに対する刑罰として、組織発展のために結集する方法として、労働規律の手段として、ストライキに対する刑罰として、又は差別の手段として、強制労働又は拘束労働を課すことは望ましくない。

組織は、児童労働に係ったり、児童労働から恩恵を受けたりすることは望ましくない。最低雇用年齢は尊重されることが望ましい。国際労働基準では、一般的に15歳、いくつかの発展途上国では14歳という最低雇用年齢を定めている。労働の性質又は労働が実施される状況によって、18歳未満の児童及び若年者は、健康、安全又は道徳を害する恐れのある労働に雇用されることは望ましくない。

組織は、雇用慣行において差別することは望ましくない。採用、教育訓練及び昇進は、資格、技術及び経験に基づくことが望ましく、人種、皮膚の色、ジェンダー、性的嗜好、宗教、政治的所属、国籍又は社会的出自のいずれかの基準に基づくことは望ましくない。さらに、組織は、HIV/エイズといった健康状態を基準として差別することは望ましくない。対等な価値の労働を行っている組織の労働者に対しては、対等に報酬が与えられることが望ましい。しばしば、主に女性によって行われる労働は、性差別のために、過小評価される。組織は、性差に関する偏見がなく、客観的な職務評価に基づいていることを確実にするために、給与体系を定期的に確認することが望ましい。

## 6.4 労働慣行

### 6.4.1 論拠

組織の労働慣行は、組織内で、組織によって又は組織の代理で行われる労働に関連するすべての方針及び慣行を網羅する。したがって、労働慣行という言葉は、組織とその直接被雇用者との関係若しくは組織が所有又は直接管理する職場で持つかもしれない責任を超えて適用される。労働慣行には、他者が組織の代理として行った労働についての組織の責任を含む。また、労働慣行には、組織のために作業を実施する若しくは組織に商品又はサービスを供給するために他者が雇用する労働者の労働条件に関し、組織が規定する要求事項を含む。

労働慣行は、労働者の採用及び昇進、懲戒及び苦情対応制度、労働者の異動及び配置転換、雇用の終了、訓練及びスキル開発、健康、安全及び労働衛生、並びに労働条件に影響を及ぼすあらゆる方針又は慣行を包含する。また、労働慣行には、労働者組織の認識並びに雇用に関する課題に取り組むための団体交渉、社会的対話、三者協議への組織の代表者選出及び参加を含む。

組織の労働慣行は、社会に対して大きな影響を及ぼすことができ、それによって持続可能な発展に大いに貢献することができる。雇用創出、行った仕事に対して支払われる賃金及びその他の報酬は、組織が経済に対して与える最も重要な影響である。有意義かつ生産的な労働は、人間開発における必要不可欠な要素である。有意義かつ生産的な労働の欠如は、社会問題の主な原因のうちの一つである。労働慣行は、法の支配の尊重及び社会に存在する公正意識に対して大きな影響がある。社会的に責任のある労働慣行は、社会の正義及び安定にとって必要不可欠である。

組織の労働慣行は、被雇用者の採用、動機付け、定着に関する組織の能力について、重大な影響を持つことができ、したがって、組織の目的を達成する能力にも重大な影響を持つ。また、労働慣行は、組織の評判に関しても、重大な影響を持つことができる。

### 6.4.2 原則及び考慮点

ILOの1944年フィラデルフィア宣言において謳われた基本的原則とは、労働が商品でないということである。つまり、労働者は、生産の要素及び同様の市場要因に従う要素として扱われることは望ましくないということである。労働者固有の脆弱性及び彼らの基本的権利を保護する必要性は、世界人権宣言及び経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約に反映されている。関連の原則には、何人も、自由に選択した労働によって生活の糧を得る権利並びに公正かつ好ましい労働条件を得る権利を含む。

多くの国際的に承認されている人権は、労働に関連している。すべての労働者の、自身の組織を結成する又は自身の組織に参加し雇用者と団体交渉する権利、雇用及び職業に関して差別を受けない権利、及び、児童労働ならびに強制労働を受けない権利は、すべて基本的な人権である。これらの人権については6.3でより詳細に記載している。これらの権利は、労働における基本的権利としてILOによっても承認され、中核的条約として参照される8つの条約の中で表明されている。また、その他多くのILO条約及び勧告も、世界人権宣言及び6.3.7で言及されたその2つの協定における規定に対して実質的な意味を与えている。

労働者<sup>1)</sup>のために公正かつ公平な処遇を確実にする主たる責任は、政府にある。立法及び法の支配を通じて、政府は国内基準が国際的基準及び権利を順守する義務を履行する。また、政府は、法規制が維持されていること、及びそれらが維持されていない場合には労働者及び組織が司法に対する必要なアクセス手段を有していることを決定するという、重要な責任をもつ。

1) “被雇用者”という用語は、国内法又は国内慣習において“雇用関係”としての関係を認められる個人を指す。“労働者”という用語はより一般的な用語であり、労働を行うすべての人を指す。“労働者”という用語は、被雇用者又は自営業者を指すことがある。

残念なことに、すべての政府が進んで責任を負うわけではなく又は責任を負うことが可能であるわけではない。その場合、労働者はより脆弱な立場になり、雇用者の社会的責任はより必須のものとなる。組織は、労働慣行及び労働条件の課題に取り組むことによって、自身の社会的責任を表明する。その責任は、組織自身が管理し又は影響を与えることができるものである。組織は、政府が労働法を実施していないことを、労働者の権利の尊重を回避する機会と見なすことは望ましくない。法の精神又は意図は、広く普及することが望ましい。主要な考慮点は、協業及び団体交渉が社会的に責任ある方法で行動する組織のための基礎であることが望ましいということである。

上記で考慮されたように、国家機関としての政府と、雇用者としての政府の役割とを区別することが重要である。政府機関又は国营組織は、ここで取り上げられている他の組織のように、他の組織が労働慣行に対して持つ責任と同じ責任を負っている。

### 6.4.3 労働慣行課題1: 雇用及び雇用関係

#### 6.4.3.1 課題の説明

人的開発のための雇用の重要性は、普遍的に認められている。組織は、雇用者として、社会で最も広範囲に認められた目的の一つに貢献する。その目的とは、完全かつ確実な雇用を通じた生活水準の改善である。

すべての国は、労働を行うべき法的枠組みを提供する。さまざまな法的システムがあるが、雇用関係は、普遍的な概念である。その概念とは、労働を提供する対象となる人又は組織に対して従属関係及び依存関係にあるほとんどの労働者は、商業的關係において雇用者と平等の当事者であるかのように扱われることは望ましくないと認めるものである。その相違は、労働法又は雇用法の根本的な基礎である。雇用関係では、社会全体の利益のために雇用者及び被雇用者の両方に対して権利を与え、義務を課す。

すべての労働が、雇用関係の範囲内で行われるというわけではない。労働及びサービスは、自営業者によっても行われる。しかしながら、ここにおいても、社会及び労働を行う個人に対する適切な法的及び制度的枠組みの重要性が、認識されることが望ましい。すべての契約当事者は、自身の権利及び責任を理解し、契約条件が尊重されない場合には、償還請求する権利を有する。

この文脈においては、労働は報酬の対価として行われる作業と理解されており、純粋なボランティアによって取り組まれた活動は含まない。しかしながら、刑事責任及び注意義務などに関連する義務の遂行及び充足のためにすべての組織が導入することが望ましい方針及び措置は、ボランティアが関与している場合にも考慮に入れられることが望ましい。

#### 6.4.3.2 関連する行動又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 直接代理して行われたすべての労働が、法的に被雇用者であると認められた個人又は法的に自営であると認められた個人によって履行されることを確実にする。
- 法律の下、雇用関係であると認められる関係を偽って、法律が雇用者に課している義務を回避しようとする。
- 個々の労働者及び社会の両方に対する安定した雇用の重要性を認識する。有効な労働力計画を使用し、場当たりの労働力の使用や、一時的な労働力の過度な使用を回避する。ただし、労働の性質が純粋に短期的又は季節的なものである場合を除く。
- 雇用に影響を及ぼす閉鎖など、組織運営の変更を検討する場合、妥当な通知及び時宜にかなった情報を与え、労働者の代表とともに共同で悪影響を可能な限り軽減する方法を考慮する。



— 雇用慣行における差別を取り除き、女性、障害のある労働者及び若年労働者、高齢労働者、移住者、先住民などその他の社会的弱者に平等な機会を与える。

— 恣意的又は差別的な解雇慣行に関与しない。

— 法的に認められた組織、若しくは雇用者の責任を引き受け、適切な労働を提供することができ、かつその意思がある組織に対してのみ労働を下請けに出す。これには、法的に認められていない労働仲介者、また、労働履行者に法的権利を与えない労働を行わせるためのその他の手配を行う者は除外される。この点で、組織は、例えば供給業者及び下請業者などの、取引相手である組織が、すべての労働が適切な法律上及び制度上の枠組み内で遂行されるということが労働慣行によって義務付けられている合法的企業であることを確認するための措置を講じることが望ましい。

— 組織は、パートナー、供給業者又は下請業者の不公正、搾取的又は虐待的な労働慣行から利益を得ることは望ましくない。組織は、他の組織が代理で行った労働に関し、行使する管理の割合に比例した形で、並びに関係している労働者の権利が尊重されないかもしれないという可能性をもって、責任を負うことが望ましい。こうした状況に応じて、これらの責任に取り組むための合理的な努力は、供給業者及び下請業者に対して契約上の義務を生じさせること、予告なしの訪問及び査察を行うこと、請負業者及び仲介人の監督の際にデューデリジェンスを実施することを含むことができる。供給業者及び下請業者が、労働慣行の規範に準拠することを期待されている場合、規範は国際的に承認されている労働基準及び法の支配の尊重に基づいていることが望ましい。規範を採用する組織は、そのような規範の実施に関して適正慣行に従うことが望ましい。サプライチェーンにおける責任に関する追加的情報については、セクション6.6.6を参照すること。

— 国際的に活動している場合、ホスト国の国民の雇用、職業開発、昇進及び出世を優先する。これには、実際的な場合には地元企業を通して調達し、流通させることを含む。

## ボックス 2 国際労働機関

国際労働機関は、国際労働基準を設定する目的で設立された、三者構造(政府、労働者、雇用者)を有する国連機関である。この最低限の基準はあらゆる所で労働者に適用され、搾取及び侵害に基づいた不正競争を予防することを目的とする。ILO基準には技術的に十分な情報があり、雇用者、労働者、政府から支持されている。また、この三者は世界的レベルでの交渉によって、ILO基準を採用している。ILO基準の意義及びその適切な適用はILO監督機構によって入念に練り上げられたものであり、この法体系はガイダンス及び良好な慣行の源となることができる。ILO条約ならびに勧告、1998年の労働における基本的原則・権利に関するILO宣言、1997年のILO多国籍企業及び社会的政策に関する原則の三者宣言(2006年に最終改定)は、労働慣行及びその他の重要な社会的課題に関して最も権威のあるガイダンスとなっている。ILOは、女性及び男性のために適切かつ生産的な労働を得る機会を促進することを目指している。適切かつ生産的な労働とは、ILOの定義では、自由、公平、安全及び人間の尊厳が存在する状況下で遂行される労働である。

### 6.4.4 労働慣行課題2: 労働条件及び社会的保護

#### 6.4.4.1 課題の説明

労働条件には、賃金及びその他の形態の報酬、労働時間、休憩時間、休日、懲戒及び解雇慣行、母性保護、労働生活のバランス並びにその他の多くの主題が包含されている。労働条件の多くは、国内法規制若しくは労働が行われる者及び労働を行う者を法的に拘束する協定によって決定する。雇用者は、労働条件の多くを決定することができる。

社会的保護とは、業務上負傷、病気、妊娠、親子関係、老年、失業、障害又は他の何らかの財政的困難の場合における収入の減少又は喪失に対するすべての保障を指す。

#### 6.4.4.2 関連する行動又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 労働条件が国内法規制に従っており、関連する国際労働規格と少なくとも一致していることを確認する。
- その他の適用されるべき法的拘束力がある協定を通して設定されるより高度な水準の規定を尊重する。
- 国家法がない場合、少なくともILOが規定する国際労働基準で定義された最低限の規定を考慮する。

国際労働基準で規定される原則に基づき、組織は次を行うことが望ましい。

— 賃金、労働時間、週休、安全衛生、及び母性保護に関して適切な労働条件を与える。また、これらの条件は、関係する国又は地域において類似の雇用者から与えられる条件と比較して、労働者に対してより不利なものであることは望ましくない。

— 関連の団体交渉で包括されているとおり、国内法令及び慣行等に従って可能な限り最良の賃金及びその他の労働条件を与える。これらの条件は、組織の経済的立場に関連していることが望ましいが、少なくとも、労働者及びその家族の基本的ニーズを満たすものであることが望ましい。

— 関係する労働者に対して直接賃金を支払う。これは法律又は団体協約で許可された規制又は控除の影響のみを受ける。

— [組織が活動する国家背景の範囲において、労働者の社会的保護の規定に関する義務を負うことを認識する。また、これらの義務を逃れようとすることは望ましくない。]

— 法規制又は団体協約で規定された、所定労働時間又は同意した労働時間を順守するという労働者の権利を尊重する。いずれにせよ、労働者は、週に48時間を超える労働を常習的に求められることは望ましくない。また、労働者は、7日間ごとに少なくとも1日の休暇を与えられ、少なくとも3週間の年次有給休暇を受ける資格を有することが望ましい。

— 労働者に対し、国内法令及び慣行に従って時間外労働の報酬を与えることが望ましい。労働者に時間外労働を要請する場合、組織は、関係する労働者の特有の脆弱性及び労働に内在するあらゆる危険を認識することが望ましい。組織は、強制的及び代償のない時間外労働を禁止する法規制を守ることが望ましい。また、組織は、強制労働に関する労働者の基本的人権を常に尊重することが望ましい。

— 可能な限り、週休に関して国又は宗教的な伝統及び慣習の順守を許可する。

#### 6.4.5 労働慣行課題3: 社会的対話

##### 6.4.5.1 課題の説明

社会的対話は、経済的及び社会的課題に関連する共通に利害のある主題に関する、政府の代表、雇用者及び労働者間のすべての種類の交渉、協議、情報交換を含む。社会的対話は、雇用者及び労働者が競合する及び共通する利害の両方を持つという認識に基づいており、多くの国の統治において重要な役割を果たしている。

社会的対話は、独立した当事者を必要とする。国内法規制又は団体協約に従って、労働組合のメンバー又は関連の労働者のいずれかによって、純正な労働者代表が自由に選出される。彼らは、政府又は雇用者によって指定される個人でない。社会的対話は、企業レベルの情報及び協議機構(例えば労使協議会)並びに団体交渉など、さまざまな形態をとる。労働組合は、選ばれた労働者代表として、社会的対話において特に重要な役割を果たす。

効果的な社会的対話は、雇用者及び労働者双方の優先事項及びニーズを考慮に入れた方針の開発又は問題解決のためのメカニズムを提供し、その結果、組織及び社会の両方にとって有意義で持続可能な結果を導く。社会的対話は、職場において参加及び民主主義の原則を確立し、また、健全な労働管理関係の構築に貢献することができる。このようにして、費用のかかる労働争議に訴えることを最小限に抑え、投資を促進することが可能となる。社会的対話は、変更管理のための最良の手段になり得る。また、社会的対話は、人的開発に貢献し、生産性を強化する技術開発プログラムの設計に使用することができ、又は組織の運営における変化によるマイナスの社会的影響を最小限に抑えるために使用することもできる。

社会的対話は、さまざまな形態を取ることができ、さまざまなレベルで起こり得る。労働者は、より広い職業内、職業間又は地域的範囲を有するグループを形成することを希望するかもしれない。雇用者及び労働者は、もしそう望むのであれば、地元の組織レベルの協定 によって補完される包括協定の組合せシステムを採用することによって、最も適切なレベルを合同で決定することができる最も有利な立場にいる。

社会的対話では、時には論争的な課題を取り扱う場合がある。その場合、当事者は紛争解決プロセスを構築することができる。また、社会的対話は、特に労働における基本的原則・権利が適切に保護されていない国においては、苦情に関係する場合もあり、苦情対応の仕組みが重要となる。

#### 6.4.5.2 関連する行動又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 世界的な労働組合同盟が存在する、若しくは議論又は交渉される課題が組織レベルよりも広い重要性を有する部門で国際的に活動している組織にとっての、国際レベルを含めた社会的対話の機関及び適用される団体交渉の構造の重要性を認める。
- 社会的対話の機会を創出し、そのような経路を通して社会的責任に関する表明を述べる手段として、関連する雇用者の組織に参加する。いかなる形であれ、労働者が権利を行使して独自の組織を形成又は参加すること、又は団体交渉を行うことを反対又は阻止しない。
- 独自の組織をつくる又はそれに参加して団体交渉を行おうとする労働者を妨害するために、その労働者を解雇したり、差別したり、その労働者に対して配置転換又は仕事を外部発注すると脅迫したり、主要又は排他的に参加するよう脅迫したりしない。
- 正式に指定された労働者の代表に、権限を有する意思決定者へのアクセス、職場及び代表者が代表する人たちへのアクセス、代表者が役割を果たすために必要な施設へのアクセス、及び代表が組織の財政及び活動に関して正確で公正な状況を把握することを可能にする情報へのアクセスを与える。
- 国際的に承認されている結社の自由及び団体交渉の権利の行使を制限するよう政府に奨励しない。このような規制に基づいた奨励制度に、関与することは望ましくない。

## 6.4.6 労働慣行課題4: 労働における安全衛生

### 6.4.6.1 課題の説明

労働における安全衛生は、高度な段階の労働者の物理的、精神的、社会的幸福を促進、維持すること及び労働条件によって生じる健康に対する被害を防止すること、健康に悪影響を及ぼすリスクから労働者を保護すること並びに職業環境を労働者の生理的、精神的性能に適応させることに関係する。

業務上の疾病、傷害及び死亡によって社会が負う経済的及び社会的負担は大きい。労働者にとって有害であるかもしれない汚染物質及びその他の職場の危険は、地域及び／又は環境に対しても重大な影響があるかもしれない。環境の危険に関する詳細は、セクション6.5を参照する。安全衛生の課題は、危険な設備、プロセス、慣行及び(化学的、物理的及び、生物的)物質から発生する。

社会的に責任ある安全衛生慣行は、費用を低減し、士気を向上させ、生産性を高めることができる。

### 6.4.6.2 関連する行動又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 活動に伴う安全衛生リスクを理解及び管理しようとする。また、従うべき適切な手続きを理解し、業務上の疾病及び事故の防止並びに非常事態の対応に必要な安全設備を提供することが望ましい。
- 女性及び男性が受けるさまざまな影響を理解し、それらに対するアドバイスを提供することができるように、業務上の事故及び疾病並びに労働者によって提起された問題を分析する。
- 管理階層を含め産業衛生の原則、つまり、交代要員、エンジニアリング、作業手順、管理用及び個人用の保護具を理解及び適用する。
- 職場における心理社会的危険は、ストレス及び職業病の原因であることを認識する。
- すべての活動において、組織の運営又は管理の段階のうち、安全衛生が最も重要であること及び安全衛生は組織のすべての活動の必要不可欠な一部であることが明確に規定された安全衛生方針を持つ。この方針は、経営幹部の誓約によって裏打ちされ、割り当てられる資源及びこの方針を実行する責任者たちに与えられる支援において反映されていることが望ましい。
- 関連するすべてのスタッフに対し、関連するすべての主題に関し適切な訓練及び能力開発を提供する。
- 安全衛生対策について、労働者が支出を行うことは望ましくない旨の原則を尊重する。
- 関係する労働者の参加に基づき、かつ労働者の次の権利を認識及び尊重する安全衛生システムを採用する。
  - 安全衛生リスク及びこれらのリスクに対処するために用いられる最良慣行に関係する完全かつ正確な情報。
  - 労働に関連する安全衛生のすべての側面において、自由に問い合わせし、相談を受ける。
  - 労働者の生命又は健康若しくは他の人々の生命及び健康に緊急かつ深刻な危険を呈すると合理的に考えられる労働を拒否する。
  - 安全衛生課題について外部のアドバイスを求める。

- 安全衛生問題を当局に報告する。
- 安全衛生のプロセス及び決定に関与する。
- 上記いずれかの行為を行うことによる、報復がない。

### ボックス 3 労使合同安全衛生委員会

多くの組織にとって、労使合同安全衛生委員会は、組織の安全衛生プログラムの最も価値のある一部[になり得る][である]。合同委員会は、情報収集、安全マニュアル及び訓練プログラムの開発及び普及、事故及び検査の報告、記録及び調査、並びに被雇用者が掲げた問題への対応など、重要な役割を果たす。こうした委員会の労働者代表は、経営陣によって任命されるのではなく、労働者自身によって選出されることが望ましい。こうした委員会のメンバーシップは、経営陣及び労働者代表の間で等分に配分され、可能な限り女性及び男性を含むことが望ましい。委員会は、すべてのシフト、部門及び配置を代表するのに十分な規模であることが望ましい。[委員会は、労働組合又は労使評議会の代わりとして機能すると考えられることは望ましくない。]

## 6.4.7 労働慣行課題5: 人間開発

### 6.4.7.1 課題の説明

人間開発とは、人間の能力を拡大し、機能させることによって人々の選択範囲を拡大し、これによって人々が長く健康な人生を送り、知識を持ち、適切な生活水準を維持することを可能にするためのプロセスである。また、人間開発は、創造的、生産的であるため、並びに自尊心及び地域への帰属認識を享受するための政治的、経済的及び社会的機会を指す。人間開発は労働慣行でもあり得る。なぜなら、雇用者は、差別との戦い、家庭における責任のバランス、健康及び幸福の推進などの重要な社会的課題に取り組む過程で、職場の方針及びイニシアチブを利用して人間開発を促進することができるからである。

人間開発は労働慣行でもあり得る。なぜなら、人間開発には、個人の能力及び雇用適性を高めることが含まれるからである。雇用適性とは、適切な労働を確保及び保有するための個人の能力を高める経験、能力、資格を指す。組織は、労働者の教育、訓練及び生涯学習の促進に全面的な利害を有している。なぜなら、これらは、組織が雇用する男女の能力、動機付け、有効性、生産性及び全体的なパフォーマンスの観点から、個々の労働者、経済及び社会全体のみならず、組織自体の利益の推進に大きく貢献するからである。

### 6.4.7.2 関連する行動又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 労働者に対し、平等で差別のない原則に基づき、技術開発及び訓練へのアクセス、キャリアアップする機会を与える。
- 適切な労働時間を提供することにより、また保育施設及び育児休暇など労働者が適切な労働生活のバランスを達成するのに役立つようなその他の方針を通じて、家庭における労働者の責任を尊重する。
- 雇用慣行において、いかなる点においても差別をしない。これには、採用、選択、訓練へのアクセス、昇進及び解雇を含む。
- 障害をもつ労働者のみならず、先住民及び移民労働者などといった社会的弱者の保護と進歩に寄与する積極的な措置を講じる。
- 若者の失業又は女性の不完全雇用などといった課題に取り組むための適切なプログラムを確立し又はそれに参加する。
- 健康及び幸福を推進する労使合同プログラムを確立する。例えば、伝染病及び薬物濫用の影響は、組織のパフォーマンス及び社会の全体的な健康に影響を及ぼす。

## 6.5 環境

### 6.5.1 論拠

世界は、天然資源の減少、汚染、気候変動、生息地の破壊、種の減少及び生態系全体の破壊を含む多数の環境課題に直面している。人口及び消費が増加するにつれ、これらの課題は人間の安全、並びに社会の健康及び福祉に対する深刻な脅威となっている。環境課題は一地域的なものから世界的なものまで一相互に結びついており、それらに取り組むには包括的なアプローチが必要である。環境課題は、人権、社会の開発及びその他の中核的な社会的責任課題に密接に結びついている。多くの環境課題は国境を越え、いかなる国家又は社会のセクターでも単独でこの課題に対処することはできない。すべての組織は、マイナスの環境影響をもたらす可能性のある活動、製品又はサービスの側面を有している。環境的持続可能性は、特に大きな環境負荷を引き起こしている人々による、消費及び環境悪化の速度を下げるための集団的努力を必要とする。

環境責任は、人類存続のための単なる前提条件ではない。環境責任は、将来の世代が持続可能な世界的環境を享受することを可能にするための社会的責任である。環境課題に取り組むことは、組織に対し、費用を削減し、新しい形態の経済成長及び繁栄を刺激しながら、より社会的責任のある方法で行動するための独特の機会を提供する。

### 6.5.2 原則及び考慮点

#### 原則

組織は次の環境原則を尊重及び促進することが望ましい。

#### 6.5.2.1 環境責任 (66)

組織は、その活動、製品及びサービスが引き起こす環境負荷に対する説明責任を受け入れ、サプライチェーンを含む影響範囲の中で自身のパフォーマンス及び行動を改善するために行動することが望ましい。組織は、平均以上のパフォーマンス及び、理想的には、適用されるすべての分野において利用可能な最善技術(BAT)と一致するレベルを達成するために、環境保全のリーダーシップ及び可能な場合は最良慣行の採用を実証することが望ましい。

#### 6.5.2.2 予防的アプローチ (69)

組織は、人間の健康及び環境を保護するために、予防的アプローチを採用することが望ましい。重大又は不可逆的な損害の恐れがある場合、完全な科学的確実性が欠如していることを理由として、潜在的な健康への影響又は環境劣化を予防するために講じる費用対効果の高い措置を延期することは望ましくない。不確実な状況においては、ライフサイクル分析、環境リスク評価及び環境影響評価といった手段の使用が、活動、製品及びサービスが与える可能性のある社会的影響、環境的影響及び健康的影響の特定及び緩和に役立つことができる。人間の健康及び環境に対するリスク評価を行う場合、(例えば、暴露又は効果に関する)不確実性又はデータ格差に対処するために、保守的仮定を行うことが望ましい。

#### 6.5.2.3 環境リスクマネジメント

組織は、ライフサイクルという観点から、活動、製品及びサービスによる環境リスクを評価及び軽減するためのプログラムを実施することが望ましい。組織は、事故によって引き起こされる環境及び健康負荷を軽減し、環境に関連する事件を関係当局に伝えるために、緊急事態対応手順を開発及び実施することが望ましい。

リスクに基づくアプローチでは、適切なリスクマネジメント戦略を開発するために、物質固有の危険、及び暴露の可能性の両方を考慮する。組織は、職場における事故、又は環境リスクをもたらす可能性のある物質の保管、取り扱い及び最終使用中の事故の防止などの安全目標を設定することができる。組織は、ISO14001及びISO18001などの規格を結びつけて使用することにより、安全文化の推進、職場における衛生、安全及び環境への配慮の統合の促進、並びに事故リスク削減及び緊急事態への準備への取り組みなどの目標の達成を考慮することが望ましい。

#### 6.5.2.4 汚染者負担

組織は、社会に対する環境負荷及び必要な救済措置、又は汚染が容認できるレベル(行動に関する国際的な期待)を超える度合いの程度に従って、その活動、製品及びサービスによる汚染の費用を負担することが望ましい。組織は、汚染者負担原則を用いて、汚染の費用を内面化し、汚染の影響を軽減するよりはむしろ汚染を防ぐことによる経済的及び環境的利益を数値化することが望ましい。

#### 考慮点

組織は次の考慮点の妥当性を評価することが望ましい。

#### 6.5.2.5 ライフサイクル・アプローチの採用

環境問題に取り組むための基本的観点の1つに、ライフサイクル・アプローチがある。ライフサイクル・アプローチは、原材料及びエネルギー生成から、生産及び使用を通して、耐用年数経過後の廃棄又は復元まで、活動、製品及びサービスのライフサイクル全体の経済的、社会的及び環境的重要性を結び付けるものであり、複合的利益をもたらす潜在性を有する。組織は、活動、物品及びサービスのライフサイクル全体の環境パフォーマンスを考慮することが望ましい。

##### a) 環境効率[及びエコデザイン]の実行

環境効率は、“ライフサイクル全体を通して、生態学的影響及び資源強度を、少なくとも地球の環境収容能力と一致したレベルにまで積極的に減らしながら、人間のニーズを満たし、生活の品質をもたらす価格競争力のある物品及びサービスを提供すること”である。<sup>2)</sup>環境効率は、すべての潜在的な環境負荷に対応し、活動、製品及びサービスの環境的及び経済的パフォーマンスを結び付ける。製品又はサービスの環境特性が定義されるのは設計段階であるため、エコデザイン(設計プロセスに、利益、機能性、審美性、人間工学、イメージ、全体的な品質などのその他の基準と併せて環境への配慮を統合すること)は、環境効率の実施のための非常に効果的なアプローチである。

##### b) プロダクトサービスシステム・アプローチの採用

プロダクトサービスシステムは、焦点を、製品の販売から、消費者のニーズを満たす製品及びサービスシステムの販売へとシフトさせるために利用することができる。これは、材料の使用量を削減し、材料の流れから収益を切り離し、製品及びそれに伴うサービスのライフサイクル全体にわたる生産者責任の拡大を促進する統合的解決策の策定にステークホルダーを関与させるという革新をもたらすことができる。プロダクトサービスシステムは、製品のリース、製品のレンタル又は共有、製品のプール(製品の併用)及び使用者が製品を購入する代わりに所望出力を購入するペイ・フォー・サービス(例えば、コピー機を買う代わりにコピーサービスを利用する)を含む。また、プロダクトサービスシステム・アプローチは、製品の販売を関連のサービスで支援することも含む。これは、アップグレード、保守サポート、融資計画、消耗品の供給及び製品の有効使用に関するアドバイスを含めることにより、製品の価値を高め、製品の環境負荷を軽減することができる。

2) 環境効率: 少ない影響でより多くの価値を生み出すこと。WBCSD, 2000. [www.wbcsd.com](http://www.wbcsd.com)

### 6.5.2.6 予防的に環境負荷に配慮した製品戦略の採用

予防的に環境負荷に配慮した製品は、プロセス又は活動の最後ではなく起源において改善を行うことにより、廃棄物の発生量を抑えながら、より効率的に資源を利用するための戦略である。予防的に環境負荷に配慮した製品アプローチは、保守的な慣行の改善、技術又はプロセスのアップグレードもしくは新しい技術又はプロセスの導入、材料及びエネルギー使用量の削減、有害及び危険材料の排除並びに設計の改善を含む。こうしたアプローチは、経済的利益とともに、より環境的に持続可能なプロセス、製品及びサービスをもたらすことができる。

### 6.5.2.7 環境上適正な技術及び慣行の使用(68)

組織は、環境に優しい技術及びサービス、つまり“環境を保護し、汚染が少なく、すべての資源をより持続可能な方法で使用し、廃棄物管理階層に従う”(3)技術及びサービスを採用し、適切な場合にはそれらの開発及び普及を促進するように努めることが望ましい。環境に優しい技術及び慣行を追求する際には、ISO 14000シリーズ規格などの関連の技術ガイダンス及び規格並びに行動に関する国際的な期待を考慮することが望ましい。組織は、研究開発の焦点を、‘持続可能性を目指したデザイン’に合わせて調整直し、入札が最小限の環境基準を保証していることを確実にするために、投資基準並びに供給業者及び請負業者のための調達方針を吟味してもよい。

### 6.5.2.8 [持続可能な購入][グリーン調達]プログラムの実施

組織は、ライフサイクル全体の環境的及び社会的パフォーマンスを考慮に入れ、エコ表示基準に基づいてパフォーマンスを優先順位付けしながら、製品、材料及びサービスを購入するという誓約に基づいて持続可能な購入プログラムを実施することが望ましい。この原則は、組織の購買決定の環境的及び社会的意味合いを取り扱うものであり、組織が個人消費者の購買習慣に対して有する影響(消費者課題のセクションで取り扱われている)を取り扱うものではない。

## 6.5.3 環境課題1: 汚染防止

### 6.5.3.1 課題の説明

組織は、大気中への排出、水中への放流、固体又は液体廃棄物の生成、土地及び土壌の汚染、有毒及び危険化学物質の使用及び廃棄、並びに活動、製品及びサービスからのその他の汚染を防止することにより、環境パフォーマンスを改善することができる。汚染は、予防的に環境負荷に配慮した製品、環境効率及びライフサイクルマネジメントなどの適切な技術を適用することによって、防止されるかもしれない(考慮点として案内しているとおり)。

#### a) 大気中への排出の防止

組織による、鉛、水銀、揮発性有機化合物(VOC)、二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)、粒子状物質及びオゾン破壊性物質の大気中への排出は、社会に対して環境及び健康負荷をもたらす得る。こうした排出は、組織の施設又は移動汚染源から直接来るかもしれないし、組織の製品又はサービスの使用若しくは組織の製品又はサービスが消費する電力の生産によって間接的にもたらされるかもしれない。

#### b) 水中への放出の防止

組織は、地上水塊への直接的、意図的又は偶発的な排出(液体又は固体)若しくは意図的ではない地上水への放出又は地下水への浸透を通じて水汚染の原因となっているかもしれない。組織は、有毒又は危険化学物質、有機材料、移入種(船のバラスト水)、汚水、石油化学製品又は燃料及びその他の汚染物質を水中へ放流し、人間の健康、生態系及び天然資源の価値にマイナスの影響をもたらしているかもしれない。

#### c) 廃棄物抑制



組織の活動、製品及びサービスは、不正に管理された場合、大気、水、土地及び土壌の汚染の原因となり得る液体又は個体の廃棄物の発生につながるかもしれない。責任のある廃棄物マネジメントは、(i)設計段階での廃棄物の発生抑制、(ii)再使用、(iii)再資源化、再加工、(iv)廃棄物処理、及び(v)廃棄物処分という廃棄物削減階層に従っている。

#### d) 有毒及び危険化学物質の排出の防止

組織は、その活動、製品又はサービスの提供において、有毒又は危険化学物質を使用しているかもしれない。自然発生的及び人為的の両方の有毒及び危険化学物質は、急性的(緊急)又は慢性的(長期的)影響を通して、生態系及び人の健康に悪影響を及ぼし得る。

#### e) 特定可能なすべての形態の汚染を防止する

組織の活動、製品及びサービスは、地元地域又は世界的地域の健康及び福利にマイナス影響を及ぼす騒音、振動、放射、感染因子(例えば、ウイルス又は細菌)又は生物学的危害(例えば、移入種、遺伝子組み換え生物の無制御の蔓延)を含むその他の形態の汚染を引き起こすかもしれない。

### 6.5.3.2 関連する行動及び／又は期待

汚染防止におけるパフォーマンスを改善するために、組織は次を行うことが望ましい。

- [大気中への排出、水中及び土壌への放出、廃棄物投棄、有毒及び危険化学物質の排出並びにその他の形態の汚染を含む重大な汚染を特定、測定、記録及び報告する]
- 主要な環境法を持つ国における規制など、関連の最良慣行指数及びその他のベンチマークを考慮しながら、平均以上のパフォーマンスを達成するべく、すべての形態の汚染を防止するためのプログラムを実施し、目標を設定する。
- 廃棄物削減階層に従って、不可避な廃棄物の適切な管理を確実にしながら廃棄物を最少化及び管理するためのシステムを確立する。
- ライフサイクル全体にわたる既知の健康リスク及び環境リスクを含む、使用及び排出される有毒及び危険物質の量及び種類を公開する。
- サプライチェーンを含む制御又は影響範囲内のすべての活動、製品及びサービスにおいて、危険化学物質を体系的に特定及び回避するためのプログラムを実施する。可能な場合には、ステークホルダーにとって関心事であると特定されている化学物質の使用を回避するためのプログラムを実施する。回避すべき化学物質は、オゾン破壊性物質(モントリオール議定書(54))、残留性有機汚染物質(POP)(ストックホルム協定(72)、ロッテルダム協定(71))、有害な農薬(世界保健機構によって定義される)、及び発癌性がある物質(タバコを含む)、突然変異誘発性である又は繁殖に対して毒性を有する物質、生物濃縮性で難分解性である物質(PBT及びvPvB)、内分泌かく乱性があると特定されている物質を含む(がこれらに限定されない)<sup>3)</sup>。

### 3) 国際化学物質管理会議(ICCM) - 国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ

#### 6.5.4 環境課題2: 持続可能な資源の使用

##### 6.5.4.1 課題の説明

汚染防止におけるパフォーマンスの改善は、持続不可能な消費率によって損なわれ得る。組織は、電気、燃料、原材料及び加工済み材料、土地及び水のより責任ある利用を確実にすることによって、その環境パフォーマンスを改善することができる。これにより、経済成長を制限することなく再生不可能な資源を保護し、環境負荷を軽減することができる。また、組織は、サプライチェーンを含むその影響範囲内で持続可能な資源の使用を促進することもできる。また、組織は、消費者をより持続可能なライフスタイル

ル及び購買決定の方向へ向けることを目的としたマーケティング及びコミュニケーションを通して持続可能な消費を促進することもできる(消費者に関するガイダンスは、消費者課題のセクションを参照)。

#### a) エネルギーの有効使用

組織は、エネルギー効率プログラムを実施して、建物、輸送、生産プロセス、器具及び電子機器、並びにサービスの提供のコストを削減し、エネルギー需要を減らすことができる。エネルギー需要の低減は、組織の全体的なエネルギーコストを削減する一方で、エネルギー発生による間接的な環境負荷を軽減するかもしれない。

#### b) 水の保全

水は、人間の基本的ニーズであり、したがって、基本的人権である。ミレニアム開発目標は、すべての人々に対する安全で信頼できる飲料水及び公衆衛生サービスの提供を含む。組織は、水を保全し、地元流域内の淡水資源への公正かつ持続可能なアクセスを保護する決定を下すことにより、その社会的責任を向上させることができる。

#### c) 材料の有効使用

材料の使用は、採鉱、林業及びその他の採取活動による生態系への影響から、材料の使用、輸送及び加工に起因する排出まで、直接又は間接を問わず非常に多くの環境負荷をもたらす。組織は、材料効率プログラムを実施することにより、コストを削減し、生産プロセスにおける原材料使用又は活動及びサービスの提供に使われる最終製品の使用によって引き起こされる環境負荷を軽減することができる。

### 6.5.4.2 期待及び/又は関連する行動

組織は次を行うことが望ましい。

- [すべての活動、製品及びサービスに関するエネルギー、水及び材料を特定、測定、記録及び報告する。]
- エネルギー効率プログラムを開発及び実施し、最適慣行指標及びその他のベンチマークを考慮した上で、平均以上のパフォーマンスを達成するべくエネルギー使用を削減する。可能な場合、再生可能な発生源又は排出量の低い発生源からエネルギーを確保する。
- 水効率プログラムを開発及び実施し、水の使用を最少化し、ステークホルダーと協力して流域内のすべてのユーザーにとって公正なアクセスが確保となるように水資源を管理する。
- 材料効率プログラムを開発及び実施し、最適慣行指標及びその他のベンチマークを考慮した上で、平均以上のパフォーマンスを達成するべく材料使用を最少化する。

### 6.5.5 環境課題3: 気候変動の緩和及び適応(63, 76)

#### 6.5.5.1 課題の説明

主に化石燃料を燃やすことによる温室効果ガス(GHG)排出は、世界的な気候変動の主要原因であり、その気候変動は、自然及び人間環境に重大な影響を及ぼす(63)。観察される動向として、海面上昇、異常気象のより頻繁な発生、及び生態系、農業、漁場への影響などがある。気候変動が臨界点を超えると、変化はより広範囲で強烈に感じられるようになる。

すべての組織は、ある程度のGHG排出に(間接的又は直接的に)責任があり、何らかの方法で気候変動の影響を受ける。組織は、それ自身のGHG排出(軽減)及び気候変動のための(適応)計画の両方に対する責任を認めることが望ましい。

気候変動への適応は、健康、繁栄及び人権への影響という形で社会的意味合いを持つ。

#### 6.5.5.2 期待及び／又は関連する行動

##### a) 気候変動の緩和

組織は、気候変動を軽減するために、次を行うことが望ましい。

- [ISO 14064及びWRI/WBCSDグリーンハウスガス・プロトコルなどといった規格で定義されている方法を用いて、すべての活動、製品及びサービスのGHG排出を特定、測定、記録及び報告する。]
- 活動、製品及びサービスに関連する直接的及び間接的なGHG排出並びにサプライチェーンを含む制御及び影響範囲内の直接的及び間接的なGHG排出を減らして、平均以上のパフォーマンスを達成することにより、気候変動の緩和に努める。これは、将来のパフォーマンス目標の設定及び設定されたこれらの目標を達成するための、GHG排出を長期的に削減するためのプログラムの実施を含む未来予測アプローチを採用することによって行われることが望ましい。
- エネルギー効率を改善し、活動、製品及びサービスの全体的なエネルギー使用量を削減する。
- 化石燃料に対する依存を低減し、実行可能な限り、活動（輸送を含む）、製品及びサービスのライフサイクルにおけるライフサイクルGHG排出の削減につながる低排出技術及び再生可能エネルギーを利用すること。
- 加工又は冷暖房空調（HVAC）設備を含む装置からのGHG（特にオゾン層破壊も引き起こすもの）の排出を防止する。
- カーボンニュートラルを目指す炭素固定化又は排出削減プログラムを通して、残りのGHG排出を相殺するための措置を検討する。
- 国連気候変動枠組条約（76）に基づくクリーン開発メカニズムなどといった柔軟なメカニズムを利用して、さまざまな組織における環境に優しい技術の導入を促進する。

#### ボックス 8 さまざまな種類の組織のための軽減活動の例

政府及び他の組織は、GHG排出量削減を達成する交通システムを開発するために協力することが望ましい。

科学者、学者及びメディアは、気候変動及びGHG排出に関する明確かつ理解しやすい情報を一般社会に提供することが望ましい。

会社は、エネルギー効率が良く、排出量の低い製品及びサービスを開発することが望ましい。消費者は、環境影響を考慮して購買決定を下すことが望ましい。

投資家は、自分たちが投資する組織又は活動のGHG排出パフォーマンスを考慮することが望ましい。

NGOは、気候変動に対処するための建設的な解決法を提案し、課題に対する一般社会の認識を高めることが望ましい。

##### b) 気候変動への適応

気候変動に対する脆弱性を低減するために、組織は次を行うことが望ましい。

- (異常気象並びにますます高まる変動性及び不確実性に特に注意しつつ) 将来の気候予測を考慮してリスクを特定し、リスク管理のための予防的アプローチを用いて気候変動への適応を決定に組み入れ、健康及び財産を保護する。
- 気候変動による損害を回避又は最小限に抑える機会を特定し、可能な場合には、状況の変化に合わせて積極的にそれら機会を活用する。
- 気候の変化及びより重要な気候の不確実性の意味合い、並びに洪水、暴風又は酷暑を含めますます気候が厳しくなる可能性を考慮しつつ、土地利用、都市区画及びインフラストラクチャーを設計する。
- 飲料水、公衆衛生、食品及び人間の健康に極めて重要なその他の資源の安全確保を確実にしつつ、農業、産業、医学、及びその他のさまざまな技術及び技法を開発し、それらを必要としている人々が入手可能な状態にする。

#### ボックス 9 さまざまな組織のための適応活動の例

科学者及び学者は、気候変動の影響及びリスク削減のために取り得る適応策について政策立案者に情報を提供することが望ましい。

政府は、水資源及びインフラストラクチャーを気候変動の影響から保護するための戦略を確立することが望ましい。

会社は、災害予防策及び災害を減らす技術を開発し、人間の健康及び資源を気候変動の影響から保護するためのプログラムを実施することが望ましい。

公共保健機関は、気候変動によって引き起こされるかもしれない病気のパターンの変化を予測及び監視し、それに対応するためのプログラムを開発することが望ましい。

規制当局は、災害対応計画を創出及び採用し、適切な行動について一般社会の認識を高めることが望ましい。

### 6.5.6 環境課題4: 自然環境の保護及び回復

#### 6.5.6.1 課題の説明

歴史の他のどの期間よりも、過去50年にわたって、人間の活動はより急速かつ広範囲に、生態系を変化させた。我々の、食品、淡水、繊維、燃料及び鉱物資源への高まる需要は、地球上の生息地及び生命の多様性に対し、しばしば不可逆的な損失をもたらした(75)。組織は、自然環境並びに提供される社会的及び経済的サービスを保護及び回復すべく行動することによって、より社会的に責任ある存在となることができる。

#### a) 生態系サービスの評価、保護及び回復

生態系は、きれいな淡水、洪水制御、土壌、授粉媒介、有害物質及び温室効果ガスの吸収及び分解、天然繊維、水産業及びレクリエーションなどのサービスを提供することによって、社会福祉に貢献する。しかしながら、生態系が傷つき又は破壊されると、これらのサービスを提供する能力は失われる。生態系サービス体制は、科学的及び技術的体制としてしっかりと確立しており、現在では、(生態系サービスの適切な評価及び／又は取引を通して) 商取引を構成する手段として、及び規制及び統治目的(例えば、流域別に資源を管理する。)の手段として認識されている。

自然の回復力及び適応能力を保持するために、生態系の完全性の保護が優先的に考慮されることが望ましい。そうでなければ、回復のための取り組みを実施し、それに続いて失われたサービスを置換するための補償を行うことが望ましい。しかしながら、こうしたサービスの損失を置換又はその他の方法で相殺することは必ずしも可能であるとは限らない。その場合組織は、生態系サービスの損失に対する経済的補償を提供することが望ましい。

## b) 生物多様性の評価及び保護

生物多様性は、“すべての形態、水準及び組合せにおける生命の多様性。これには、生態系多様性、種多様性及び遺伝的多様性を含む”IUCN、UNEP及びWWF(1991)である。生物多様性の保護は、陸生種及び水生種、遺伝的変異性、並びに自然生態系を含む。

## c) 土地及び天然資源の持続可能な使用

土地及び天然資源の使用に関する組織の決定は、環境に負荷をかけるかもしれない。ほとんどの主要な決定は国家機関によって下されるが、その他の組織も役割を果たす。組織による土地利用プロジェクト(例えば、農業、建築及び資源採取)は、生息地、水、土壌及び生態系を保護するかもしれないし、退化させるかもしれない、最終的に人間の健康及び社会の福祉増進に影響を及ぼす。

### 6.5.6.2 期待及び／又は関連する行動 (4, 5, 9, 51, 53, 61)

組織は次を行うことが望ましい。

- [組織の活動、製品及びサービスが生態系サービス及び生物多様性に与える潜在的悪影響を特定し、それらを排除又は最小化する措置を講じる。]
- 組織の活動、製品及びサービスによる環境負荷の費用を内面化し、生態系サービスを保護することによる経済的利益を生み出すために市場メカニズムに参加する。
- まず自然生態系の喪失を回避することを目指し、次に生態系を回復することを目指し、最後に喪失を補償することにより、時間とともに生態系サービスの純益をもたらす。
- 社会的に公正な方法で保全及び持続可能な使用を推進するような、陸地、水及び生態系の管理のための統合戦略を考慮する。
- 固有種又は絶滅の危機にある種が組織の活動、製品又はサービスによって悪影響を受けることがある場合、これらの種及び生息地を保存するための措置を取る。
- 土地利用に関する組織の決定に起因する環境負荷を考慮しながら、持続可能な発展、設計、農業及び運用上の慣行を採用することにより、より持続可能な方法で土地を使用する。
- 自然の生息地、湿地帯、森林、野生動物のための人口の迂回路、保護地域及び農地の保護を、建築物の拡大及び開発の計画に組み入れる。
- 主要な規格及び認証制度で定義される持続可能な農業、漁業及び林業の慣行を採用する。
- 種の絶滅又は根絶若しくは移入種の分布又は拡散につながる活動又はアプローチを回避する。

## 6.6 公正な事業慣行

### 6.6.1 論拠

公正な事業慣行は、組織間関係という背景における社会的責任を取り扱う。これは、組織とそのパートナー、供給業者、請負業者、競合他社及び組織が加入している組合との関係のみならず、組織と政府機関との関係も含む。

公正な事業慣行は、公正な競争の奨励、取引の信頼性及び公平性の改善、汚職の防止及び公正な政治プロセスの促進によって、組織が機能する社会的及び経済的環境を改善する。

組織は、他の組織との関係を利用して肯定的な結果を促進することが望ましい。これは、リーダーシップを発揮すること及びより広くサプライチェーン〔影響範囲〕全体にわたって社会的責任の採用を促進することを含む。

## 6.6.2 原則及び考慮点

公正な事業慣行は、組織間の関係において社会的責任原則を実際に適用すること、特に、倫理的な行動(5.参照)である。

### 6.6.3 公正な事業慣行課題1: 汚職防止

#### 6.6.3.1 課題の説明

汚職は、委任された権力を違法な利益のために濫用することである。汚職には、例えば贈賄と収賄というように積極的及び消極的な2つの側面がある。汚職には、例えば国内外の官僚による贈収賄、民間企業の贈収賄、利益相反、詐欺行為、マネーロンダリング及び商取引におけるコネなど多くの形態がある。汚職は、組織の倫理的な環境を損ない、組織を民事及び行政上の結果のみならず刑事告訴のリスクにさらす可能性もある。汚職には、いくつかある影響の中でもとりわけ、人権を侵害し、政治的プロセスを腐食し、環境を損ない、競争を歪曲し、富の再分配及び経済成長を妨げる可能性がある。

#### 6.6.3.2 関連する行動及び／又は期待

組織は、汚職及び贈収賄を防ぐために次を行うことが望ましい。

- 汚職、便宜支払、贈収賄及び恐喝に対抗する政策及び慣行を実施、適用及び改善する。
- 労働者及び代理業者による、贈収賄及び汚職根絶のための取り組みを支援し、促進への動機づけを提供する。
- 汚職及び汚職に対抗する方法に関して、被雇用者及び代理業者を訓練し、認識を高める。
- 被雇用者及び代理業者の報酬が適切なものであり、かつ合法的なサービスに対してのみ支払われていることを確認する。
- 恐怖又は報復なしに報告することを可能にするメカニズムを採用することにより、被雇用者及び代理業者が組織の政策違反を報告することを推奨する。
- 刑法違反に関して関連の法執行機関の注意を喚起する。
- 他の組織が同様の慣行を採用するように影響を及ぼすことによって、汚職に対抗するために尽力する。

### 6.6.4 公正な事業慣行課題2: 責任ある政治的関与

#### 6.6.4.1 課題の説明

組織は、政治プロセスを支持し、社会全体の利益になる開発を推奨することができる。組織は、市場操作、脅迫、及び強制などといった、政治プロセスを侵食する可能性のある行動を回避することが望ましい。

#### 6.6.4.2 関連する行動及び／又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 責任ある政治的関与及び貢献に関して被雇用者及び代理業者を教育し、認識を高める。
- ロビー活動、政治献金及び政治的関与に関連する活動に関し、透明性を保つ。
- 職業的ロビイストの活動を規制するための統制を確立する。
- 特定の要因を支持するよう政策立案者を誘引する政治献金を回避する。
- 誤報、不実表示、脅迫又は強制を伴うロビー活動を回避する。

### 6.6.5 公正な事業慣行課題3: 公正な競争

#### 6.6.5.1 課題の説明

公正かつ広範囲に及ぶ競争は、効率性を刺激し、物品及びサービスのコストを削減し、革新を促進し、すべての組織が平等の機会を得ることを確実にし、新しい又は改良された製品又はプロセスの開発を推奨し、長期的には経済成長及び生活水準を高める。

反競争的行動は、競争を妨げ、公正な競争の利益を相殺する。反競争的行動には多くの形態があり、いくつかの例には、関係者が共謀して同一の製品又はサービスを同一価格で販売する価格協定、関係者が共謀して競争入札を工作する談合、及び競合他社を市場から追い出すことを目的として製品を廉価で販売する略奪的価格形成などの慣行が含まれる。

#### 6.6.5.2 関連する行動及び／又は期待

組織は、公正な競争を推進するために次を行うことが望ましい。

- 競争に関係する法律と一致する方法で活動を行い、競争に関係する当局と協力する。
- 反競争的行動への関与又は共謀を防止するための手順及びその他の予防手段を確立する。
- 競争に関係する法律の順守及び公正な競争の重要性に関する被雇用者の認識を高める。
- 反トラスト及び反ダンピング慣行並びに地元の規制を含む、競争を奨励するための公共政策を支持する。

### 6.6.6 公正な事業慣行課題4: 社会的責任の推進

#### 6.6.6.1 課題の説明

組織は、購買力の行使並びに社会的責任原則の広範囲の導入及び支援を促進するためのリーダーシップ及びメンターシップを通して、他の組織に影響を及ぼすことができる。組織はまた、社会的に責任ある物品及びサービスに対する需要を刺激することもできる。これらの活動は、法規制を実施及び施行する当局の役割を置換するものとしては見なされないほうがよい。

#### 6.6.6.2 関連する行動及び／又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 購買及び契約方針に、安全衛生を含む倫理的、社会的及び環境的基準を組み込む。
- 他の組織が同様の政策を採用することを推奨する。
- 関係を有する組織の行動が、組織の社会的責任への誓約を傷つけることのないように、関係を有する組織に対して妥当かつ適切な調査及び監視を実施する。
- サプライチェーン全体を通じて、社会的に責任ある慣行を実施するための費用及び利害の公正な負担を促進する。
- 関係を有する組織の社会的責任課題及び原則に対する認識を高める活動に積極的に関与する。

### 6.6.7 公正な事業慣行課題5: 財産権の尊重

#### 6.6.7.1 課題の説明

財産権は、物質的財産及び知的財産の両方を網羅し、不動産権、著作権、特許、道徳的権利及び他の権利を包含する。それらはまた、特定の集団の伝統的な知識又は被雇用者の知的財産などといった法律で認められない権利にまで拡大しても差し支えない。

財産権の承認は、創造及び発明を振興するばかりでなく、投資、経済的及び物理的安全を促進する。

#### 6.6.7.2 関連する行動及び／又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 財産権の尊重を促進する政策及び慣行を実施する。
- 財産の使用又は処分のための合法的な所有権を有していることを確信するために、適切な調査を実施する。
- 偽造及び海賊行為を含む財産権侵害活動に関与せず、またその他の方法で消費者の利害を侵害しない。
- 自己が取得又は使用する財産に対して公正な補償を支払う。

## 6.7 消費者課題

### 6.7.1 論拠

消費者の決定は、組織の成功に強い影響を及ぼす。したがって、組織は、製品及びサービスの評価及び改善のために消費者及び消費者団体と係り合うことによって、利益を得る。そのような係り合いの成果として、組織の生産物が消費者の期待によりよく適合し、需要が高まり、紛争の可能性を軽減することができる。

消費者は組織に対して次を期待する。

- 消費者を公正に処遇する。
- 消費者の権利を尊重する。
- 十分な情報を得た上での決定を可能にするための情報を提供する。



- 製品及びサービスの安全、パフォーマンス及び支援について責任を負う。
- 効果的な紛争解決を提供する。

これらの期待を真剣に受け止めることにより、組織は、社会的責任のある組織としての消費者に対する評判を高め、評判を傷つけるリスクを最小限に抑えることができる。

消費者は、十分な情報を得た上で決定を下すための選択肢及び適切かつ正確な情報を持つ場合、持続可能な発展に貢献する。組織は、環境的及び社会的に有益な製品及びサービスを消費者に提供することが望ましい。会社はまた、製品及びサービスが生産及び／又は供給される状況に関する情報、並びに製品又はサービスが消費者の健康及び環境に与える影響に関する情報を提供することが望ましい。

### 6.7.2 原則及び考慮点

**国連消費者保護ガイドライン**は、消費者保護の領域において最も重要な行動に関する国際規範である。国連総会は、1985年にこれを全会一致で採択した。国連消費者保護ガイドラインは、1999年には、持続可能な消費に関する要素にまで拡大された。国連消費者保護ガイドラインは、国家に対し、安全衛生に対する危険から消費者を保護し、消費者の経済的利益を推進及び保護し、消費者が十分な情報を得た上で選択を行うことを可能にし、消費者に教育を提供し、効果的な消費者救済を利用可能な状態にし、消費者団体を結成する自由を保証し、持続可能な消費パターンを推進することを求めている。

以下で取り上げられている課題は、主に次の原則に基づいている。

- 法の支配の尊重
- 行動に関する国際[基準][期待]の尊重
- 透明性
- 倫理的な行動
- 予防的アプローチ

### 6.7.3 消費者課題1：公正なマーケティング、情報及び契約慣行

#### 6.7.3.1 課題の説明

公正さ、透明性及び配慮は、組織が消費者との間に建設的及び長期的な関係を構築することを助ける主要原則である。市場取引を行う際、組織は、表示が完全、明確、正確、率直及び理解可能であることを確実にすることが望ましい。契約を締結する際は、諸条件が公正であることが望ましい。

自己の権利及び責任に気付いていない又は自己の知識に基づいて行動することが妨げられている弱い立場の消費者を相手にする場合には、特別な配慮がなされることが望ましい。弱い立場の消費者は、子供及び若者、高齢者、読み書きのできない人及び知的障害者を含む障害者が含まれる。組織が宣伝行為及びその他のマーケティング慣行を通して提供する情報に完全に依存する人もいる。

#### 6.7.3.2 期待及び／又は関連する行動

組織は、消費者とコミュニケーションする際、次を行うことが望ましい。

- 重大な情報の脱落を含む、欺瞞的、虚偽的、詐欺的又は不公正な慣行に関与しない。

- 宣伝及びマーケティングを明確に特定する。
  - 総価格、結果として生じる税金(VAT等)、製品及びサービスの諸条件並びに付属品又は配送費を率直に開示する。
  - 基礎をなす事実及び情報を提供することにより、クレーム又は主張を立証する。
  - 次に関する、比較可能で、完全、正確かつ理解可能な情報を提供する。
    - 製品が含有又は排出する危険物又は有害化学品
    - ライフサイクル全体を考慮に入れた製品又はサービスの関連のあるすべての側面(例えば、安全な使用、保守、保管、処分及び代金返却方針を含むアフターサービス、所在地及び該当する場合には費用を含む苦情処理及び紛争解決)
      - 例えば退色性、洗濯性能及び耐久性等、標準化された試験方法を用いた製品及びサービスの品質に関する主要な側面。可能な場合には、平均的性能又は最良慣行をベンチマークとして使用する。
      - 関連の国内、地域及び国際法規制並びに規格及び法律で要求される基礎的な要求事項に比べてより高いレベルの保護を確立するその他の規格の準拠を含む製品及びサービスの安全衛生に関する側面。
      - 金融商品及び投資商品。
  - 法律、国際的に承認されている規格及び公正さの順守に関して、組織の宣伝を評価する。
- 契約において、組織は次を行うことが望ましい。
- 免責、価格及び条件を一方的に変更する権利、支払不能リスクの消費者への移転、又は過度に長い契約期間などといった不公正な契約条件を利用しない。
  - 製品を遠方販売又はインターネット経由で販売する場合には、取引に関連する価格、諸条件及び費用に関し明確及び十分な情報を提供し、電話番号を含む組織の実際の住所を明記する。

## 6.7.4 消費者課題2: 消費者の安全衛生の保護

### 6.7.4.1 課題の説明

規制当局及び標準開発団体は、製品のデザイン、構造及び材料に関する世界的な激しい変化に遅れずについていき、適切な安全要求事項が整備されることを確実にすることはできていない。グローバル化は、製品及びサービスの調達の国境を越えた移動の増加を引き起こし、これによって規制及び試験担当者に負担がかかっている。

組織は、製品及びサービスが安全であり、消費者が指示又は表示通りに使用又は消費した場合、若しくは合理的に予測可能な形で誤用した場合に害を与えるリスクが無いことを確実にする責任を負っている。これは、組織が、害又は危険を回避する措置を講じることにより、消費者が使用する製品及びサービスの潜在的リスクを予測することが望ましいということの意味している。

製品又はサービスの使用に起因するリスクを最小限に抑えるために、組織は、倫理的な行動及び予防原則に導かれることが望ましい。それを怠るということは、個人及び環境にとって危険な結果を招くかもしれない。これは、持続可能な発展の目標と矛盾するとともに、これによって組織の評判も損なわれるかもしれない。すべてのリスクを予測することは不可能なため、組織は、製品リコールのためのメカニズムも規定することが望ましい。

#### 6.7.4.2 期待及び／又は関連する行動

消費者の安全衛生を保護するにあたって、組織は次の課題に焦点を合わせ、潜在的な危険性を認識又は評価する能力を持っていないかもしれない社会的弱者に特別な注意を払うことが望ましい。

- 通常の使用条件下及び合理的に予測可能な使用条件下では、使用者、その資産、その他の人々及び環境にとって安全である製品及びサービスを提供する。
- すべての安全衛生に関する側面が適切に対処されていることを確実にするために、安全衛生に関する法律、規制、規格及びその他の仕様の妥当性を評価する。規制、規格又はその他の仕様に準拠する製品又はサービスが関与する事故が報告された場合、若しくは事故の回数及び／又は程度を減じることができる代替的な製品設計が開発された場合又は独立した製品試験によって他の供給業者の物品及びサービスの格付けが高いことが示される場合、組織は、これらの最低限の要求事項を超えて、最高の保護レベルを達成することが望ましい。
- 製品の設計におけるリスクを最小限に抑える。
  - 予想される使用者グループを特定し、社会的弱者に特別に配慮する。
  - 製品、プロセス又はサービスの使用目的を特定し、合理的に予測可能な誤用を評価する。
  - 設置、保守、修理及び破壊／処分を含む製品、プロセス及びサービスの使用に関するすべての段階及び条件に起因する各危険を特定する。例えば、機構的危険(閉じ込み、息詰まり、窒息等)、化学的危険、熱的危険、電気的危険、音響上の危険、溺死等。
  - 特定された各使用者／接触グループに対する、特定された危険に起因するリスクを予測及び評価する。
  - リスクを削減する。リスク削減の際の優先順位は、固有の安全設計、保護装置及び使用者のための情報の順であることが望ましい。
- [発癌性がある製品、突然変異誘発性がある製品、繁殖に対して毒性を有する可能性のある製品、若しくは残留性又は生物濃縮性の製品の使用を回避する。もしそのような製品が使用される場合、それらは明確に表示されることが望ましい。]
- 製品又はサービスに対し、かなりの割合の人たちが危惧の念又は反対さえも表明している場合には、そのような製品又はサービスを導入又は使用しない。
- 新しい材料及び／又は生産方法を導入する場合、組織は、その導入に先立って、製品及びサービスに関して、[独立した第三者による]健康リスク評価を実施することが望ましい。すべての関係資料を公的に利用できる状態にすることが望ましい。
- 安全に関する極めて重要な情報を消費者に伝える。可能な場合には、文書による情報に加えて、望ましくは国際的に承認されているシンボルを使う。
- 製品の適切な使用に関して消費者を指導し、目的とされている使用又は通常予測可能な使用に伴うリスクに関する情報を消費者に提供する。
- 供給業者、輸出者、輸入者、小売業者及びその他の関連組織は、製品が自己の監督下にある間に不適切な取り扱い又は保管を通じて危険な状態になることを防止する措置を講じることが望ましい。

たとえこれらの推奨事項に従ったとしても、リスクが予測されない場合があるかもしれない。そのような場合に備えて、組織は製品リコールを確立することが望ましい。それは、組織が次を行うことが望ましいということの意味する。

- 製品を回収することができるように、生産及び流通網を通じて製品を追跡するシステムを確立する。
- 製品リコールのためのシステムを運用可能にする。
- 市場に出された後に、製品が不測の危険を呈する又は欠陥品である、若しくは誤解を与える又は虚偽の情報を包含すると判明した場合、組織は次を行うことが望ましい。
  - 他の組織によって販売された場合でも、製品が販売されたすべての国の関係機関、メディア及びウェブサイトを通して通知する。通知に際し、組織は次を明確に行うことが望ましい。
  - 製品及びその製造時期を特定する。イラストを用いて製品及びリコールに対する認識を高める。
    - 製品がもたらすリスクの種類及びその回避方法を特定する。
    - 製品を返品するために消費者がなすべきことを説明する。
    - 消費者のための補償の種類に関する情報を提供する。
- 製品が引き起こす可能性のある危険又は被害の程度に応じて、まだ流通網にある製品をすべて回収し、製品又はそれらの包装にラベルを貼る。
- 社会的弱者及び農村部の住民に情報を伝えるための追加的措置を講じる。
- 可及的速やかに欠陥製品を修理、交換、変更又は他の製品と置換する。

### 6.7.5 消費者課題3: 持続可能な消費

#### 6.7.5.1 課題の説明

1998年アースサミットの原則8、議題21は、すべての人々にとって持続可能な発展及びより高い生活の質を達成するために、国家は、持続可能でない生産及び消費のパターンを排除し、適切な人口政策を促進することが望ましいと述べている。組織は、より持続可能な生産プロセスを実施し、環境的及び社会的に有益な製品及びサービスを設計し、組織並びにその製品及びサービス両方の社会的責任に関連するパフォーマンスについての情報を消費者に提供することにより、持続可能な消費のために自ら貢献することが望ましい。

消費者は、購買決定において、製品及びサービスの社会的及び環境パフォーマンスを考慮することにより、持続可能な発展の育成のために極めて重要な役割を果たす。

#### 6.7.5.2 期待及び／又は関連する行動

組織は、消費者に社会的及び環境的に有益な製品及びサービスを提供し、環境及び社会へのマイナスの影響を回避するために次を行うことが望ましい。

- ライフサイクル全体を考慮し、可能な限り効率的に機能する耐久性のある物品及びサービスを提供する。これは、最も効率的な製品又はサービスの環境パフォーマンスを特定し、待機時のエネルギーの損失を大幅に削減することによって行われることが望ましい。
- 騒音及び廃棄物等、製品及びサービスが健康及び環境に与える影響を可能な限り削除し、最小限に抑える。
- 簡単に再使用、修理又は再資源化ができるように製品を設計する。

- 包装を最小限に抑えることにより廃棄物を減らし、再資源化及び処分のためのサービスを提供する。
- 消費者に対し、適切な廃棄処理システム並びに二次使用及び最終処分に関する説明書を提供し、それについての情報を伝える。

組織は、消費者が持続可能な方法で消費することを可能にするために、次を行うことが望ましい。

- 消費者に対し、製品又はサービスが製造又は提供される環境的及び社会的状況に関する情報を提供する。情報には、バリューチェーンを考慮に入れるとともに、関連のある場合には資源効率に関する情報も含めることが望ましい。
- 消費者に、製品及びサービスの持続可能性に関する情報を提供する。これには、これらの製品及びその包装の、パフォーマンス、原産国、エネルギー効率(該当する場合)、内容物又は原材料(該当する場合にはGMOの使用に関する言及を含む)、健康への影響、副作用、安全使用、保守、保管及び処分に関する情報を含めることが望ましい。これは、平均的性能又は最良慣行に基礎を置くことが望ましい。
- エコ表示スキーム及び/又は他のベンチマークを活用して、製品及びサービスの環境的及び社会的品質を伝える。4)

消費者に対して製品及びサービスへのアクセスを可能な限り広く提供するために、組織は、ユニバーサルデザインの原則を採用することが望ましい。組織は、例えば次を行うことが望ましい。

- 例えば、目の見えない人々に対し、触知警告などといった、視覚的以外の形態で情報を提供することにより、製品及びサービスに関する情報を障害者が入手可能な状態になるように努力する。
- ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム(W3C)ウェブアクセス指針に準拠するウェブサイトを作成する。
- ちらし上の文章又は店舗内の値札などといった製品及びサービスに関する情報を、弱視の人々が困難なく読めるような方法で表示する。
- 国内、地域又は国際的な基準又はその他の規格を用いて、製品及びサービスのアクセス可能性(高齢者及び障害者にとってのユーザビリティ)に関する情報を提供する。

#### **6.7.6 消費者課題4: 消費者サービス、支援及び紛争解決**

##### **6.7.6.1 課題の説明**

最良の組織でさえも、その製品及びサービスが意図されたとおりに機能し、消費者がそれらの使用方法を知っていることを保証することはできない。したがって、組織は、商品及びサービスの購入又は提供後でも消費者が公平な対応を受けることを確実にするためのコミュニケーション経路を確立することが大切である。

##### **6.7.6.2 期待及び/又は関連する行動**

組織は次を行うことが望ましい。

- 消費者に対し、一定期間中に返品する選択肢を提供することにより、苦情を防止するための予防措置を講じる。5)

4) ガイダンスはISO 14021, 14024及び14025を参照。

- 欠陥のある物品の無償修理又は交換、若しくは満足のいかないサービスのための救済策を提供し、[輸送費及び包装費を全額提供し、製品のライフサイクル期間中は交換可能部品及び消耗品を入手可能な状態にしておくことにより]、法律で保証される保証期間を超える一定期間の保証を提供する。
- 例えば製品表示に連絡先情報を掲載するなどの方法により、紛争解決及び救済メカニズム<sup>6)</sup>ばかりでなく供給後のサービス及びサポートへもアクセスできる方法を消費者に明確に伝える。
- 例えば最小限の待ち時間で有能なアドバイスが得られるホットラインなど、適切かつ有効なサポートシステムを提供する。
- 遠隔販売プロセスで取得された製品を返品し、返金を受けるメカニズムを消費者に提供する。
- 標準手法を用いて、製品及びサービス、サポート、保守及び修理システムに関する消費者満足度及び消費者の感情体験を定期的に評価する。
- 適正価格で保守及び修理を提供し、製品の予備部品の予測される入手可能性を透明化する。
- 国内又は国際標準に基礎を置き、プロセスへのアクセス又はプロセスの使用のために手数料又は料金を課さない、代替的な紛争解決メカニズム並びに紛争解決及び救済手続きを利用する<sup>7)</sup>。
- 例えば一定期間内の補償など、顧客に適切な救済策を提供する。これは、組織から消費者に直接提供することもできるし、世界中の代理店を通して提供することもできる。
- 消費者が紛争解決メカニズムを利用する際に、法的手段を講じる権利を放棄することを消費者に求めない。

## 6.7.7 消費者課題5：消費者データ保護及びプライバシー

### 6.7.7.1 課題の説明

個人データは、公共及び民間団体によって広く収集及び処理され、不正使用される可能性がある。組織は、消費者のプライバシー、特に個人を特定することが可能な情報が尊重されることを確実にするための役割を果たすことが望ましい。

### 6.7.7.2 期待及び／又は関連する行動

組織は、個人データの収集及び処理がプライバシーを傷つけることを防止するために、次の原則に従い、推奨される活動を行うことが望ましい。

- 希薄性原則：組織は、個人データの収集を制限することが望ましく、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって入手されることが望ましい。法律で要求されていない場合、データの収集は、物品又はサービスの提供のために必要不可欠であるか、又は消費者によって自発的に提供されるもののどちらかであることが望ましい。必要不可欠なデータの例として、製品が納品される住所が挙げられる。

5) 公正取引行動規範は、製品及び／又はサービスの提供の品質基準を保証することができる。ガイダンスは、品質マネジメント：顧客満足--行動規範のための指針(ISO 10001)を参照。

6) ガイダンスは、品質マネジメント：顧客満足—苦情対策のための指針(ISO10002)及び品質マネジメント：顧客満足—外部顧客紛争解決システムに関する指針(ISO 10003)を参照。

7) Op cit

- 目的明確化の原則:個人データの収集目的は、データの収集時よりも遅くない時点で、組織によって明確化されることが望ましい。
- 利用制限の原則:個人データは、目的明確化の原則により明確化された目的以外の目的のために、開示、利用又はその他の使用に供されることは望ましくないが、次の場合はこの限りではない。(a)データ主体による、情報に基づく自発的な同意がある場合。つまり消費者は、データがどのように使用されるかについて知らされる必要があり、同意は自由に与えられる必要がある。又は(b)法律の規定による場合。
- 安全保護の原則:組織は、合理的な安全保護措置により、個人データを紛失もしくは不当なアクセス、破壊、使用、修正、開示等の危険から保護することが望ましい。
- 公開の原則:個人データに係る開発、運用及び政策については、一般的な公開の方針が取られることが望ましい。個人データの存在、性質及びその主要な利用目的とともにデータ管理者の識別、通常の住所をはっきりさせるための手段が容易に利用できることが望ましい。
- 個人参加の原則:個人は、データ管理者が自己に関するデータを有しているか否かについて、データ管理者から確認を得て、自己に関するデータに対して異議を申立てる権利を有する。その異議が認められた場合には、そのデータは消去、修正、完全化、補正されることが望ましい。
- 説明責任の原則:データ管理者は、上記の諸原則を実施するための対策に従っているかについて、説明可能であることが望ましい。
- 倫理的な行動の原則:個人データは、消費者が自発的に同意しない限りマーケティング及びスパミングのために不正使用されることは望ましくない。

## 6.7.8 消費者課題6: 必要不可欠な製品及びサービスへのアクセス

### 6.7.8.1 課題の説明

[特に発展途上国の][低所得]消費者は、多くの場合、水、基礎食品、医療、住居、エネルギー、教育、電気通信及び金融サービスなどといった必要不可欠な製品及びサービスへのアクセスを有さず、人権が損なわれている。政府は、すべての人々、特に低所得者若しくは農村部又は遠隔地の住民が、これらの必要不可欠な製品及びサービスを入手することを可能にするための規定を設けることが望ましい。

### 6.7.8.2 期待及び/又は関連する行動

- 政府は、すべての消費者が手頃な価格で必要不可欠な製品及びサービスを入手することを可能にするための、持続可能な制度上の枠組みを開発することが望ましい。
- 必要不可欠な製品及びサービスを提供する組織は、法的義務を負っていない場合であっても、経済的能力及び所在地に関わらず、すべての人々に対し、これらの必要不可欠な製品及びサービスを手頃な価格で提供することが望ましい。
- 必要不可欠な製品及びサービスを提供する公共及び民間組織は、適用される価格又は料金の設定に関連する情報を提供した上で、透明な形で活動することが望ましい。

## 6.7.9 消費者課題7: 教育及び認識

### 6.7.9.1 課題の説明

消費者は、物品及びサービスのライフサイクルにおいて不可欠な主体である。消費者が、十分な知識を持ち、自分たちの権利及び責任を認識し、持続的に消費することを可能にするためには、彼らが教育を受けることが望ましい。

低所得消費者若しくは読み書きがあまりできないか又は全くできない人々を含む、農村部及び都市部の不利な立場にいる消費者のニーズに、特別な注意が払われることが望ましい。

消費者教育の目標は、知識の受け渡しのみならず、こうした知識に基づいて行動するための慣行を提供することでもあることが望ましい。したがって、教育プロジェクトにおいては、内容に加えて、製品及びサービスの評価並びに比較を行うためのスキルも教えることが望ましい。また、教育プロジェクトでは、消費に関する選択が環境を含む他者に与える影響についての認識も高めることが望ましい。

#### 6.7.9.2 期待及び／又は関連する行動

組織は、消費者を教育する際、特に次に焦点を合わせることが望ましい。

- 安全衛生
- 適切な規制、救済の入手方法並びに消費者保護のための機関及び組織に関する情報
- 製品ハザード
- 製品表示
- 基本的必需品の重量及び大きさ、価格、品質、信用状態及び利用可能性に関する情報
- 金融及び投資製品
- 環境保護
- 材料、エネルギー及び水の有効利用
- 持続可能な消費
- 包装及び製品の処分

### 6.8 地域社会の開発

#### 6.8.1 論拠

社会の開発は、経済発展及び環境保護とともに、持続可能な社会の基礎を形成する。社会の開発のための主要責任は政府に属するが、すべての組織は社会開発及び経済発展に貢献する可能性を有している。

この影響は、一般的には、組織の地元地域において最も顕著であるが、組織の影響範囲内のすべての地域に達する可能性がある。

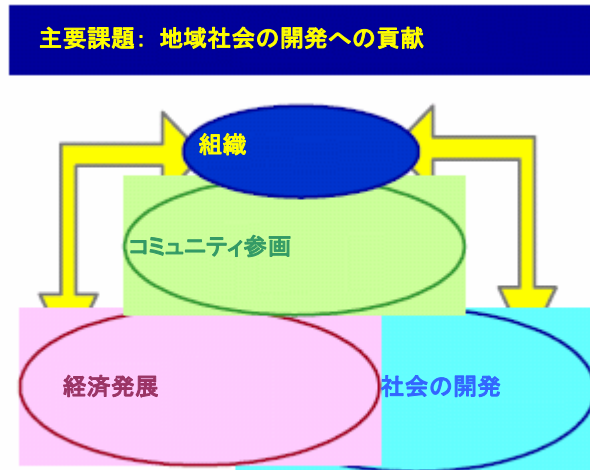
コミュニティ参画は、組織及びその地域のステークホルダーが知り合いになり、互いの異なる役割、理念及び利害を尊重し、信頼関係を構築するためのプロセスである。このプロセスの成果は、中核要素として公平と平等を備えた、社会開発及び経済発展のための協力である。組織は、地域社会の課題を支援するための特定のプログラムを通して貢献してもよいし、又は組織活動を積極的な貢献の創出に合わせることで貢献してもよい。

経済発展は、社会のニーズをよりよく満たすために経済活動が増加し、多様化するプロセスである。社会全体の利益となるためには、より高いレベルの所得及び富の達成に、経済発展プロセスによる生産物のバランスのとれた分配が伴うことが望ましい。



社会の開発は、健康、教育及び住居などといった適度な生活水準並びに社会の全体的な福利を構成する条件をいう。

社会開発及び経済発展は相互に依存するものであり、組織の影響及び貢献は、コミュニティ参画プロセスによって大幅に高めることができる。



自己の影響を認識し、地域社会の開発に貢献する組織は、ステークホルダーとの間により良い関係を構築し、評判が高まり、より効果的なリスク及び機会のマネジメントが可能になる。

### 6.8.2 原則及び考慮点

ミレニアム宣言及びコペンハーゲン宣言などの国際文書は、地域社会への貢献に関する基本的原則を表現している。これらは、すべての組織が、国家が担う目標及び歩み寄りに貢献することを要請している。

社会の開発の原則に関するガイダンスは、5の社会的責任原則を参照すること。

次は、組織が社会の開発に取り組む際に勘案することが望ましい考慮点である。

— 公平な処遇の促進：組織は、人種、種族的出身、ジェンダー、性的嗜好、宗教、障害、年齢及び不利点等の基準との関連において公平な処遇を促進することが望ましい。

— 自立的意思決定の支援：組織は、人々に対し、自己の能力、資源及び機会を最大化することができるような権限を付与するための活動を行うことが望ましい。

— 連携での取り組み：組織間における経験、資源及び取り組みの交換など、連携して能力を結合させることにより、総合的な経済発展及び社会開発活動が個々の行動に比べて一層効果的なものとなる。連携には多くの異なる種類の組織が含まれ、国際、国内、地方又は地域レベルでの活動が可能である。

— 富及び所得の創出並びにそれらの公平な分配の促進

### 6.8.3 地域社会の開発課題1：コミュニティ参画

#### 6.8.3.1 課題の説明

組織が目的の達成において成功を収めるためには、すべてのステークホルダーとの間に尊重と信頼に基づく関係が必要となる。地域内で関係を構築するには時間がかかる。

ステークホルダーの期待を認識し、相談を受け、意思決定に参加するというステークホルダーの権利を促進することは、建設的な関係の構築に役立つとともに、組織の目的を地域のニーズに合わせることに役立つ。

コミュニティ参画課題に取り組むために、組織は、地域の自立的意思決定の支援及び地域における社会的投資のみならず、協議、対話及び交渉も考慮することが望ましい。

協議、対話及び交渉は、組織と組織が事業活動を展開する地域との間の関係を改善するための貴重な機会を提供する。組織によって影響を受ける地域の特性及び構成を理解することは、組織の影響を解明し、これらの影響に対処するための適切な措置を講じるにあたって、中核を成すものである。

コミュニティ参画に関する2大課題は、地域のメンバーのために公正かつ公平な代表を確保すること及び、地域のメンバーが交渉を通して自分たちの利害を表現するためのスキルを有しているという確信を持つことである。

自らが社会に及ぼす影響の変化を理解することにより、組織は、自己のみならず社会にとって最大の利益となるように、自己の活動を調整することができる。自己が地域に対して現在及び過去に与える影響、及び地域における自己の現在及び過去の経験を考慮する組織は、コミュニティ参画課題に対処する態勢をより良く整えることができる。

社会的投資に関しては、組織の貢献と、組織が投資する地域のニーズとを同一線上に並べることが望ましい。

### 6.8.3.2 期待及び／又は関連する行動

組織は、コミュニティ参画を通して地域社会に貢献するために、次を行うことが望ましい。

*IDTFへの注記: LTFは、WD3からの地域への影響を7.3に統合することを推奨した。*

*起草チームは、地域への影響は、次の3つの項目及びボックス17で示されるとおり、セクション6.8.3.2に属するものとする。*

- 過去、現在及び未来の事業活動が地域に与える主要な社会的、環境的及び経済的影響を特定し、責任を持って管理する。
- 地元地域における主要な影響及び主要な開発課題を決定するために、地域に関する情報を収集する。
- やむを得ずマイナス影響が及ぶ人々に対し、十分な補償を提供する。影響を受ける地域を、適切な補償の決定に参加させることが望ましい。

#### ボックス 17 [地域への環境影響の管理の例]

会社が地域内に流れる川に対する影響を分析し、廃水が以前抽出されたときに比べてきれいになるように、川に放出する水を処理する技術を開発する。地元地域がこの新しい状況を活用し、娯楽目的のために川を利用する。

- 地域に対して、関連情報へのアクセスを与え、有意義なコミュニケーションを行う(説明責任原則に関する5.2.4も参照)。
- 組織は、地域のステークホルダーとの係り合いにおいて、新しい話題に関し、新しい方法で、馴染みのあるステークホルダーのみならずそれまで無視されてきたステークホルダーも含めることが望ましい。主要な地元団体のみならず、例えば先住民又は宗教的少数派等の社会的弱者及び周縁化された集団も特定することが重要である。

#### ボックス 18 協議及び対話の例

政府が都市計画の開発に地域を参加させる。

NGOが地域基盤プログラムの計画、実施、監視及び評価に地域を参加させる。

新しいプロジェクトの工事期間中に、会社が地方自治体及び環境NGOと共に地域フォーラムを実施する。目標は、ステークホルダーの懸念及び期待を聞き、プロジェクトが地域に与える影響を管理することである。

- 例えばスタッフ、費用及び時間などといった資源と、例えば専門知識及び経験などといった能力の両方の観点から、コミュニティのステークホルダーのニーズを特定、評価することにより、地域が交渉を通して自らの利害を表現する能力を構築、強化する。地域が参画プロセスにおける有効なパートナーとなるために、地域に対してそのための権限が付与されることが望ましい。
- 地域のステークホルダーと、誠意をもって、つまり広い心、プロセスに係る意欲及び合意に達しようとする純粋な欲求を持って、交渉する。

#### **ボックス 19 交渉を通して自分たちの利害を表現するための地域の能力を強める例**

環境法を順守する近隣地域に多大な環境影響を及ぼす組織が、影響を受ける関係者を意思決定プロセスに関与させ、これらの影響に対処するために地域環境委員会を組織する。地方自治体の環境部署及び地元の公共医療サービスが技術支援を提供する。組織は、NGOと協力して、地域の代表者のために環境訓練プログラムを開発する。組織は、各セッションにおいて、重要な情報を提供し、パフォーマンス向上の誓約を行う。これらを地域及び地方自治体が監視する。

- 地域において、社会及び環境に対する組織の影響に関連する社会的投資を行う。組織が地域に対して行う投資は、組織が地域に対して引き起こす可能性のあるリスク及び影響に比例していることが望ましい。
- 適切な場合には、社会的投資の方向を地域の能力開発に向ける。
- 組織の社会的投資は、例えば助成金交付、ボランティア及び寄付などといった他の社会的活動及び社会貢献活動を不可能にするものではないことを認識する。しかしながらこれらは、組織の社会的投資に関する全体目標と一致していることが望ましい。それらは、長期的発展のためのプログラム又はプロジェクトを通して地域に資源を提供することに焦点を合わせることが望ましい
- 地域を計画及び開発に参加させることにより、持続可能な社会的投資プロジェクトを推進する。コミュニティ参画は、組織が参加しなくなった後でも、プロジェクトの持続、繁栄を助ける。
- 社会的投資の計画に際しては、経済的、社会的及び人的開発の促進を考慮に入れる。すべての活動は、例えば地域経済の発展を支援するために地域における調達及びアウトソーシングを増やすなど、市民にとっての機会を広げることが望ましい。
- 社会的責任の文脈の中で、地方及び国家の方針を優先したうえで、組織の貢献を地域に合わせることの価値を考慮する。これにより、持続可能な社会投資の成功の可能性が高まる。
- 組織の社会貢献活動に対する地域の依存を永続化するような活動を回避する。
- 貧しいホスト・コミュニティにおける参加には、特別な配慮をする。
- 既存の地域関連イニシアチブを評価し、それらの成功及び適合性に関するフィードバックを提供し、改善の余地がある箇所を特定する。

### ボックス 20 [地域における社会的投資の例]

- 会社が地元地域における調達の増加に努めている。会社は、造園、洗濯サービス、自動車の保守及びリサイクル等のサービスの供給に関して、地元の人々と協働することにより、地元の能力を育成する。
- 製材会社が認定製品を輸出している。会社は、NGOと協力して、財源のみならず技術支援及び技術訓練も提供することにより、小規模生産者が認証を取得する手助けをする。この活動は、会社のサプライチェーンにこれらの小規模生産者を統合することに貢献する。
- 政府が、調達スペシャリストに、歴史的に活用されていない事業を入札に参加させることを要請する。
- 法人が、技術支援及び運転資金を含む積極的な供給業者の多様性イニシアチブ及びプログラムを促進する。

注記: LTFは、ボックス18を含む次の協議、対話及び交渉を、7.3に統合することを推奨した。起草チームは、次を移動することで合意した。TG-6からの最終合意はまだ受領されていない。

- [ステークホルダーに意見を述べる権利を与え、これらのステークホルダーに対する説明責任を引き受ける]セクション7.3に移動することを推奨する。
- [やがて、組織とコミュニティ及び／又は政府若しくはNGOなどといった他のステークホルダーとの間に、戦略的提携が生まれるかもしれない]セクション7.3に移動することを推奨する。

## 6.8.4 地域社会の開発課題2: 経済発展への貢献

### 6.8.4.1 課題の説明

経済発展のプロセスは、所得の増加の基礎であり、社会に幅広い影響を及ぼす。高所得によってもたらされる物品及びサービスへのアクセスは、平均余命を伸ばし、高レベルの教育の達成を可能にし、健康を促進し、人権保護に貢献する傾向がある。

社会の経済発展は、統治に関する公共政策、法の支配、規制、経済政策、財産権等に依存している。しかしながら、すべての組織及びその事業活動は、経済全体及び経済発展に対し、国際、国内又は地域レベルで影響を及ぼす。多くの場合、組織及びその事業活動によってプラスとマイナス両方の影響を大きく受けるのは地域レベルである。経済発展は、社会問題を克服するのを手助けするばかりでなく、関与している組織を強化することもある。

雇用は、国際的に認められた経済発展に関する目標である。雇用創出により、組織は、貧困との闘い及び発展の推進に対して多大な貢献をすることができる。

税収は、関係当局に対し、例えば交通機関や教育等の公共サービスなどのインフラストラクチャーを管理及び開発するため手段を提供する。政府は、公正な税制の確立及び管理、並びに税収の効果的利用において重要な役割を果たす。市民社会組織は、政府によるこれらの活動を精査することによって、税制の機能及び財源の有効利用に貢献することができる。

組織が持続可能な発展に貢献することができる物品及びサービスを開発するにあたって、革新、技術及び科学面での大きな可能性がある。低発展及びそれに関連する問題を克服するために、国は、数ある中でもとりわけ、現代技術へのアクセスが必要である。

経済発展は、投資、財源の有効利用及び生産性に大きく依存している。責任のある投資は、投資者が社会に有益な活動を優先的に選択するための手段である。有益な活動の優先的な選択は、現在及び未来の社会の福祉への貢献と見なすことができる。

#### 6.8.4.2 期待及び／又は関連する行動

組織は次を行うことが望ましい。

- 投資に関する決定が雇用創出に対して及ぼす影響を考慮し、実行可能な場合は、貧困レベルが高い地域に直接投資する。
  - 技術選択が雇用に対して及ぼす影響を考慮し、実行可能な場合は、雇用機会を最大化する技術を選択する。
  - 経済にもたらす価値を最大化するために、生産性及び／又は効率を継続的に向上させる。
  - 相互の利益となる場合には、例えば大学又は研究所などの地元組織と提携関係を組むことを検討し、適切な場合には、科学及び技術開発を地元地域で行い、この仕事のために地元の人々を雇用する。
  - 実現可能な場合には、技術の移転及び拡散を可能にする慣行を採用する。該当する場合、組織は、地元の長期的発展に貢献するために、ライセンス又は技術の移転のための合理的な諸条件を設定することが望ましい。
  - アウトソーシングに関する決定が、決定を下す組織内及びそのような決定の影響を受ける外部組織の両方における雇用創出に対して及ぼす影響を考慮する。
  - 天然資源の複合的使用を追及し、貧困軽減のために資源を利用する努力を尽くすことを含め、資源を有効利用する。
  - [所有権を支持し、所有権の尊重を推進する] (IDTFへの注記:これは公正な事業慣行で取り扱ってもよい)
  - 地域の天然資源を使用する前に、地元地域からその使用に関するインフォームド・コンセントを得て、地元住民、特に先住民による天然資源の伝統的な利用を尊重する。
  - 地元の供給業者の物品及びサービスを優先的に選択し、可能な場合には地元の供給業者の発展に貢献する。
  - 納税義務を果たし、当局が正確な税額を決定することができるように必要な情報を提供する。組織は、法令又は規制の枠組みで意図されていない免税を模索するか又は承認することを控えることが望ましい。
  - [移転価格慣行を、独立企業の原則に適用させる。] (IDTFへの注記:起草チームは、この項を公正な事業慣行で取り扱うことを推奨する。最終合意は未だ受領されていない)
  - [合意の目的が当局に説明責任を負わせるために利用されうる情報を隠すことである場合には、ホスト国の財政当局と合意に達することを控える。]
- (IDTFへの注記: 起草チームは、この項を公正な事業慣行で取り扱うことを推奨する。最終合意は未だ受領されていない)
- 投資対象の組織又は投資しようとしている組織の、環境的、社会的及び組織統治に関する側面、並びに社会的責任を考慮する。

- 株主権を活用して、投資した組織の社会的パフォーマンスを向上させる。
- 投資に関する意志決定において、ホスト地域社会に及ぼされるプラスの影響を考慮する。

#### **ボックス 14 経済発展への貢献の例**

森林プランテーションを所有する大規模な製紙会社が地域の小規模企業による森林在庫の販売を支援する。

国有企業がダム建設前に地元地域と協議する。

自動車製造業者がサプライチェーンの中小企業に技術及び経営に関する訓練を提供する。

大規模な投資銀行が、“トリプルボトムライン”，つまり経済的、社会的及び環境的要因に基づく基準を満たす組織にのみ投資するファンドを組成する。

### **6.8.5 地域社会の開発課題3：社会の開発への貢献**

#### **6.8.5.1 課題の説明**

現在、公平な社会の開発が達成されているというには程遠い。貧富の格差は著しく拡大し、社会的疎外は圧迫感のある現実となっている。社会問題は、社会の主体すべてにマイナスの影響を及ぼす重大な障害であり、すべての人にとって発展の権利を現実のものとするために相対する必要がある。

組織は、バリューチェーンにおける活動を含め、あらゆる事業活動を通して社会の開発にプラス及びマイナスの影響を及ぼす可能性がある。自己の影響範囲内で社会の開発にプラスの貢献を創造できるように活動を調整する組織は、ステークホルダーとより良い関係を構築し、評判が高まり、より効果的なリスクマネジメントが可能になる。

社会の開発に貢献するために、組織は、市民の間に、社会の開発への潜在的貢献に関する認識を高めることが望ましい。また、組織は、社会の開発に必要な不可欠な社会全体の影響を考慮する際に、社会の開発の中核をなす、公衆衛生の促進、教育の促進及び教育及び貧困及び飢えの軽減等の課題にも対処することが望ましい。

社会的一体性の点で、文化は非常に大きなプラスの影響を与えることができるため、文化の促進及び文化遺産の保護も、社会の開発の一環を成すものである。

国連ミレニアム開発目標は、公平な社会の開発を達成するために社会のすべての主体による積極的な参画を求めている。各組織は、自身の活動分野における具体的な活動を通して社会の開発に貢献することが望ましい。

#### **6.8.5.2 期待及び／又は関連する行動**

組織は次のために努力することが望ましい。

- 市民の活動が社会の開発に対して有する重要性並びに市民の権利及び責務を市民に伝えることにより、市民の認識を高めることに貢献する。
- 市民の社会的責任に関する自発的な活動を奨励及び支援する。
- 地域及び市民が公共の方針及び支出の策定及び実施に参画することを可能にするために、能力構築を支援する。

- 例えば、薬及びワクチンへのアクセスを提供することにより、並びに運動、良好な食習慣及び不健康な物質の消費の回避などといった健康的なライフスタイルを推進することにより、健康を促進する。
- HIV/AIDS、ガン、心臓疾患、マラリア及び結核などといった主要疾病及びそれらの予防についての認識を高める。
- 病気を防ぐ手段として、必要不可欠な医療サービス及び清潔な水並びに適切な公衆衛生を入手するための支援を提供する。
- ステークホルダーに対して文化活動を推進する。地域の文化及び文化的伝統を尊重し、大切にす。マイノリティのアイデンティティを強化するための文化活動を支援するための活動は、差別と戦うための手段として特に重要である。
- 特に組織の活動が文化遺産に影響を及ぼす可能性がある場合には、文化遺産の保存及び保護を支援する。
- あらゆるレベルの教育を推進及び／又は支援し、教育の質を高め、地域の知識を奨励し、非識字を根絶するための活動に関与する。
- 子どもたちが正式な教育を受けることを推奨し、児童就労等、子供たちが教育を受ける際の障害を排除するために貢献する。
- 低所得の社会的弱者の能力、資源及び機会を増加させることの重要性を考慮に入れた上で、彼らのために食料及びその他の基本的必需品へのアクセスを提供するプログラムに貢献する。子供の栄養に特別な配慮がなされることが望ましい。
- 簡単に反復可能で、貧困及び飢えの根絶のために高い社会的影響を有する、社会的起業投機及び低コスト社会的技術の開発を支援する。

#### ボックス 12 行動の例

大企業が、被雇用者が初等教育及び中等教育を修了することができるように工場内に教室を設置する。

政府が、教育を促進し児童就労と戦うための手段として、貧しい家族が子供を学校に行かせることができるように経済支援を提供する。

## 7 組織が社会的責任を実施するためのガイダンス

### 7.1 一般

この項は、社会的責任の慣行の開発、統合及び実施に関する実用的なガイダンスを提供している。ここでは、どのような種類又は規模の組織でも取るような行動を特定している。ここに記載されている行動は、段階的アプローチとして取り入れられる必要はないが、すべての主要な要素が考慮されることが望ましい。組織によっては、要素を別の順序で実施するのがより適当な場合もあるかもしれないし、一つ又は複数の要素を繰り返すのが適当な場合もあるかもしれない。

社会的責任を包括的に取り扱うことは、時間のかかる継続的活動である。社会的責任を実施する組織は、多くの場合、活動、物品又はサービスが何であるかを検討する。したがって、組織は、5.の社会的責任原則及び6.の社会的責任の主要課題を検討し、自身の方針、戦略及び活動を— 自身のサプライチェーンに沿っても — 適宜に評価する。その後、組織は、ここで提供されているガイダンスに従って何を必要とするかを決定する。

社会的責任はまた、組織がそのステークホルダーに与える影響を考慮することも包含する。組織は、社会的に責任あるために着手する活動を、組織の特性、背景及びステークホルダーからのフィードバックに従って、特定、優先順位付け、及び調整を行うことが望ましい。

組織が活動する背景は、その理念、方針及び戦略、並びにステークホルダーとの関係及び日常慣行にも影響を及ぼす。進展及び説明責任を果たすために、組織はその活動及び進捗を見直し、それらを伝達することが望ましい。

こうしたすべての活動は相互依存関係にある。この規格は、組織の既存のモデル、戦略及び慣行と両立可能であり、それらの中に統合されることが望ましい。

## 7.2 組織にとっての社会的責任の範囲の定義

### 7.2.1 主要な考慮点

社会的責任を実施する上での予備段階として、組織は、ステークホルダーと協働して、活動のための社会的責任の範囲を特定することが望ましい。範囲には、誰(人及び事業体)、何(社会的責任の影響及び課題)、どこ(場所)、並びに特有の適用に応じて、いつ(期間)が含まれる。組織は、その社会的責任に関する特性情報を収集及び評価し、組織が活動する社会的責任の背景を理解した上で、組織が行動を起こす可能性がある社会的責任の最も広い“一般的範囲”を特定することが望ましい。

次に、社会的責任に関係する組織の特定的手段及び目的の対象範囲を定義しながら、より具体的かつ一般的にはより狭い範囲(“適用される範囲”)を設定することが望ましい。こうした手段及び目的は、例えば、組織の理念声明(組織が何を目指しているか)、綱領(組織の役割及び目的)、戦略及び目的(7.4)、目標(7.5)、公開報告(7.6)、並びに組織が社会的責任をその活動、製品及びサービスに統合するのに役立つその他の手段を包含してもよい。適用される範囲は、狭いものから始まって時間とともに広がってもよく、目的ごとに異なってもよい。小規模組織は、資源の限界を考慮して、多くの目的に対して適用される範囲を狭いまま維持することが適切であると感じるかもしれない。

特性及び背景を吟味し、社会的責任の一般的範囲及び適用される範囲を設定するというこのプロセスは、状況の変化及び新しい情報の入手可能性を明らかにするために、時々繰り返されることが望ましい。このプロセスを実施するにあたり、組織は、組織自身の活動の種類に適用することができるモデルとなる一連の課題、影響及び範囲を、同業者と一緒に開発することが役立つと感じるかもしれない。

### 7.2.2 組織の特性及び社会的責任の背景の説明

組織は、社会的責任に関する特性を説明するために、特定の情報を収集及び評価することが望ましい。狙いの焦点は、一般的範囲及びさまざまな適用される範囲において、事業体、課題及び配置されるべき場所の特定に有用であるような情報に合わせることを望ましい。社会的責任への道を歩み始めたばかりの組織は、こうした情報の中には利用できないものもあると感じるかもしれない。この場合、組織は、利用可能な情報を編纂し、その後、後続の範囲設定活動の間に、特性を精緻化することが望ましい。特性情報は、次を包含してもよい。

- 組織の理念、使命及び目的並びにその主要活動単位
- 主要な所在地及び地理的な範囲、組織構造(例えば、非営利企業、提携関係)及び運営統治構造(例えば、最高執行責任者及び監査委員会を伴う監督委員会)、主要な顧客及び供給業者、主要な競合他社、製品及びサービス、労働者構成、年間収入及び支出、及びその他の定量的情報
- 7.3に概説されているとおり、組織が係り合うことが望ましいステークホルダー
- 組織が自発的に承認する重要な社会的責任規範及び文書、並びに組織の社会的責任に関する一般方針
- 組織の主要顧客によって発行された供給業者向けの社会的責任に関する要求事項、及び組織に資金を提供する当事者から組織に対して課せられる社会的責任に関する要求事項



—監視及び評価プロセスから生成される社会的責任に関するパフォーマンス情報(7.7参照)。これには、例えば、組織の活動及び慣行が内部及び外部の要求事項を満たしている程度を含む。この目的のためには、訴訟記録、監査結果、規制施行記録、パフォーマンス報告、ステークホルダーからのコメント並びにその他の文書及びデータの見直しが役立つかもしれない。また、組織の社会的責任に関する目的及び目標、並びにそれらを達成するための最近のパフォーマンスを吟味することも役立つかもしれない。

- 戦略、方針、製品、サービス、及び主要な活動における最近の大きな変化及び予測される大きな変化
- 業務分野又は部門における現在の動向及び推定される将来の動向
- 人的資源及びその他の資源に関するものを含む、組織の主要な長所、競争力及び短所
- 組織の社会的責任行動及び活動に関する最近の注目に値するマスコミ報道、組織の影響範囲内の主要な事業体及び主要な競合他社、並びにそれらが発行した最新の社会的責任報告書(存在する場合)

組織は、活動する社会的責任の背景を理解するために、組織及び組織の影響範囲内の事業体に関係する可能性がある進行中の主要な社会的、文化的及び環境的動向を特定することが望ましい。また、組織は、4.の背景、5の原則、並びにその他社会的責任に関し重要で関係のある、行動に関する期待、法的基準及び文書を考慮することが望ましい。

### 7.2.3 一般的範囲及び適用される範囲の定義

組織は、特性を特定し、活動する社会的責任の背景を理解し、ステークホルダーの意見を考慮に入れた後、こうした情報を利用して社会的責任の一般的範囲を特定することができる。これは、組織が考慮することが望ましい最大範囲を特定するために次の3つの質問に答えることを含む。

1) 誰? 範囲の中で対象となる可能性がある事業体及び人は誰か?

これは、組織及び組織の影響範囲内の事業体を含む。事業体の行動又は方針が組織によって制御される若しくは組織の十分な影響下にある場合、事業体は、組織の影響範囲内と見なしてもよい。これは、組織の上流部門(サプライチェーン及び請負業者など)及び下流部門(流通及び顧客など)からなるバリューチェーン内のさまざまな事業体を包含してもよい。また、組織は、組織と平行な立場にある事業体(業界団体及び部門別組合など)、並びに組織のステークホルダー内にいるその他の事業体を包含してもよい(7.3参照)。サプライチェーン内における制御の程度は、チェーン内の組織の規模、複雑さ及び種類、並びに組織の競合状態つまり、類似する組織と比較した場合の組織の強さ及びチェーン内の事業体の数に関係しているかもしれない。

2) 何? どのような社会的責任課題及び影響が対象となるか?

組織は、ステークホルダー(7.3参照)と協働して、組織自身の運営、活動、製品及びサービスと直接関係する重要な社会的責任課題並びに組織の影響範囲内の事業体と直接関係する重要な社会的責任課題を特定することが望ましい。この重要な課題リストを策定する際、組織は、6.に記載された課題の吟味から始めることが望ましいが、他の課題を考慮してもよい。ヘルプボックスを参照すること。

課題は、その実際の又は潜在的影響が重要である場合若しくは組織又はそのステークホルダーの評価及び決定に相当の影響を及ぼす場合に、重要と言える。影響には、組織自身の運営、活動、製品又はサービスに及ぶ影響、若しくは組織の影響範囲内の事業体の運営、活動、製品又はサービスに及ぶ影響が含まれる。また、影響には、組織及びそのような事業体によって生成される影響も含まれる。影響は、測定、計算、又は合理的推定に基づく方法若しくは組織及びそのステークホルダーのエキスパートの判断に基づく方法を含むさまざまな方法を用いて決定されるかもしれない。

課題を評価して、実際の又は潜在的に重要な影響を有するかどうかを決定する際、組織は、特性及び背景情報に焦点を合わせ、その課題及び影響が同業組織によって取り扱われているか、メディアで広く取り上げられているか、政府又はその他のステークホルダーの苦情で提起されているか、又はその他の方法で組織に伝達されているか、若しくは組織の成功にとって重要であるかを問うことが役立つと感ずるかもしれない。

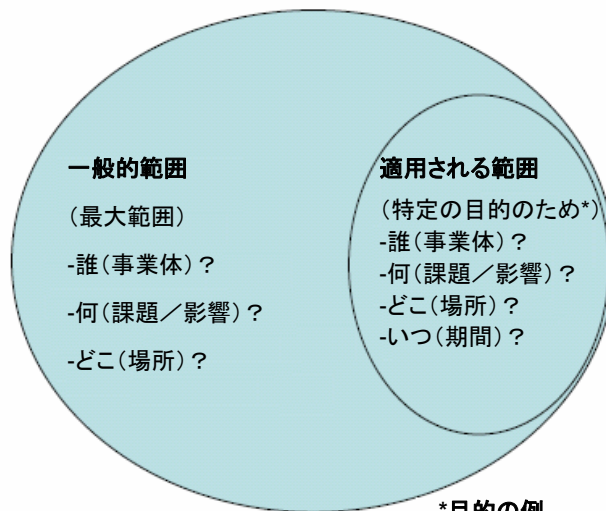
- 3) どこ？ 組織及び対象となるその他の事業体の、どこにおける運営及び活動が取り扱われる可能性があるか？  
この情報の大部分は、特性から引き出すことができる。

このプロセスは、課題及び影響の特定若しくは事業体及び場所の特定のいずれかの特定から開始してもよい。しばしば、これらのうちの片方がもう片方につながっている。

ひとたび、誰(事業体又は人)、何(影響及び課題)及びどこ(場所)に関する一般的範囲が定義されれば、組織は、その後、どのようにこの範囲を狭めて社会的責任に関連する特定の目的又は手段のための“適用される範囲”を開発するかを考慮することができる。適用される範囲は、誰、何、どこ及びいつ、つまり対象となる事業体及び人、影響及び課題、並びに場所、期間を特定する。

特定の目的又は手段のための適用される範囲を設定する際、組織は、目的、利用可能な資源、さまざまな脅威の制御及び社会的責任に関連する機会の実現における組織の成功に対する重要度、組織の文化との一貫性、一般の認知度又は行動を求める世論の圧力、社会的責任に関する重要な動向に対する反応性並びに実施の容易さに関連する、社会的責任の影響及びステークホルダーの見解の重要性及び範囲を考慮することが役立つと感ずるかもしれない。適用される範囲の中にどの重要な課題を含めるかを決定する際には、その課題が組織にとって限定的な影響のみをもつ事業体に存在している場合でも、潜在的影響が最大である課題又はステークホルダーの関心事である課題を特別に考慮することが望ましい。

ボックス \_\_ 一般的範囲及び適用される範囲



\*目的の例

- 使命, 理念の構築(7.4.2)
- 目標設定: 目的(7.4.3) 目標(7.5.4)
- 報告(7.6)
- 監視(7.7.2)

ヘルプボックス __ さまざまな種類の組織にとっての潜在的に重要な社会的責任課題の例				
社会的責任課題	組織の例			
	大手食品加工会社	小さな自動車修理店	NGO	労働組合
組織統治	最高経営責任者の報酬	税法令順守	役員を選出に関する定款の順守	公正な組合員募集慣行
人権	農園における児童就労	雇用における非差別	中核的目的としての人権の推進	リーダーシップの多様性
労働慣行	被雇用者の健康&安全	適正賃金	過度の労働時間	従業員の能力開発及び福利厚生
環境	水の保全	溶媒の廃棄	移動による温室効果ガス	紙のリサイクル
公正な事業慣行	政治資金制限の順守	非略奪的価格形成	責任ある資金要請	汚職防止

			慣行	公正な政治運動慣行
<b>消費者課題</b>	食品安全, 栄養 責任ある広告活動	自動車修理の品質, 顧客 紛争解決手続き	中核的目的としての 消費者権利の推進	組合員候補に関するデ ータのプライバシーの 保護
<b>地域社会への貢献</b>	慈善寄付	地域のボランティア活 動	市民の権利に関す る地域教育	外部委託に関する組合 交渉による地域への影 響
<b>その他の社会的責任課題[編集者の注記:その他の課題が特定されない場合はこの行を削除する]</b>	?	?	?	?

### 7.3 ステークホルダーとの協働

#### 7.3.1 主要な考慮点

すべての組織は、顧客、被雇用者、政府又は地域などといった個人又はグループとコミュニケーションを取ることによって、すでにある種のステークホルダーエンゲージメントに取り組んでいる。組織は、ステークホルダーとの対話及びエンゲージメントのために、必ずしも新たなコミュニケーションシステムを開発する必要はないが、既存の経験、アプローチ及び成果の上に築いていくことを要する場合がある。エンゲージメントは、ステークホルダー自身から要求される場合もあり、常に組織から開始されるものに限らない。

ステークホルダーエンゲージメントは、3つの主要な構成要素で成り立っている。

- ステークホルダーの特定
- ステークホルダー及びその利害の優先順位付け
- エンゲージメントプロセス

組織は、自己が決定する優先順位に従って、社会的責任に関連する行動全体について、若しくは具体的な課題又はプロジェクトについて、ステークホルダーと係り合うことが望ましい。プロセスに参加する人々の期待を管理するために、エンゲージメントの目的が、最初から明確になっていることが望ましい。

### 7.3.2 特定プロセス

組織は、組織及び／又はプロジェクト／課題レベルでその活動及び影響に利害を有する、内部及び外部両方のすべてのステークホルダーを特定することを目指すことが望ましい。組織の既存の関係は、ステークホルダー特定の開始点として利用することができるが、組織がまだ関係を持たないステークホルダーも考慮に入れることが望ましい。ステークホルダーを特定するために、組織は、例えば次のような多くの質問について自問自答することができる。

- 組織又はそのプロジェクトによって、プラス又はマイナスの影響を受けるかもしれない利害を持っているのは誰か？
- 過去に、同じ地域で同様の事柄に関与したのは誰であったか？
- 関与したいと言ったのは誰であったか？
- 組織による社会的責任へのアプローチの改善に役立つような専門知識を有しているのは誰か？
- エンゲージメントから締め出されると不満を抱く又は不利な立場になるのは誰か？
- 肯定的であれ否定的であれ、組織の活動、製品及び／又はサービスの持続可能性に関し、懸念を特に抱いているのは誰か？

いったん特定プロセスに入ったら、ステークホルダーのリストは文書化されることが望ましい。また、利害及び関係は時間とともに変化するので、定期的に見直されることが望ましい。ステークホルダーの優先順位付けに先立って、さまざまな種類の組織が自らのステークホルダーの範囲を特定するための方法に関するアイデアについては、ヘルプボックス7.3を参照のこと。

### 7.3.3 優先順位付け

ステークホルダーを特定した後、組織はステークホルダー及びその利害を優先順位付けすることが望ましい。組織がこれを行うには、次のようなものを含め、様々な方法がある。

- 7つの主要課題に対するステークホルダーの関係及び／又は関連性(6.参照)
- どの活動が、組織又はそのステークホルダーの利害に最も大きな影響を与えるかを特定するリスクマネジメント・アプローチ
- 組織と法的な関係を有するステークホルダーから出された利害と、国内法若しくは国際的に承認されている協定、原則又は推奨事項に基づく利害を考慮する。
- 組織の資源をエンゲージメントプロセスのコスト及び複雑性に適合させる—シンプルなものからより挑戦的なものまで。

優先順位付けを通して、組織は、より少数のステークホルダーとより効率的に係り合うこととなり、プロセスがより管理しやすいものとなる。ステークホルダー及びその利害の優先順位付けは、関係を示し、その結果ステークホルダーのニーズ及び課題を組織の戦略及び活動に統合することを助ける(ヘルプボックスを含む7.4参照。)

### 7.3.4 エンゲージメントプロセス

ステークホルダーエンゲージメントのプロセスは、組織の社会的責任を高めるという最終目的を持って、組織とそのステークホルダーとの間に信頼を構築することを目指すものである。信頼は、パフォーマンス及び透明性の組み合わせを通して構築され、組織とそのステークホルダーとの間の、社会的責任の利害に関する双方向コミュニケーションを含む。

ステークホルダーの信頼を確実なものとするために、組織は、状況及び条件に応じて適切な方法でステークホルダーと係り合うことが望ましい。例えば、企業秘密又は個人の医療記録に対する制限などによって、機密性保持のための正当な関心事についての規定を設けることが望ましい。

#### 7.3.4.1 エンゲージメント計画

組織は、何らかのエンゲージメントを開始する前に、準備を整えることが望ましい。ステークホルダーエンゲージメント及びコミュニケーション計画の開発は、コミュニケーション方法及び頻度を含む、ステークホルダーとのコミュニケーションの具体的手段を決定することに役立ち得る。計画は、ステークホルダーに伝達され、文書の形で簡単に入手可能であり、時間とともに徐々に進化していくことが望ましい。

組織は、ステークホルダー自身がエンゲージメントプロセスのための準備が整っていないかもしれないということを考慮することが望ましい。組織は、ステークホルダーのニーズを評価し、ステークホルダーがエンゲージメントプロセスに完全に参加できるように、何らかの能力構築を支援することが望ましい。

ステークホルダーは、自分たちの利害が理解されているのだということを確認するために、プロジェクト又は意思決定プロセスの早い段階から係ることが望ましい。組織は、ステークホルダーからの批判的又は否定的なフィードバックに備えておくことが望ましい。ステークホルダーからの批判的又は否定的なフィードバックは、改善のための道を提供してくれるかもしれない。

#### 7.3.4.2 エンゲージメント技法

ステークホルダーエンゲージメントの方法は、資源及びコミュニケーションの形態に適合したものであることが望ましい。これらは、グループ対話から電話及びEメールまで広範囲に及ぶ。使用される方法に関わらず、対話の記録は後で参照できるように維持されることが望ましい。

特定の目標を積極的に達成するために、ステークホルダーと提携関係を結ぶほうが都合が良い場合もある。提携関係及び協力関係は、既存の衝突に双方両得の解決策を生み出すことができる独創的な思考の源泉であり、組織とそのステークホルダーとの間に生じる可能性のある潜在的な衝突を回避する場合もある。

有意義なステークホルダーエンゲージメントは、孤立した活動ではない。それは、組織内におけるある程度の文化的及び手続的变化を伴う意志決定手段である。ステークホルダーエンゲージメントは、組織内外における継続的な学習に帰着する潜在性を有している。この相互学習プロセスは、組織とそのステークホルダーとの間の信頼を強化する可能性がある。信頼は、次に、信頼性を強化する。最終的に決定を下すのは組織であり、組織はステークホルダーに対して、決定に関する説明責任を負う(これらの決定を説明する)ことが望ましい。

ヘルプボックス __ ステークホルダーは誰か？さまざまな種類の組織のためのいくつかの例				
社会的責任	組織の例			
7つの主要課題	大手食品加工会社	小さな自動車修理店	NGO	労働組合
組織統治	株主／投資家 所有者	支配者(社長、書記、会計)	理事会	理事会 地元の人たちのリーダー
人権	サプライチェーンの	労働者(常勤及び非	労働者(常勤及び非	組合員

	農業従事者(海外のプランテーションを含む)	常勤)	常勤)	
労働慣行	被雇用者／スタッフ	労働者(常勤及び非常勤)	労働者(常勤及び非常勤)	被雇用者
環境 *注記:“環境”は人間ではないため、環境影響の人間による判断は、ステークホルダープロセスを制御する	地元の給水に対する環境影響 —給水が加工の影響を受ける地元地域の構成員	寿命を終えた電池の廃棄等が環境に与える影響  政府規制及び環境規制とNGO—(環境の擁護者)	NGO活動が環境に与える影響(例えば、航空機による移動が原因の温室効果ガスの排出を考慮する)	労働組合活動が環境に与える影響(例えば、廃棄物を最小限に抑えるために事務所の備品の“グリーン購入”を考慮する)
公平な事業慣行	政府機関 契約に基づく団体	政府機関、供給業者	資金寄与者	労働組合の幹部の投票に参画する組合員
消費者課題	製品を購入及び消費する人々	顧客	取引先(NGOの資金援助を受けるもの)	職場における危険な慣行を特定する “内部告発者”の保護
地域社会への貢献	地元／地域社会の住民	地元／地域社会の住民	地元／地域社会の住民	地元／地域社会の住民

IDTFへの注記: 起草チーム(Miles Watkins, Annette Kleinfeld, Carolyn Schmidt)からの注記- 我々の唯一の未解決課題は、現在のWD Rev.3 4.2.1(背景)に関係する。国際基準等にほとんどの焦点が合わせられており、最後は“ステークホルダーは、行動基準の決定において、より広い社会の代わりとなることはない”という言葉で結ばれている。したがって、この“ステークホルダーの背景”セクションは、それ自体が重要な社会的責任ツールとしての有意義なステークホルダーエンゲージメントの方向には向いていない。我々は、4の起草者が、WD 3 5.3(ステークホルダー及びその関心事の認識の原則)からの言い回しを考慮することを提案する。我々は、“ステークホルダー”セクションを、明確で、双方向対話を推奨及び助長するものに保つことを希望する。

ヘルプボックス 7.2を見本にして、ヘルプボックス 7.3を追加しので留意すること。関連の“ヘルプボックス 7.4”もある。我々の判断では、これらのヘルプボックスは、あらゆる組織が、計画的、生産的及び実用的な方法で、そのステークホルダーの優先付けを行い、ステークホルダーと係り合うことを推奨する有用な手段となるであろう。

## 7.4 社会的責任の組織への統合

### 7.4.1 主要な考慮点

このセクションでは、社会的責任に関する具体的な議題の設定のための方針、戦略、及び目的をどのように開発するか、どの社会的責任の主要課題(6参照)が組織にとって最も重要であるかをどのように決定するか、どのステークホルダーグループが組織の全体的なバリューチェーンにおいて優先するかについてのガイダンスを提供している。

信頼性のある効果的なアプローチを目指す場合、社会的責任はますます組織の構造、文化及びアイデンティティの不可欠な部分になることが望ましい。これは、社会的責任の概念が、組織の使命、理念、全体的なゴール、戦略、プロセス、及び価値指向に統合されることが望ましく、社会的責任の概念の焦点が、組織の中核的な製品、サービス及び活動に合わせられていることが望ましいということの意味する。

統合プロセスは、組織のリーダーシップによって支持され、組織の使命及び／又は理念並びに方針に組み込まれ、ステークホルダーとの相互作用的対話を通して開発されることが望ましい。社会的責任の実施に対して責任がある人又はチームは、組織の中において、発生する可能性があるあらゆる課題を解決するに足りるほど高いレベルにいたることが望ましい。また、組織は、社会的責任活動が効果的に実行されることを確実にするために、実施のための適切な資源を提供することが望ましい。

組織は、社会的責任活動を自身の文化的及び構造的背景に統合すればするほど、ステークホルダー及びその関心事(6.の組織統治カテゴリに記載された“社会的責任課題”)を認識しながら、法令順守、説明責任、透明性、倫理的な行動をますます改善することができる。そうすることにより、組織による社会的責任の実施は、運営状態、ステークホルダーとの関係、持続可能な発展及び社会の福祉増進の改善に、ますます効果的に貢献するであろう。

SMOのためのガイダンス: SMOが直接関与するステークホルダー分類及び“主要課題”は、より少ないかもしれない。SMOは、プロセスを進みすぎないうちに、こうしたステークホルダー及び自らにとって重要な(関連のある、重要な)課題を特定し、関連のない課題を除外するために、ヘルプボックス(7.3及び7.4)を利用してもよい。

### 7.4.2 社会的責任原則の採用と組織の声明への結び付け

組織の活動は、5.に記載された社会的責任原則(法令順守、国際的に承認されている文書の尊重、ステークホルダー及びその関心事の認識、説明責任、透明性、基本的人権尊重及び多様性の尊重)に基づいていることが望ましい。これらの原則は、規定され、明らかに定義されることが望ましい。その次に、これらの原則を組織の価値及び行動規則に結びつけることが必要不可欠である。

文書による使命声明及び／又は理念声明は、組織の全体的な価値及び目標の定義に役立ち得る。通常、こうした文書は、組織によって、社会的責任を引き受けるという誓約を表明し、組織を5.に記載された社会的責任原則に合わせて調整するために使用される。“使命声明”は、組織の第一次及び日常の活動に関連する。使命声明は、戦略的計画立案の指導及び資源の割り当てに役立つ。“理念声明”は、長期的指向であり、組織の将来の特性を説明するものであり、重要な価値を引き合いに出すことによって鼓舞することを目指す。

組織はまた、指導者が承認した、文書化された行動規範又は倫理規範を持っていると役に立つと感じるかもしれない。そのような規範は、原則及び価値を行動へと変えることによって、社会的責任への誓約を規定している。

行動規範又は倫理規範は、被雇用者、構成員、有権者、隣人、学生、地方自治体、供給業者、消費者、所有者／株主及びその



他のステークホルダーに対し、組織がその価値、原則及び使命に従って、どのようにして倫理的に行動することが望ましいかを示す一般的ガイダンスを提供する。それは、スタッフ及び構成員の日常の意志決定を助ける参考書としても役立つ。また、行動規範又は倫理が一般公開されている場合、組織は、ステークホルダーに対する説明責任及び透明性を高めることができる。どのような組織でも、独自の規範を作成することもできるし、組織の背景に関連性のある既存の倫理規範、価値チャート、又は専門職協会の規範に従うことを選択することもできる。

上記活動のすべてにおいて、組織は、こうした声明の開発に際してはまず、内部のステークホルダーに相談し、次にレビュー及びフィードバックのために外部のステークホルダーを関与させることが役立つと感じるかもしれない。

#### 7.4.3 社会的責任のための目的及び戦略の開発

組織は、6.で説明されている7つの社会的責任“主要課題”（組織統治、人権、労働者との関係、環境、公正な事業慣行、消費者課題、並びに地域社会への貢献）を取り扱うために、まず既存の方針（もしあれば）を吟味することが望ましい。

組織は、実施プロセスのために、中央集権型又は分散型、ボトムアップ型又はトップダウン型、若しくは組み合わせの形の、明確なアプローチを選択することが望ましい。出発点として、組織文化の具体的な特徴及び地元の慣習の両方が特定され、考慮に入れられることが望ましい。

ステークホルダーの特定及び優先順位付けによって（ヘルプボックス7.3を含む7.3参照）、組織はすでに戦略策定及び目的設定プロセスにおいて考慮されるべき課題を特定したことになる。組織は、ステークホルダーに関連して、ステークホルダー－課題－マトリクス（添付のヘルプボックス7.4）を利用して、6.に記載記載された7つの主要課題に系統的にアプローチすることができる。

この情報により、組織は、その重要な社会的責任課題を組織全体の方針につなげ、社会的責任パフォーマンスの改善のための目的を定義し、これらの目的を実施するための戦略及びプロセスを開発することができる。

組織は、効果的な戦略を開発するために、社会的責任に関する目的を、明確に理解されたゴールに結びつけることが望ましい。ゴールを選択する際、組織は、特に開始時には現実的になる（壮大になりすぎない）ことが望ましい。7.2.3で、組織の“適用される範囲”を特定するための組織の範囲、境界及び背景の分析に関するガイダンスを提供する。組織は、その“適用される範囲”の中で責任を取ることが望ましい。

社会的責任課題を取り扱うための組織の戦略には、次の方法に関する情報が含まれるかもしれない。

- 選択された課題に対処するための手順を決定する。
- ステークホルダーと係り合う。これには、ステークホルダーの利害が相互に又は組織との間で相反している状況を処理することを含む（7.3参照）。
- パフォーマンス、進捗及び報告を含む、社会的責任の実施を管理するための全体的な枠組みを開発する（7.5及び7.7参照）。
- 社会的責任の実施コストを、適切な購買慣行を通してサプライチェーン全体で公正に分担する（例えば、価格、納期、供給業者との長期的関係）。
- 社会的及び経済的状况のみならず文化の違いも考慮に入れながら、さまざまな国、場所及び／又は特定の地元の状況に対処する。

上記活動のすべてにおいて、組織は、こうした声明の開発に際してはまず内部のステークホルダーに相談し、次にレビュー及びフィードバックのために外部のステークホルダーを関与させることが役立つと感じるかもしれない。

組織は、計画された社会的責任ゴールが実際に達成されることを確実にするために、十分な資源（スタッフ、時間、金銭、リーダーシップによる支援等）を割り当てることが望ましい。すべてのステークホルダー（被雇用者、構成員、有権者、隣人、学生、地方自治体、供給業者、消費者、パートナー、株主等）が、社会的責任のための取り組みに含められる及び／又は社会的責任のため

の取り組みについて知らされることが望ましい。組織は、活動の方向を社会的責任の方向に向かわせるための目的及びゴールを伝達し、ステークホルダーからのフィードバックを盛り込むための慣行を開発することが望ましい。

注記 “目的”は、中期的又は長期的ゴールを指す。“目標”は、短期的ゴールを指す。(7.5.4参照)

IDTFへの注記: ヘルプボックス: ステークホルダー課題マトリクス (注記: すべてのボックスに記入されているわけではないが、この使用方法に関する代表的なアイデアを提供するには十分である。)

	主要課題						
ステークホルダー	組織統治 法令順守 説明責任 透明性 倫理的な行動 ステークホルダー及びその関心事の認識	人権 市民的及び政治的権利 社会的、経済的及び文化的権利 社会的弱者 労働における基本的人権	労働慣行 雇用及び雇用関係 労働条件及び社会的保護 社会的対話 労働における安全衛生 人間開発	環境 活動、製品及びサービスの環境的側面 持続可能な消費及び生産の促進 持続可能な資源の使用 気候変動 生態系	公正な事業慣行 汚職防止及び反贈収賄 責任のある政治参加 公正な競争 サプライチェーンを通じた社会的責任の促進	消費者課題 公正な運営、マーケティング及び情報慣行 消費者の健康の保護 製品リコールのメカニズム 社会的及び環境的に有益な物品及びサービスの提供及び開発	地域社会への貢献 社会発展への貢献 経済発展への貢献 コミュニティ参画
被雇用者	公正かつ倫理的な事業慣行のために被雇用者を訓練する。		すべての場所において国際的に承認されている労働基準に準拠する。			製品リコールの場合の認識向上及び行動訓練	組織が労働者を関与させて地域の状況及び労働者自身の生産性を改善することができるような状況を特定する(アルコール及び薬物の乱用等の健康課題、安全慣行、地域の問題)
取引先 顧客 消費者		労働者/供給業者の処遇に関する情報を提供する。 良好な条件及び		製品の環境影響/生分解性等に関する情報提供する。			

		改善について取引先等に通知する。					
株主／所有者／投資家(組織が営利目的の企業の場合)	所有者に対し、失敗を含む明確な経済報告を提供する。			気候変動等の課題を取り上げる必要性をオープンに議論する。	汚職防止方針を説明及び実施する。		
構成員(組織が、労働組合、NGO、基金等の非営利団体の場合)		社会的弱者(身体障害者、人種的又は宗教的少数派等)に適用される包括的方針を吟味する。			組織が、その権限の範囲を超えて、構成員の希望に反して政治に参加することがないことを確実にするための明確なガイドラインを提供する。		
地元／地域社会の住民	住民とのコミュニケーションを深める。			組織の活動による環境影響を住民にどのように通知するか。特に事故の場合。			
供給業者／請負業者(バリューチェーンにおけるパートナー)		問題を特定し、状況を改善するための取り組みにパートナーを関与させる。				供給業者にとっての状況を改善するために組織が取る行動について、消費者に通知する(社会的責任行動を自分の手柄にしよう！)	

## 7.5 日常慣行における社会的責任の実施

IDTFへの注記: 7.5.0又はSMOガイダンスのためのヘルプボックス: “どのように始めるか!”この種のガイダンスがSMOにとって役立つか(ウィーンで提案されたとおりセクションの始めに?)

### 構造の確立

社会的責任に関心を持つ数人の被雇用者に対し、統合を支援及び調整する小規模多機能チームに参加するように招待する(例えばコミュニケーション、人事、マーケティング、統括部のメンバーを含む)。

既存の報奨制度の枠内で機能する簡単な報奨及び評価を検討する。

社会的責任の実施に際して困難が生じた場合に備えて、経営幹部が対応できるように手配する。

### 認識向上

始める前に、自己の組織の被雇用者全員に、社会的責任の統合に関する経営幹部のアイデア(又は理念)及び目的を知らせる。

社会的責任の統合は、サービス、製品又は活動並びにステークホルダーとの関係を改善するチャンスであることを説明する。

### 能力強化

すべての人々及び組織自体のための学習プロセスであることを説明する。

自己の組織内でアイデアを話し合うために、単数又は複数の情報セッション又はワークショップを開催する。

協力的であり、喜んで参加する意思のあるステークホルダー又は地元の関連の課題のエキスパートを招待する。

### 目標の設定

7.2及び7.4で提供されているガイダンスを利用して重要な課題として選択された1つ又は2つの主要課題から始める。

課題の選択は、次によって導かれてもよい。

- 関係が非常に密接な場合には、ステークホルダーに影響を及ぼす課題(例えば、組織自身の被雇用者)
- 対処するために短い実施時間又は限られた資源しか必要ではないと予想される課題
- すでにある程度の専門的知識が組織内に存在している課題

上記基準は、他の重要な主要課題がなぜもっと後に取り扱われるかということを、自己組織及び外部ステークホルダーに対して説明するのに役立つ。

選ばれた課題のための目的を、明確で、測定可能、達成可能、期限が定まっており、現実的な短期的目標に置き換える!

### 実施

各課題及び目的に対処するための行動を定義し、進捗を監視する。

各課題に対処するための行動を定義する際には、同様の状況下にある同様の組織による成功した行動(最良慣行の例)のを再検討する。

できる限り、成果を測定するように努める。なぜなら、それにより人々は刺激され、学習プロセスにおける評価に関して組織の役に立つからである。

### 7.5.1 主要な考慮点

組織は、社会的責任を実施する際に次を考慮することが望ましい。

#### 人は成功の主要要因である！

したがって、組織は、認識を向上させ、組織自体の能力を強化することが望ましい。戦略、方針、目標並びに行動規範を実施する際には、組織の全てのレベルの人々を参画させることが望ましい。

他のステークホルダーについても同じことが言える。短期的目標の決定並びに行動計画の設定及び指標の定義は、可能な限りステークホルダーとのエンゲージメントを通じて行われることが望ましい(7.3参照)。

#### 既存の構造、システム及び能力を工夫する！

社会的責任を組織内に統合するときは、可能な限り既存のシステム、方法及び能力を利用する。例えば、マネジメント、品質及び情報システム、特に意思決定及び報償決定といった手段及び構造を利用する。組織は、既存の構造と同じようなものを重複して作ることは望ましくないが、複数のステークホルダーと協働する場合などはそれらを修正する必要があるかもしれない。

#### 必要かつ現実的な変化のために努力しながら適正なバランスを見つける！

社会的責任を組織に統合する際には、あまりにも拙大で達成不可能な成果のために懸命に努力することよりも、実行可能性及び現実的な考え方がより重要となる。現実的な議題を設定し、それを組織の日常慣行に統合することは、組織及び組織のすべてのステークホルダーにとっての学習プロセスを含む。最も重要な要素は、組織が(例えば、中核的な製品、サービス及び活動に焦点を合わせることに)真剣に出発し、この道を歩み続け、継続的に慣行を改善しようと努力することである！

### 7.5.2 構造の確立及び戦略に照らし合わせた運営の見直し

社会的責任を日常の業務の中に効果的に統合するために、組織は、戦略に照らし合わせて運用レベルで既存の構造を見直し(7.4参照)、妥当性、支援体制及び適用可能性を考え合わせながら、必要に応じてそれらの構造を改変することが望ましい。

組織はまず、内外のステークホルダーと係わり合い、彼らからのフィードバックに対処するための適切な手順がすでにあるかどうかを決定することが望ましい(7.3参照)。加えて、組織は、ステークホルダーとより適切に係り合うために既存の手順をどのように修正するかを決定することが望ましい。

#### **事例ボックス:**

組織が定期的に被雇用者と面接するか又は被雇用者調査を実施している場合、組織は、自身の社会的責任戦略に鑑みて、書式又は調査及びこうした面接の内容を見直すことが望ましい。また、組織は、内部ステークホルダーとの対話のために利用される書式を、外部ステークホルダーとの対話にも利用することができるかを決定することもできる。

次のステップは、一般的な実施プロセスのための適切なアプローチを選択することである。出発点として、組織文化の具体的な特徴及び地元の慣習の両方が特定され、考慮に入れられることが望ましい。これを背景として、プロセス設計が、むしろ中央集権型であるほうが望ましいか又は分散型であるほうが望ましいか、ボトムアップ型であるほうが望ましいか又はトップダウン型であるほうが望ましいか、若しくはこれらの組み合わせであるほうが望ましいかが考慮されることが望ましい。

*IDTFへの注記: 我々は、このパラグラフには、さらにいくつかのより厳密なガイダンスが必要であると考える。]*

戦略の実施を支援するために検討することが望ましいその他の分野は次のとおりである。

- 組織内における効果的なコミュニケーション戦略の開発
- 実施の成功又は革新的及び価値の高いアイデアに対する、報奨及び評価の決定、並びに既存の人的資源体制への報奨の統合
- 組織内のすべてのレベルにおける人物の特定並びに社会的責任を既存の意志決定手続きの中へ統合するための各人の権限及び責任の決定
- *IDTFへの注記: ガイダンスをもう少し定義すべきか?*

### 7.5.3 認識向上及び能力強化

組織は、社会的責任原則、組織及びそれらの帰結、組織の使命、理念、行動規範及び方針にとって重要であると特定された社会的責任に関する特定の課題を、すべてのレベルで説明することが望ましい。

成功要因は、組織のトップマネジメント自身が、これらの原則、価値及び課題に専心しており、したがって、開かれた透明性の高い説得力のある方法で、内部のステークホルダーに対し、社会的責任の促進し、動機付けし、促進する用意があることである。

次の行動は、社会的責任に対する組織の認識向上に役立つ。

- 例えば、チームでの参加を奨励し、全レベルの被雇用者の参加を促す。
- 定期的に、組織の取り組みを伝える。
- 内外の専門家又はステークホルダーを利用して、情報会議を開催する。
- 通常、サービス又は製品ライフサイクルの始めから業務に関与するデザイナーに対して、社会的責任の主要課題に取り組んだ場合、あるいは取り組まない場合の可能性又は帰結について知らせる。

社会的責任を日常業務に統合するには、組織内部の能力を強化する必要がある。簡単な方法は、組織内外で、例えば、環境資源又は人的資源課題に関する専門家、組織内コンサルタントのメンバー、質の高い被雇用者、供給業者、及びコミュニケーションエキスパートなどといった、すでに主要課題に関する経験及び知識を有する人々を特定することである。

組織は、実施を積極的に支援する意思のある人、又は実施を積極的に支援するのに特に適任の人を特定してもよい。内外のエキスパート又はステークホルダーを利用して、研修会を開催することにより、組織自身の能力を強化することができる。

次を含むさまざまな行動を通して、能力強化のためのその他の選択肢を達成することができる。

- 組織及び組織の業種内又は部門内の、ベスト又はワーストプラクティスを研究する。
- 知識及びアイデアを交換するための多階層及び／又は部署横断チームを創設する。
- 人々が、自らの仕事における迅速な勝利及び成功とは何かを特定できるようにするために、ワークショップを開催する。
- 組織の活動、物品又はサービスに関して、革新的で価値の高いアイデアを出すように奨励し、研究若しくは開発の専門家又はデザイナーに対し、パイロット・プロジェクトを行う機会を与える。
- 例えば、ワークショップなどで、被雇用者及びステークホルダーと組織の社会的責任達成について討論し、情報を共有する。

#### 7.5.4 社会的責任の目標設定

運用レベルの具体的なかつ実用的な短期目標の設定は、7.4で定義された長期及び中期の目標を変換することが必要となる。

これは、さまざまな部門及び職務から個々の被雇用者までのみならず、組織の活動、製品及びサービス及びそれらのライフサイクルに関して行われることが望ましい。

目標の設定にあたっては、目標が明確、具体的、測定可能かつ期限が定まっており、現実的であることが重要である！そうすることで、組織は、社会的責任の実施によって生じた変化の受け入れの範囲を拡大させ、内部及び外部の両方の信頼性を高める。

組織は、ステークホルダー、特に組織自身の被雇用者及び内部エキスパートとできる限り協議した上で、こうした目標を開発し、エンゲージメントが学習プロセスであるということを考慮に入れることが望ましい。組織は、次を考慮しながら、確定した目標及び具体的な活動を優先順位付けすることが望ましい。

- 組織自身の可能性、長所及び(経済的)力
- 組織及びマネジメントの成熟度
- 組織の子会社の地域、国、地方及び文化の差異
- 組織が活動する場所の経済発展の差異

社会的責任の具体的な目標の設定は、次の行動によってさらに支援することができる。

- 人々を刺激することにより、機会、新しいアイデア、迅速な勝利及び革新的な活動を定義する(なぜなら、社会的責任の統合においては、時として、新しい考え方及び作業方法が必要となるからである)。
- パイロットプロジェクトを実施し、利害関係を有するステークホルダーに参加を要請する可能性を生み出す。
- リスク分析を実施することにより、リスク、脅威、マイナス影響及び困難な変化、並びに運用レベルでこうしたリスクを最小限に留めるための方法を定義する。必要な場合には、危機管理手続きを設定する。
- 期限及び予算を決定する。

1つのアプローチとして、社会的責任指標を利用して取り組み及び達成を確認し、定期的に監視する方法がある(7.5.6参照)。

取り組み及び社会的責任目標の達成の監視は、例えば、各ステークホルダーの代表(焦点)グループに対し、伝えられた目標が達成されたと考えるか否か、もし達成されていないと考える場合はその理由を尋ねることによっても行うことができる。

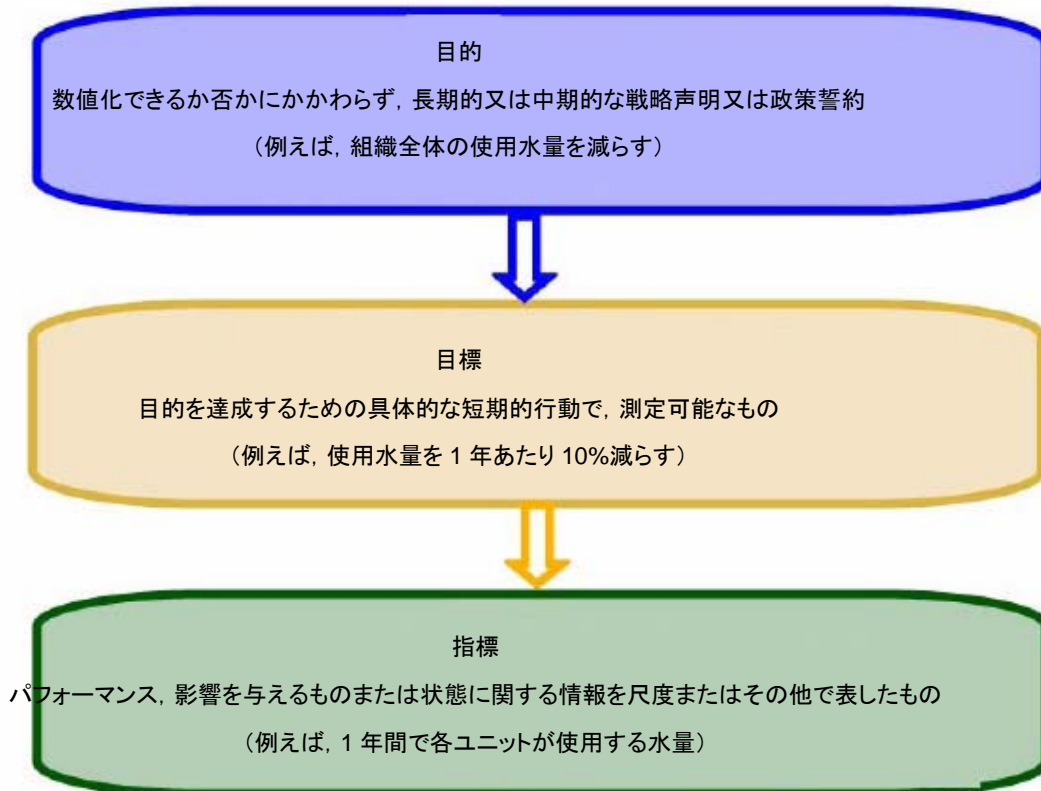
#### 事例ボックス:

目標の1つが、職場の整頓状態及び環境(温度、湿度等)を改善することであれば、各ステークホルダーグループ、ここでは組織の被雇用者が、組織による目標の達成を簡単に承認又は否定することができるであろう。

#### 7.5.5 社会的責任指標の利用

指標は、社会的責任のための目標及び活動の測定及び監視に関して、組織の役に立つであろう。





これは、大規模な組織によってしばしば利用されるアプローチであるが、すべての種類の目標に高度な指標システムが必要となるわけではなく、すべての指標に大量の統計が必要となるわけでもない。したがって、小規模組織は、一連の小規模な指標を利用することができる。

#### 7.5.5.1 指標の種類

指標には数種類ある。

- 測量的指標は、数量的測定又は評価を表わす(例えば、数又はパーセンテージ)。
- イニシアチブ指標は、具体的なプロジェクト又は業務に関する状態説明書である。
- 説明的指標は、状態の質的説明を表わす。
- 指導指標は、最終的に結果を左右するかもしれない態度、行動、努力又は条件を測定する。
- 経過指標は、組織の活動の結果を測定する。

重要業務評価指標は、組織の成功にとって重大な意味を持つ業務の指標である。

重要業務評価指標は、組織全体に適用することができる項目に限定されているわけではない。重要業務評価指標は、サブユニット、特定のプロジェクト、プロセス又は活動のために開発することもできる。

組織は、補完的な一連の指標を策定することが役に立つと判断するかもしれない。そのような指標は、本部、国又は地域レベル、施設レベル又はプロセスのさまざまな段階といった、組織のさまざまなレベル、サプライチェーン上のさまざまな組織、若しくは原因と結果を取り扱うために策定してもよい。

特定の社会的責任目標にとって、望ましい行動を駆動するものとして、指標の類型を組み合わせたものが最も有効であり得る。

#### 7.5.5.2 指標の選択又は定義の際の考慮点

指標は次であることが望ましい。

- 測定目的に合っていて、ステークホルダーが知りたいような種類の情報と合致している。
- 組織が担当する活動範囲と場所に合っている。
- あらかじめ意図された視聴者が理解しやすい。
- ベンチマークとして適している。
- 要求された時間内に、信頼の置ける方法で供給されるデータ又はその他の情報を測定することができる。

指標のアイデアは、同業者の社会的責任に関する報告書及びその他の情報源のみならず、GRI持続可能性報告書のためのガイドラインなどの既存の文書からも入手することができる。*(IDTFへの注記:GRIへの言及に関しては、この主要課題に取り組んでいる専門グループの結果と照らし合わせた最終確認が必要となる。)*

注記 組織は、私的、独占的又は公開されないように法的に保護されている情報、若しくは入手や公開に適さない情報を要求するような指標を選択又は定義する必要はない。

また、指標が評価及び結果報告に過度の負担を強いるようなことは望ましくない。

#### 7.5.5.3 指標開発の原則

組織は、ステークホルダーの包括性、比較可能性、重要性、正確性、信頼性、アクセス可能性(どれくらい簡単に情報を入手することができるか?)、適時性及び明瞭さといった指標開発の原則を考慮に入れることが望ましい。指標開発の原則は、GRI持続可能性報告書のためのガイドラインにより詳細に記載されている*(IDTFへの注記:GRIへの言及に関しては、最終確認が必要となる。)*。

**事例ボックス:** *(IDTFへの注記:次のような指標の例をいくつか記載する)*

- 作業年度当初の、合法的な労働組合によって代表されている被雇用者の割合
- ユニットごとの被雇用者が1年あたり教育に費やす平均時間

#### 7.5.6 行動計画及び文書

行動計画は、組織の能力を考慮に入れ、同時に事前に設定された目標の妥当性を検証しながら、系統立った方法で社会的責任を実施するのに役立つ。行動計画の開発には、次が含まれ得る。

- ステークホルダーエンゲージメント計画(7.3参照)及びコミュニケーション計画(7.6参照)の一部である行動を包含する又はそれらに結びつく実施マイルストーンの定義
- 例えば、予算、人的資源、具体的な専門知識、テクノロジー及び情報システムなどの資源の割り当て
- 例えば、プロジェクトマネジメントなどの計画を実施する方法の説明

組織は、まず既存の文書、枠組み及びツールを考慮し、社会的責任に関する具体的な行動及び手段をどのように統合することができるかを調査することが望ましい。

### 実用的ヘルプボックス：“手段及び枠組みの利用”

IDTFへの注記：このヘルプボックスのより大きなニーズは何か？

1) むしろ、SMOが利用する可能性が高い簡単な手段を含む、社会的責任を既存の枠組み及び手段に統合するためのガイダンスが必要か？

及び／又は

2) 次のような、新しい手段の作成のための／作成に関するガイダンスが必要か？

- スウェーデンからの“課題マトリクス”：社会的責任(主要)課題を、バリューチェーン、プロセス及びステークホルダーという3つの関連にマッチさせる。マッチングの際は、高、中、低という3種類の影響の程度を使用する。分析、実施及び評価という3つの語句を使用する。

又は

- Kim Christiansenからの課題マトリクス(ウィーンで言及された)：その中では、社会的責任(主要)課題がステークホルダーにマッチングされている(7.4の用法を参照)。

我々は、WG社会的責任エキスパートの革新的な手段及びアイデアが、ガイダンス文書自体に包含されることが望ましいと考える(7.4の課題マトリクスに関してすでに実施されているとおり)！この方法を取れば、ISO 26000は明らかに既存の慣行の価値を高めることができるだろう。

### ヘルプボックス xx：既存の枠組み及び手段への社会的責任の統合

このヘルプボックスでは、社会的責任の背景においてどのように使用するかに関するガイダンスを提供することができる。

- “古典的な”EFQMモデル又は修正EFQMモデル“持続可能な卓越性”
- 古典的な(ISOに準拠した)PDCA マネジメントシステム
- (持続可能な)バランス・スコアボードなどの戦略的評価のための手段
- 被雇用者、取引先、供給業者などとの面接及び契約

IDTFへの注記：私たちはここで、ISO 26000が、それ自体はMSSではないが、既存のMSSを活用することになるということを説明する機会を得るであろう。起草者によっては、ここでは例としてPDCAサークルを使用し、その他の手段の既存の修正版は例えば付属書などで言及するだけで十分であると感じた者もいた。

## 7.6 社会的責任に関するコミュニケーション

### 7.6.1 主要な考慮点

社会的責任について内部及び外部のステークホルダーと効果的にコミュニケーションを取れば、多くの目的が果たせる。こうしたコミュニケーションは、

- 社会的責任に関する戦略、計画、パフォーマンス及び挑戦について組織内の認識を高め、社会的責任に関する組織の活動に対する支援に被雇用者を関与させ、被雇用者のやる気を起こさせる。
- 組織に対するステークホルダーの信用と信頼を高めるために、責任ある行動、公開性、誠実性及び説明責任といった面での組織の評判を高める。

- 社会的責任に関する計画、行動及び役割を、組織のステークホルダーの利害に沿うように調整する。
- 社会的責任に関する組織のパフォーマンスを評価するために使用することができる情報を求めるステークホルダーの合理的な要求に答える助けとなる。
- 同業組織間のベンチマーク活動を促進する。ベンチマーク活動は、社会的責任に関するパフォーマンス向上を刺激することができる。
- ステークホルダーエンゲージメントを開始し、またステークホルダーの関心事に対応するために利用することができる情報を提供する。
- 社会的責任情報の開示に関する法的要求事項及びその他の要求事項に対処する。
- 組織が賛同している社会的責任への誓約への準拠の程度を示す。
- 社会的責任課題に関連する緊急事項への迅速かつ適切な対応を確実にするための枠組みを提供する。

### 7.6.2 コミュニケーション及びメディア形態の計画及び選択

コミュニケーション計画は、社会的責任に関するコミュニケーションの費用対効果を高めることができる。計画により、例えば、コミュニケーションの目標／望まれる結果、視聴者、背景、範囲、タイミング／順番、方法及び形態、コミュニケーションを行う当事者、並びに内部及び外部スタッフ及び必要なその他の人材を特定することができる。

計画を作成するに当たっては、次の要因を考慮することが望ましい。

- 計画の作成及び／又は実施を助けるために内部又は外部の専門家が利用されるかどうかを含む、予算及びその他の資源限界
- 大部分のステークホルダーに到達するように主要メッセージを配信するための複数形態のコミュニケーションの利用に関する潜在的価値
- コミュニケーション計画と組織の既存の戦略及び運営計画との整合
- コミュニケーションの主要視聴者を構成するステークホルダーの文化的、社会的、教育的、経済的及び政治的背景、並びにその価値、見解及び関心事
- 対象となる視聴者の予測参加レベル。つまり、対象となる視聴者が、フィードバックを提供するか、解決法を決める手助けをするか、又は他人に情報を伝達するか。
- 対象となる視聴者が情報へ簡単にアクセスできるか。
- 情報の裏付けとなる可能性のある保証のタイプ及びレベル

### 7.6.3 社会的責任に関するコミュニケーションの種類

内部及び外部のステークホルダーと効果的なコミュニケーションを展開するにあたり、組織は、定期的な公開報告及びステークホルダーとコミュニケーションを行うためのその他の方法を含むさまざまな種類のコミュニケーションを考慮することが望ましい。

効果的であるためには、社会的責任に関するコミュニケーションが、ステークホルダーにとって入手可能かつ信用できるものでなければならない。そのようなコミュニケーションは、適宜、次のようなものであることが望ましい。

- 組織及びそのステークホルダーの対話によって、情報に基づく。
- 対象となる聴衆及び情報を必要とするかもしれない他の人々が合理的にアクセスできることを確実にするためにさまざまなコミュニケーション手段及び技法を使う。
- 特定の課題に関しては、定期的及び臨時に行う。
- 短期の目標及び長期の目標を特定し、取り扱う。
- 成果及び問題の両方について議論する。
- 保護されている情報を漏らすことなく、透明性があり、率直で、倫理的で、正確で、しかもステークホルダーの合理的な要求及びニーズに対応できるものである。
- 一貫性があり、長期的な比較が可能であり、適用可能で合理的に利用できるパフォーマンス・ベンチマークと同程度の機能を有するものである。
- 組織にとって実行可能で、実際的である。
- 意図する目的に鑑みて、時宜にかなっており、明瞭簡潔で、完全である。

#### 7.6.3.1 定期的な公開報告

組織は、その事業活動、製品、サービス及び社会的責任に関連する活動について、パフォーマンス及びその他の情報を定期的かつ公的に伝達することが望ましい。組織は、組織及びステークホルダーにとって重要な(7.2参照)社会的責任課題(6参照)を取り扱うことが望ましい。[6記載の7つの主要課題のうち、少なくとも何らかの形で取り扱われていないものがある場合、組織は、信頼性を高めるためにその理由を説明することが望ましい。]コミュニケーションは、達成事項及び不足事項並びにこれらの不足事項にどのように対処するかを含め、社会的責任パフォーマンスに関する公正かつ完全な実態を提供する数値的データ及び定性的説明並びに背景情報の組み合わせを包含することが望ましい。この情報は、例えば、計画、目的、目標、パフォーマンス、準拠、課題、誓約、アプローチ及びステークホルダーエンゲージメント活動を包含してもよい。例えば、より詳細な報告書のみならず簡単な社会的責任報告書にも包含することができる具体的な情報を提案しているGRI持続可能性報告書のためのガイドラインを参照すること。このガイドラインは、報告される情報の比較可能性、信頼性及び実用性を高めるためのモデル指標並びに報告原則を提供している。

[7.XIは、社会的責任の報告に関する信頼性を高めるために使用され得る保証プロセスに関するガイダンスを提供する。]

#### 7.6.3.2 社会的責任に関するその他のコミュニケーション

組織及びそのステークホルダーのニーズに対処するために、社会的責任に関連するその他の幅広い内部及び外部の開示を使用してもよい。このコミュニケーションは、適宜、定期的に行ったり、臨時で行ったりしてもよい。例えば次が含まれる。

- 社会的責任及びそれに関連する活動についての一般的認識を高め、それらに対する更なる対話についての情報を与えるための組織内コミュニケーション
- 活動、製品及びサービスの社会的責任をめぐるクレームに関するステークホルダーとのコミュニケーション[このようなクレームの信頼性を高めるために使用し得る保証プロセスについては7.8参照]
- 社会的責任に関連する調達要求事項についての供給業者へのコミュニケーション

- 社会的責任に影響を及ぼすかもしれない危機的状況でのコミュニケーション
- 社会的責任に関連する具体的な課題又はプロジェクトに関するステークホルダーとのコミュニケーション(7.3及び7.6.5参照)

情報共有のために使用し得る多くの手段、方法及びメディアがある。これらには、例えば、報告書、ニューズレター、雑誌、ポスター、広告、書簡、ボイスメール、ライブ・パフォーマンス、ビデオ、ウェブサイト、ポッドキャスト(ウェブサイト上の音声放送)、ブログ(ウェブサイト上のディスカッション・フォーラム)、製品添付説明書及びラベル、並びに広告が含まれる。プレスリリース、インタビュー、社説及び記事を使って、メディアを通じたコミュニケーションを取ることも可能である。

#### ボックス 24 コミュニケーション費用対効果を高めるための提案

次は、特に中小の組織にとって有用と思われる、コミュニケーションの費用対効果を高めるためのいくつかの提案である。

- 例えば、内部ニューズレター、四半期に一度外部へ出す郵便物、又は利用可能な電子手段のような既存のコミュニケーション経路に情報を組み入れる。
- 情報内容に優先順位を付け、優先順位の低い項目のコミュニケーションは削除するか又は延期する。
- コミュニケーションの内容に焦点を合わせ、光沢のある写真、技巧をこらした図形、並びに労力及びコストを上げる可能性のあるその他の特徴を最小限に抑える。
- 適切な報告頻度を選ぶ。例えば、報告書の発行は1年に1回ではなく2年に1回にするが、具体的なイニシアチブに関する最新情報をインターネット上でより頻繁に提供する。
- 信頼性を高めるために外部の保証が望まれる場合には、組織の報告書の第三者保証を行うために、ボランティアの顧問グループ又はその他のボランティアを利用し、保証活動を最も重要なデータに限定し、及び/又は他の要件で既に組織内にいる既存の監査人に報告書の保証を依頼する。
- 例えば、環境並びに変更及び安全に関する報告書、政府に報告されたさまざまな種類の情報、税務報告書に記載されている慈善寄付、エネルギー及び燃料の請求書から判明するエネルギー消費量、並びにこのデータから計算することが可能な関連の温室効果ガス排出、水道代請求書から判明する水使用量、並びに組織の戦略計画からの主要な優先事項といったような、すでに見直され、簡単に利用できるパフォーマンス及びその他に関するデータを利用する。
- グローバル・レポーティング・イニシアチブ及びグローバル・コンパクトによって規定される、社会的責任に関する定期的な報告についての小規模組織のためのガイダンスといったような、特に中小組織のために作成された社会的責任のコミュニケーションについてのガイダンスを利用する。
- 情報の配布地域を狭め、情報配布の時間を長くする。
- コミュニケーションの計画及び準備のために被雇用者を活用する。又はは社会的責任に関する無料のコミュニケーション・サービスを進んで提供してくれる外部のコミュニケーション専門家の支援を求める。支援を要請するために、専門のコミュニケーション会社に連絡を取る。

#### 7.6.4 社会的責任のコミュニケーションに関するステークホルダーとの対話

7.2及び7.3で規定されているとおり、社会的責任課題に関してステークホルダーを関与させることに加えて、組織は、社会的責任に関するコミュニケーションについてステークホルダーと定期的に議論することも望ましい。こうした議論は、組織が次を行う際の助けになり得る。

- 必要に応じてコミュニケーションを改善することができるように、コミュニケーションの内容、媒体、頻度及び範囲の妥当性及び効率性を評価する。

- 今後行うコミュニケーションの内容に優先順位を付ける。
- 保証に関するこのアプローチが使用されている場合は、ステークホルダーから報告された情報について外部保証を確保する。
- コミュニケーションに関する最良慣行を特定する。

## 7.7 社会的責任の活動及び慣行の吟味

*IDTFへの注記: この細分した箇条は、7.xの後に改訂されている。7.xは、7.8になる見通しである。WD3に関するコメントが盛り込まれ、信頼性及び保証に関するものはすべて削除されている。*

### 7.7.1 主要な考慮点

組織の活動及び慣行の有効性は、定期的な評価及び吟味によって高めることができる。焦点は、慣行のパフォーマンス及び活動の成果を追跡することに合わせられることが望ましい。吟味結果並びに活動の定期的な監視及びパフォーマンス測定は、組織的な学習に備え、パフォーマンス向上を促し、経験及び能力の普及を促進するために、内部及び外部に伝達されることが望ましい。

吟味結果の開示は、ステークホルダーにとっても学習のプロセスとなり、組織とそのステークホルダーとの間の信頼関係を強化するであろう。ステークホルダーを吟味に関与させることは、対話及びフィードバックを伴う継続的なプロセスであり、リスク及び機会に対する組織の認識をさらに高める。社会的責任に関する組織の全体的な目的及び具体的な目標を吟味する上で、ステークホルダーからのフィードバックは貴重である。

### 7.7.2 パフォーマンスの追跡

パフォーマンスを追跡し、その活動を吟味することは、一定期間後及び定期的に、実施された慣行及び計画された行動に対して起こったことについての情報収集を助けるプロセスである。

組織は、具体的な目標との関連のみならず、単独の行動が組織の全体的な目的及び戦略に及ぼす影響との関連においても、社会的責任に関する行動及びパフォーマンスを吟味することが望ましい。組織は、吟味の記録を維持することが望ましい。組織は、適切な手段を用いてこの情報を関連のステークホルダーに伝達することが望ましい。組織は、他者に開示される情報が、正確、完全かつ信頼のおけるものであることを検証することが望ましい。

吟味では、次を検証することが望ましい。

- うまくいったことは何か、そしてそれはなぜか？ – うまくいかなかったことは何か、そしてそれはなぜか？
- 何を変えればよかったか？
- 調整及び変更のためのアイデア

吟味のための情報及びデータを収集する上で、組織はいくつかの難題に直面するかもしれない。課題及び行動によっては、吟味に費用がかかるもの、定量的及び客観的吟味が困難なもの、利用できるデータが欠如しているものなどがあるかもしれない。組織は、費用及び労力を、具体的なデータの収集がもたらす利益と比較して評価することが望ましい。

パフォーマンスの吟味には、可能な限り、客観的な検証が可能な活動の吟味を含めることが望ましい。客観的な評価によっては、入手するのが困難なものもある。そのような場合には、より包括的な吟味活動を始める前に初期の吟味のための適切な指標を特定する開始点として、ステークホルダーからのアドバイスを利用することができる。

監視プロセス及び吟味には、組織の種類及び性質に合った一般的に受け入れられている社会的責任指標を利用することにより、組織の社会的責任への誓約に対するパフォーマンス及びに重要かつ議論を呼ぶ課題を含めることが望ましい。

組織は、社会的責任に関する活動及びパフォーマンスの情報を収集し、記録を保管し、トップマネジメントが見直すことができるような形態でそれを提示することが望ましい。情報には、その時点では関連性のないものとして説明されたものを含め、すべての社会的責任課題に関する成果を包括することが望ましい。

### 7.7.3 改善の選択肢

社会的責任慣行及び行動の成果に対する体系的吟味の結果には、改善されることが望ましい特定活動を含めることが望ましい。理想的な吟味では、分野及び成功並びに組織がパフォーマンスの改善が必要であると考えられる分野が特定される。

吟味の結果は、マネジメントが問題を処理し、必要に応じて組織の声明書、目的、割り当て財源、目標及び行動計画を見直す際にも使用されることが望ましい。大きな組織は、社会的責任のエキスパートを内部のマネジメントレビューチームに含めることにより、利益を得ることができる。

組織の声明書、戦略、目的及び目標との不適合が特定された場合には、継続的な学習及び改善のためにこれが利用されることが望ましい。問題を克服するために、適切な措置が構築され、講じられることが望ましい。

吟味の結果は、適切かつ建設的なフィードバックの提供を受けるために、組織のステークホルダーに伝えられることが望ましい。組織は、ステークホルダーが示す反応にはすべて適切な時間内に応答することが望ましいし、ステークホルダーからのフィードバック及び応答の両方を公開することが望ましい。

#### ボックス xx 吟味すべき文書

社会的責任パフォーマンスの吟味には、組織の性質及び規模に応じて、さまざまな種類の文書が含まれる場合がある。

- 例えば、関連法令順守及び組織の誓約といった、定期的に評価される主要なパフォーマンス指針(7.5.4参照)のデータ記録
- 環境及び安全衛生監査の結果
- サプライチェーン監査の結果
- 倫理的な行動、統治及びその他の活動の評価結果
- 成功及び失敗を含め、社会的責任の具体的活動の評価結果
- 被雇用者、顧客、近隣住民、市民及びその他からの苦情に対する行動記録
- 訓練の記録
- 被雇用者及び顧客の満足度調査
- 例えば、新聞からの、組織が一般にどのように認識されているかということを示す文書
- 組織が賛同しているその他の規格、規範、ガイドライン、最良慣行に関する文書及びベンチマークへの準拠に関する評価結果



## ボックス 25 レビュー文書の種類

組織の性質及び規模に応じて、次次を含む多くの[さまざまな]種類のレビュー文書が利用可能な場合がある。

- 例えば、関連法令順守及び組織の誓約といった、定期的に評価される主要なパフォーマンス指標(7.5.4参照)のデータ記録
- 環境監査の結果
- サプライチェーン監査の結果
- 倫理的な行動、統治及びその他の活動の評価結果
- 成功及び失敗を含め、社会的責任の具体的活動の評価結果
- 被雇用者、顧客、近隣住民、市民及びその他からの苦情に対する行動記録
- [訓練の記録]
- [健康の記録?]
- 被雇用者及び顧客の満足度調査
- 例えば、新聞からの、組織が一般にどのように認識されているかということを示す文書
- 組織が賛同しているその他の規格、規範、ガイドライン、最良慣行に関する文書及びベンチマークへの準拠に関する評価結果

## 7.8 信頼性の向上

IDTFへの注記: 我々が当初策定したタイトルは、“組織の社会的責任アプローチの信頼性の向上”であったが、議論の後、チームはこの細分した箇条を単に“信頼性の向上”と呼ぶことに決定した。これは、ステークホルダーの細分した箇条が単に“ステークホルダーとの協働”と呼ばれるのとよく似ている。しかしながら、長いほうのバージョンが好まれるのであれば、“社会的責任アプローチ”という言い回しが選ばれる。というのも、我々は、“アプローチ”は、組織の“誓約、戦略、実施、監視、評価、報告、コミュニケーション及び改善”を含む可能な限り幅広い概念であると考えからである。留意すべきは、フランス語話者は、“社会的責任方針”に上記意味を含ませる傾向にある一方で、スペイン語話者にとっては“社会的責任方針”は“意思”に限定され、必ずしも行動ではない狭い概念でもあるということである。

### 7.8.1 主要な考慮点

ISO 26000は、第三者認証を目的として作成されるものではない。

IDTFへの注記: 244-245との一貫性を確認すること: “第三者適合性評価手段”は削除されることが望ましい。

しかしながら、組織は、照合及び伝達されるデータ及び情報の信頼をマネジメント及び組織のステークホルダーの両方に対して高める適切な形態の保証を模索することによって、社会的責任アプローチの各要素の信頼性を高める。保証には、組織によって達成されたパフォーマンスの評価も含めることにより、組織がその全体的な社会的責任アプローチをいかにうまく実施しているかを確認し、さらに改善すべき分野の特定を可能にする。

IDTFへの注記: “保証”を定義に加えなければならない— 我々は、このヘルプボックスに提案を策定した。

7.で先に説明されたとおり (IDTFへの注記: この言い回しは、この細分した箇条が7.8となることを前提としている。さもなければ、適宜言葉を言い換える必要がある)、社会的責任アプローチには、組織の誓約、戦略、目的、目標並びに組織の活動、コミュニケーション、ステークホルダーエンゲージメントのプロセス及びパフォーマンス評価活動が含まれる。

#### ヘルプボックス:保証とは何か?

保証は、組織の具体的な報告の質に方向付けを与えうる内部又は外部評価であり、組織がその社会的責任誓約を果たすことを可能にする本源的な能力、システム及びプロセスとともに、組織の実際のパフォーマンスの評価も含まれる。保証には、ステークホルダーに対する組織の信頼性を高めるためにこの評価の結果を伝達することも含まれる。

#### 7.8.2 信頼に基づく関係の有益性

社会的に責任ある行動が既存の組織のシステム及び実際の業務に統合されているということを明示することは、組織のすべてのステークホルダーとの間に信頼に基づく関係を構築するプロセスを促進する。これは、次に、(例えば、交渉、契約、苦情及び監視などにかかる)費用の低下の点から見てプラスの成果を生み出し、相互に利益をもたらす協調の機会を増やす。

さらに、保証取得プロセスは、ステークホルダーの間の信頼性を高めることによって、社会的責任アプローチ及び全体的な有効性を高めるための将来のパフォーマンス改善を促進する組織的な学習を可能にする。

#### 7.8.3 保証のレベル及び形態

保証は、コミュニケーション(及び報告)から、社会的責任アプローチの実施を可能にする内部プロセス及びシステムまで、並びに組織によって達成された実際の成果まで、社会的責任アプローチのさまざまな要素を網羅することができる。したがって、保証は、さまざまなレベル及びさまざまな形態で提供されることができる。それらのさまざまなレベル及び形態の保証は、相互排他的なものではなく、むしろ相互補強的なものである。

組織は、次を含むさまざまなレベルの保証を模索することができる。

- 伝達されるデータ及び情報(精度の管理)
- 組織プロセス(信頼性の評価)
- 社会的責任課題に関するパフォーマンス(達成されたパフォーマンスの評価及び改善すべき分野の特定)

保証はまた、組織の保証に関する組織の具体的なニーズに合うようにさまざまな技能、能力及び方法を提供している人々及び組織と係り合うことによって、さまざまな形態で入手することができる。したがって、保証は、内部スタッフから、専門の保証請合い会社のみならず、NGO又は社会的責任のエキスパートまで、社会的責任課題に対する具体的な知識及び正当性を提供する幅広い主体によって提供されることができる。組織は、例えば次の方法で保証を入手することができる。

- 内部スタッフを利用して監査及びその他の統制を実施する。
- 一般公開イベントを開催し、外部ステークホルダーとの対話を促進し、組織の社会的責任アプローチのさまざまな要素に関するフィードバックを求める。
- 戦略、目標又はパフォーマンス成果などといった組織の社会的責任アプローチの具体的要素を見直す任務を担う、ステークホルダー委員会を設置する。
- 外部監査 — 委託(‘第三者監査’)及び独立(‘第三者監査’)の両方を利用して、職場環境などといった社会的責任に関連する具体的な側面を評価する。

— 社会的責任課題及び保証慣行に関する能力を有する外部エキスパート及び／又は組織からの報告, 内在するシステム及び実際のパフォーマンスに対する体系的な保証を模索する。

各組織は, 組織の背景, 社会的責任アプローチにおいて特定された重要な課題及び目的に鑑みて, 最も適切なレベル及び形態の保証を選ぶことが望ましい。

#### 事例ボックス – 保証の形態

正しい形態の保証を選択するにはどうすればよいか？

##### 例1 - ヨーロッパのある製薬会社

ヨーロッパのある中規模製薬会社が採用するSR保証に対するアプローチは, ‘モジュール式アプローチ’であり, 次のとおり要約することができる。

基本的な考え方は, SR保証においては, さまざまな技能及び能力が必要であり, さまざまな組織が, さまざまな質問に対する適切な回答を提供することができるということである。

したがって, モジュール式アプローチは次のとおり表現される。

- ハード・データ及び数値の保証を求める場合 =>プロの会計士の作業に依存する。
- さまざまな事業活動において重要となる社会, 倫理及び環境的課題の保証の場合 => 関連するすべてのステークホルダーとの対話を模索する。
- 全体的な社会的責任戦略に関するシステムの保証の場合 => 社会的責任のエキスパートの意見を仰ぐ。

##### 例2 - コスタリカのある中小組織

コスタリカのある中小組織が採用するSR保証に対するアプローチは, ‘統合アプローチ’であり, 次のとおり要約することができる。

基本的な考え方は, SR保証においては, 継続的改善及び組織文化を高めるためにさまざまな技能及び起業家能力が奨励されるということである。

したがって, 統合アプローチは次のとおり表現される。

- 認識及び統合 =>社会的責任原則及び主要課題の自己評価報告
- 長所の特定 => 第三者又は第三者改善機会評価
- 改善の分析及び優先順位付け => 行動機会特定計画の開発

#### 7.8.4 ISO26000と既存の社会的責任規格とのつながり

対象とする目的のために一般的に受け入れられている, 社会的責任分野で確立した規格に基づいて保証が行われる場合, その採用される種類の保証の信頼性は, さらに高まる。

組織の社会的責任アプローチの信頼性を高めるための規格には, 主に2つの異なる種類が存在する。全体的な社会的責任規格及び特定の社会的責任規格である。前者は社会的責任に対して全体的アプローチを取る一方で, 後者はしばしば課題に基づいているか(例えば, 労働条件), 若しくはある特定の活動(例えば, 金融部門)又は組織のプロセス(例えば, 報告)に焦点を合わせている。

全体的な社会的責任規格: この種の社会的責任規格は, 組織がその全体的な社会的責任アプローチに関連する幅広い範囲の社会的, 環境的及び倫理的課題を見直す際の手助けとなるもので, 組織とすべてのステークホルダーとの間の関係に焦点を合わせている。

次は、こうした規格の国際レベルの例である。

- UNグローバル・コンパクト原則：人権、労働、環境及び汚職防止の分野における企業行動を導くための10の一般原則
- AA1000シリーズ：具体的な保証規格であるAA1000ASを含む、組織の持続可能性パフォーマンスを改善するための基礎を提供する規格であり、その中核的原則である重要性、完全性及び反応性は、保証に関する全体的なアプローチに適用される。
- IDTFへの注記：関連のある他の例は？

他にも、例えば、ドイツのバリューマネジメントシステム、フランスのSD21000、イタリアのQ-RESガイドラインなどのように、地域又は国内レベルの全体的な社会的責任規格が存在する。

*(IDTFへの注記：これらは、膨大な数の実行可能な関連のある例のうちのほんのわずかであり、発展途上国から他の例があればありがたい。ここで本文の中に長いリストを掲載する代わりに、別のヘルプボックスをここに追加することができる。)*

特定の社会的責任規格：これらは、特定の社会的責任課題又はプロセスに焦点を合わせた規格であり、広く受け入れられている慣行の採用を明示することにより、組織の社会的責任アプローチの信頼性を高める。したがって、特定の社会的責任規格は、組織の社会的責任アプローチを開発するためのガイダンスを提供するものであり、例えば次のような、組織の報告、マネジメントシステム及び特定の社会的責任課題に対する実際のパフォーマンスに関する外部評価が包含される。

- ISO14000：環境マネジメントに関する一連の国際規格で、環境マネジメントシステム及び補助的な監査プログラムの開発のための枠組みを提供する。
- SA8000：組織が、世界中のサプライチェーン全体にわたって倫理的な労働条件を管理し、実際のパフォーマンスを監視及び改善するための助けとなる。
- OSHAS 18001：組織が、安全衛生マネジメントシステムの監視及び改善を通して職場の安全衛生リスクを管理するための助けとなる。
- GRI：組織がその経済的、環境的及び社会的パフォーマンスを測定するために利用することができる原則及び指標の枠組みを提供するガイドライン。
- 森林管理協議会規格：世界の森林の、環境的に責任のある、社会的に有益かつ経済的に実行可能な管理を促進する。
- IDTFへの注記：関連のある他の例は？

上記リストは既存の社会的責任規格についていくつかの例を提供するためのものであり、ISO26000によって承認された社会的責任規格に関する網羅的なリストと見なされてはならない。組織が、社会的責任アプローチの信頼性を高める方法として、ISO26000と併せて効果的に適用することができる国際的、地域的又は国内ベースの社会的責任規格及びイニシアチブが他にも多くある。

*IDTFへの注記：この細分された箇条に記載されたすべての規格が、国際規格及びイニシアチブを参照するために専門タスクグループによって開発された基準に一致していることを確認すること。*

### 7.8.5 社会的責任パフォーマンスに関するコミュニケーション

社会的責任に関するコミュニケーションの正確性、信頼性及び完全性を確実にすることは、公開報告書及びその他のコミュニケーション形態の両方にとって重要である。公開報告書のためには、内部及び／又は外部当事者が、報告された情報並びにその情報を収集及び報告するために使用されたプロセスを見直すことが望ましい。最低でも、報告書で網羅されているすべての情報が、組織自体のスタッフ、好ましくは、報告書を作成した人々とは無関係の人々による内部保証によって裏付けられていることが望ましい。報告書の信頼性をさらに高めるために、組織は、外部のステークホルダーのような独立した第三者による保証を求めてもよい。その他のコミュニケーションの正確性及び信頼性を保証するために、同様のプロセスにし

たがってもよい。組織は、活動、製品及びサービスの社会的責任に関するクレームについて、ステークホルダーとコミュニケーションを取ることが望ましく、こうしたクレームは、内部レビュー及び保証を通して検証されることが望ましい。信頼性を高めるために、外部保証を通してこうしたクレームの検証を行ってもよい。

こうした相互作用的コミュニケーションから、組織は、どのように改善を続けていくかを決定することができ、社会的責任アプローチ及び全体的な有効性、並びにステークホルダーの間での信頼性を高めることができる。

## **7.9 中小組織が実施するためのガイダンス**

### **7.9.1 主要な考慮点**

中小組織は、あらゆる国及び世界の地域の社会及び経済において、主要な役割を果たす。中小組織は、多くの場合、所有者又は管理者の地域における役割に関する理念の一環として社会的責任を実行しており、多くの場合、その社会的責任活動を正式に発表することはない。中小組織が集団で下した決定は、社会の持続可能な発展及び繁栄にとって重要な影響を及ぼし得るため、中小組織はISO 26000にとって重要なセクターである。

7.Xは、中小組織が、ISO 26000に馴染み、規格の実用的なガイダンスを組織の規模及び背景に応じて柔軟に実施する方法を理解することを推奨するように意図されている。

### **7.9.2 中小組織における実施のための一般的ガイドライン**

- 小規模組織の典型的な機能性に応じて、内部運営設定及び手順は柔軟でよく、正式に表明される必要はない。
- 組織は、性質及び規模、並びにステークホルダーの認識に応じて課題を優先順位付けすることが奨励される。SMOが社会的責任活動を計画する際には、7つの重要課題(7.2, 特にヘルプボックス参照)のそれぞれを考慮することが望ましいが、それらの課題の1つ1つについて行動する義務は負わない。
- 実施のための集団的アプローチが奨励される。類似の状態で活動する2つ以上の小規模組織が、資源を共有してISO26000を実施してもよい。組織の集まりによって集団的行動が実施される場合でも、各組織は自身の行動に対して個別に説明責任を負う。
- 業界団体、商工会議所、(NGOのための)包括的組合などの集団組織は、自身のニーズ及び背景に基づいて、自身の提案を開発することが奨励される。

## 附属書A（参考）

IDTFへの注記：タイトル、内容及び本文は追って決定する。

## 参考文献

IDTFへの注記:この参考文献に記載されているリファレンスのほとんどは、不確かな情報であり、正式なISOリファレンスのフォーマットではない。起草者には、次の原案では正確なISOフォーマットの完全なリファレンスを提供することを依頼する。

1. Aarhus Protocol on Persistent Organic Pollutants (POPs), 1998.
2. Abolition of Forced Labour Convention, 1957 (No. 105).
3. Agenda 21, UN Conference on Environment and Development (1992).
4. Convention on Biological Diversity, United Nations Environmental Programme.
5. Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora.
6. Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, 1979.
7. Convention on the Rights of Persons with Disabilities, 2006.
8. Convention on the Rights of the Child, 1989.
9. Convention to Combat Desertification, United Nations Environmental Programme.
10. Discrimination, Employment and Occupation Convention, 1958 (No. 111).
11. Equal Remuneration Convention, 1951, (No. 100).
12. Forced Labour Convention, 1930 (No. 29).
13. Freedom of Association and Protection of the Right to Organize Convention 1948 (No. 87).
14. ILO Convention 169 concerning Indigenous and Tribal Peoples Independent Countries. Adopted on 27 June 1989 by the General Conference of the International Labour Organization at its 76<sup>th</sup> session; entry into force 5 September 1991.
15. ILO Convention No. 138 Minimum age, 1973.
16. ILO Convention No. 182 Worst forms of Child Labour, 1999.
17. Indigenous and Tribal Peoples Convention, 1989.
18. International Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women, 1979.
19. International Convention on the Elimination of all Forms of Racial Discrimination, 1965.
20. International Convention on the Protection of the Rights of all Migrant Workers and Members of their Families, 2003.
21. International Covenant on Civil and Political Rights, adopted 1966.
22. International Covenant on Civil and Political Rights (1976), ICCPR (Article 5).
23. International Covenant on Civil and Political Rights (1976), ICCPR (Article 6).
24. International Covenant on Civil and Political Rights (1976), ICCPR (Article 7).

25. International Covenant on Civil and Political Rights (1976), ICCPR (Article 8).
26. International Covenant on Civil and Political Rights (1976), ICCPR (Article 17).
27. International Covenant on Civil and Political Rights (1976), ICCPR (Article 19).
28. International Covenant on Civil and Political Rights (1976), ICCPR (Article 26).
29. International Covenant on Civil and Political Rights (1976), ICCPR (Article 27).
30. International Covenant on Economic, Cultural and Social Rights, (ICECSR) adopted 1966.
31. International Covenant on Economic, Cultural and Social Rights, (ICECSR) adopted 1966 (Article10).
32. International Covenant on Economic, Cultural and Social Rights, (ICECSR) adopted 1966 (Article11).
33. International Covenant on Economic, Cultural and Social Rights, (ICECSR) adopted 1966 (Article12).
34. International Covenant on Economic, Cultural and Social Rights, (ICECSR) adopted 1966 (Article13).
35. International Covenant on Economic, Cultural and Social Rights, (ICECSR) adopted 1966 (Article18).
36. ISO 10001: Quality management – Customer satisfaction – Guidelines for codes of conduct for organizations.
37. ISO 10002: Quality management – Customer satisfaction – Guidelines for complaints handling in organizations.
38. ISO 10003: Quality management – Customer satisfaction – Guidelines for dispute resolution external to organizations.
39. ISO 14020:2000: Environmental labels and declarations – General principles.
40. ISO 14021:1999: Environmental labels and declarations – Self-declared environmental claims.
41. ISO 14024:1999: Environmental labels and declarations – Type I environmental labelling –Principles and procedures.
42. ISO 14025:2006: Environmental labels and declarations – Type III environmental declarations –Principles and procedures.
43. ISO/TR 14062:2002: Environmental management — Integrating environmental aspects into product design and development.
44. ISO 19011:2002: Guidelines for quality and/or environmental management systems auditing.
45. ISO 22000:2005: Food safety management systems – Requirements for any organization in the food chain.
46. ISO 9000:2005: Quality management systems – Fundamentals and vocabulary.
47. ISO 9001:2000: Quality management systems – Requirements.
48. ISO 9004:2000: Quality management systems – Guidelines for performance improvements.
49. ISO/IEC 27001: Information technology – Security techniques – Information security management systems - Requirements.



50. ISO/IEC Guide 51: Safety aspects – Guidelines for their inclusion in standards.
51. IUCN World Conservation Union Red List of Threatened Species.
52. Kyoto Protocol to the UN Framework Convention on Climate Change, 1997.
53. Millennium Ecosystem Assessment.
54. Montreal Protocol on Substances That Deplete the Ozone Layer, 1987.
55. OECD Guidelines for Consumer Protection in the Context of Electronic Commerce.
56. OECD Guidelines for Multinational Enterprises: Review, 2000.
57. OECD Guidelines for the Security of Information Systems and Networks: Towards a culture of security,
58. OECD Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data,
59. OECD Recommendation on Dispute Resolution and Redress,
60. Our Common Future, Report of the World Commission on Environment and Development; (1987) (also referred to as Brundtland Report),
61. Ramsar Convention on Wetlands, 1971.
62. Regional and international consultations on the Framework organized by UNEP and UN Department of Economic and Social Affairs (DESA) at <http://www.unep.org/pc/sustain/10year/home.htm>.
63. Reports of the Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC).
64. Resolution 2200A (XXI) of 16 December 1966 entry into force 3 January 1976, in accordance with article 27. In: [http://www.unhcr.ch/html/menu3/b/a\\_ceschr.htm](http://www.unhcr.ch/html/menu3/b/a_ceschr.htm), visited 26/03/2007.
65. Right to Organize and Collective Bargaining Convention, 1949 (No. 98).
66. Rio Declaration on Environment and Development.
67. (Rio Declaration on Environment and Development (1992) Principle 7.
68. Rio Declaration on Environment and Development (1992) Principle 9.
69. Rio Declaration on Environment and Development (1992) Principle 15.
70. Rio Declaration on Environment and Development (1992) Principle 16.
71. Rotterdam Convention on the Prior Informed Consent (PIC) Procedure for Certain Hazardous Chemicals and Pesticides in International Trade, 2004.
72. Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants, 2001.
73. United Nations Convention Against Corruption.

74. United Nations Environment Programme Awareness and Preparedness for Emergencies at the Local Level (APELL) programme, dealing with industrial accidents, which often go hand in hand with natural disasters.
75. United Nations Environment Programme. Change and Challenge. A State of the Environment Briefing for the Global Environment Facility. 2002. p. 23.
76. United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC) with its Kyoto Protocol.
77. United Nations Guidelines for Consumer Protection (as expanded in 1999).
78. United Nations Millennium Development Goal, 2000.
79. United Nations Millennium Declaration, General Assembly resolution 55/2 of 8 September 2000.
80. United Nations World Summit on Sustainable Development, Johannesburg Plan of Implementation, Ch.IV. "Protecting and managing the natural resource base of economic and social development". September 2002.
81. United Nations, Report of the World Summit for Social Development (Copenhagen, 6-12 March 1995), Copenhagen Declaration on Social Development; In:  
<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N95/116/51/PDF/N9511651.pdf?OpenElement>, visited 26/03/2007.
82. United Nations. Resolution adopted by the General Assembly [without reference to a Main Committee (A/55/L.2)] 55/2. United Nations Millennium Declaration; 8th plenary meeting.
83. UNESCO Declaration against the Intentional Destruction of Cultural Heritage, 2003.
84. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 3.
85. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 4.
86. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 5.
87. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 7.
88. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 12.
89. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 16.
90. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 17.
91. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 18.
92. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 19.
93. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 25.
94. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 26.
95. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 27.
96. Vienna Declaration and Programme of Action, UN Doc. A/ CONF. 157/23, 12 July 1993.
97. World Declaration on the Survival, Protection and Development of Children, World Summit for Children, 1990.

## 索引

IDTFへの注記: 編集委員会は、索引はISO 26000のユーザビリティを高めるであろうと考える。また、最終文書では索引が提供されることが望ましいと考える。